

2022年度
公益社団法人日本栄養士会
定時総会

公益社団法人 日 本 栄 養 士 会

栄 養 士 憲 章

制定 昭和57年6月17日

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実現を期するものである。

〔専門性の自覚〕

1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者として誇りと責任を持って社会に貢献する。

〔業務の原則〕

1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

〔生涯学習〕

1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるため常に人格の形成と知識及び技術の向上に努める。

〔融和と連繋〕

1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の拡充のため、社会との融和と連繋に努める。

〔栄養士会〕

1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責務を全うする。

2022年度公益社団法人日本栄養士会定時総会

資 料 目 次

栄養士憲章	1
資 料 目 次	2
プログラム	3
第 1 号議案 2021年度事業報告および貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、 財産目録承認の件	4
第 2 号議案 理事選任の件	52
第 3 号議案 役員報酬承認の件	53
第 4 号議案 名誉会員承認の件	54
協 議 2022年度事業執行計画、予算について	55
宣 言（案）	89
諸 規 程	
公益社団法人日本栄養士会定款	90
公益社団法人日本栄養士会定款施行規則	105
役員の報酬等に関する規程	119
総会議事運営規程	121
役員選任総会決議にかかる手続規程	123
代議員選挙事務取扱要領（ガイドライン）	128
事業部及び事務局設置運営規程	131
職域統括事業部運営規程	137

2022 年度公益社団法人日本栄養士会定時総会 プ ロ グ ラ ム

日時：2022 年 6 月 26 日（日）13:00～17:00

場所：アットビジネスセンター東京駅八重洲
通り（本部会場）と各都道府県栄養士
会の会場（分散会場）とをテレビ会議
技術で結んだ連携会場

12:00～13:00 入 室

13:00～13:20 開 会

会長挨拶

公益社団法人日本栄養士会会長 中村 丁次

議長団選出・議事録署名人選出・書記団指名・総会運営委員指名

総会成立宣言

13:20～14:00 第 2 号議案 理事選任の件（提案・選任決議）

14:00～15:00 第 1 号議案 2021 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、
財産目録承認の件（提案説明・討論・採決）

15:00～15:20 第 3 号議案 役員報酬承認の件（提案説明・討論・採決）

15:20～15:30 第 4 号議案 名誉会員承認の件（提案説明・討論・採決）

15:30～15:50 休憩

15:50～16:20 協議事項 2022 年度事業執行計画、予算について（説明・質疑応答）

16:20～16:30 宣言（案）採択

16:30～17:00 第 2 号議案 理事選任の件（選任決議報告）

17:00 閉 会

※議事の進行により延長の可能性もあります。

第1号議案 2021年度事業報告および貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録承認の件

2021年度公益社団法人日本栄養士会事業報告

【概要】

2021年度の事業は、2020年度3月理事会で決定した事業計画に基づき、執行した。

本会の重要課題を2020年度から引き続き、①高齢社会の進展に対応した取組の推進、②少子社会における児童の健全育成にかかる取組の推進、③頻発する災害から命を守る取組を推進、④世界最大の栄養士会としての「東京栄養サミット 2021」における国際貢献の推進、⑤最先端技術社会への対応とし、関係部門ごとに2024年度までの活動計画を策定し、取り組んでいる。

“栄養の日・栄養週間 2021”を、8月4日「栄養の日」、8月1日から8月7日の「栄養週間」を中心に、「栄養の整理整頓」をテーマに実施した。管理栄養士・栄養士を対象とした2021年度全国栄養士大会・オンラインの開催、全国の管理栄養士・栄養士業務のなかで開催される栄養のイベント「栄養ワンダー」、管理栄養士・栄養士それぞれが自身のSNS(Instagram)に、免疫機能を低下させないで感染症の予防に役立つ食事「予防めし」のレシピを投稿する「栄養ワンダー・オンライン 2021」の実施、特設Webサイトを開設し、「市民公開講座・オンライン 第42回「健康づくり提唱のつどい」」を開催した。

総務部関連事項では、社会のニーズに対応するために増大している事業内容の評価、財政のあり方について、引き続き検討を進めた。非常災害時における日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association - Disaster Assistance Team)にかかわる各種の活動を展開した。また、「赤ちゃん防災プロジェクト」を継続し、災害時における乳幼児の栄養支援の普及を図った。これらの事業は総務部の危機管理室の事業として行ってきたが、事業の内容を整理し、2022年7月からは「災害対策事業部」として事業を行うこととした。

学術研究事業部関連事業では、「日本栄養士会雑誌」の発行に係る企画・編集を行った。業務規範の検討、育英資金事業を継続するとともに、これらの継続事業の今後のあり方について検討した。国際関連事業では、国際栄養士連盟理事としての活動の他、各国の活動を適宜ホームページを通じ情報提供を行った。第8回アジア栄養士会議(The 8th Asian Congress of Dietetics ; ACD2022)の開催準備等を行った。

人材育成事業部関連事業では、新型コロナウイルス感染症への対応とし、オンラインによる運営体制の整備・強化に努めた。基幹教育研修事業として、基本研修全講義のeラーニング化と演習のオンライン実施、実務研修のeラーニング化に取り組み修了者増対策、認定管理栄養士・認定栄養士申請者増対策を講じた。拡充教育事業としては、適宜オンラインを導入した研修運営を継続し各認定事業をすすめた他、各事業において、仕組み、プログラムの検証、改善を進めた。

情報コミュニケーション事業部関連事業では、国民の食・栄養の課題を解決するために、「栄養の日・栄養週間」関連事業を開催した。また、世論形成と健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することを目的として、ホームページの内容の充実に努めた。

栄養ケア・ステーション事業部関連事業では、国民の身近な場所での栄養相談・支援等を展開することとし、栄養ケア・ステーション認定制度を推進した。今後も、地域住民のための食生活支援活動の拠点としての数の増加、人材育成に注力する。

地域連携事業部関連事業では、諮問会議及び地区栄養士会長会議の開催、同会議での意見を踏まえた会務運営を推進した。

職域統括事業部関連事業では、各職域において重点推進目標、具体的推進項目を設定して、職域の専門性の向上のために各種活動を行った。

I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

社会保障制度改革が推進される中、管理栄養士・栄養士がその専門性を十分にいかせる制度や仕組みを検討するため、戦略的、政策的に調査研究事業を実施することとし、医療職域による「全国病院栄養部門実態調査」を実施した。

1-2 国庫補助金等による事業

1-2-1 管理栄養士専門分野別人材育成事業（厚生労働省委託事業）

本事業は、厚生労働省の「管理栄養士専門分野別人材育成事業」として実施した。「がん病態栄養専門管理栄養士」「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」については日本病態栄養学会、「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」については日本摂食嚥下リハビリテーション学会、「在宅栄養専門管理栄養士」については日本在宅栄養管理学会とそれぞれ連携して取り組むとともに、専門管理栄養士推進協議会を設置し、認定状況、活動実態及び課題等を整理し、仕組みや実践プログラムの検証・改善を行った。さらに、栄養ケア・マネジメントに係る研修体系として Step1、Step2 のプログラムを開発し、モデル研修を実施し、内容の検証をすすめた。

1-2-2 栄養ケア活動支援整備事業（厚生労働省補助事業）

本事業は、「自治体と協働し有事の際に栄養ケアを支援する事業」として、自然災害、新興・再興感染症等の発生時において、管理栄養士・栄養士の専門性をもって、必要な時に必要な場所へ迅速に人的支援を行うことのできる体制を整備・強化することを目的に実施した。実態調査（ニーズ・実態調査の実施）により得られた結果より、研修プログラムを開発し人材育成を展開した他、人的供給のためのマッチングシステムを開発し、システム検証も含めたモデル事業を実施、支援活動フロー（手順書）として整理した。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の作成

管理栄養士・栄養士の倫理行動規範及び業務規範の進捗を確認し、今後の進め方を検討した。

1-4 国への栄養施策の提言活動

日本健康会議、健康日本 21 推進国民会議、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会、食育推進評価専門委員会等、厚生労働省、内閣府、消費者庁、農林水産省、文部科学省等の各種関連会議で、栄養の指導の実務家の立場から意見を提言した。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養に関するシステム利用・活用の促進と論文作成の支援

「日本栄養士会雑誌」に掲載された実践事例報告について、科学技術情報発信・流通総合システムの学術電子ジャーナル(J-stage)を毎月更新し、日本栄養士会ホームページ上の「文献検索システム」より、広く情報提供を行った。

2-2 栄養の指導に関する育英資金の支給事業

河村育英資金から奨学金を給付している。ホームページで公募を行い 10 名から応募があった。有識者による 1 次選考(書類選考)と 2 次選考(面接選考)を行い、愛知県・石田優利亜氏と京都府・山田真実氏、長崎県・西岡心大氏の 3 名へ 2 年間奨学金を給付することとした。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

例年通り、「管理栄養士・栄養士必携」、「栄養調理六法」、「サクセス管理栄養士・栄養士養成講座シリーズ」、「調理師読本」、「調理師 試験問題と解答」等の監修を行った。

II 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

1 生涯教育制度の基幹教育の運営事業

1-1 基幹教育研修事業

2020 年度よりすすめてきた e ラーニング講座を基本研修全科目に拡大し、さらに演習科目のライブ研修による運営をすすめる他、実務研修として各分野の講座開講をすすめ、オンラインでの効果的な研修の在り方を検討した。また、各都道府県栄養士会における生涯教育基本研修の運営状況等についてアンケートを実施するとともに、生涯教育担当者会議(Web)を 2 回開催し、開催・運営状況、課題や次期計画について意見交換、情報共有をはかった。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

第 6 回認定審査申請者 12 名に、一次審査(筆記試験)と二次審査(事例報告の考査)を実施した。認定管理栄養士認定者は 10 名、分野別では臨床栄養 9 名、福祉栄養(高齢・障がい)1 名、で、認定者総数は 74 名、分野別では臨床栄養 54 名、学校栄養 1 名、健康・スポーツ栄養 1 名、公衆栄養 2 名、地域栄養 5 名、福祉栄養(高齢・障がい)10 名、福祉栄養(児童)1 名となった。

1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

職業倫理に関しては、基幹教育の基本研修に位置付け、2020 年度から e ラーニングによる講座を継続し、より一層の普及を図った。

1-4 全国栄養士大会開催事業

管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき課題を協議し、その対応や実践方法を共有することを目的とし、「Japan Nutrition ニッポンの元気、栄養のすごい！」をテーマとし、オンライン上で 7~8 月 2

ヶ月間のオンデマンド配信として、全国から 15,972 名の参加者を得て開催した。特別講演、講演、スポンサーセミナー、計 24 題の講演を実施した他、企業とのタイアップ記事、オンライン展示会を掲載した。

1-5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

ホームページ上の「学生のみなさんへ」のコーナーに管理栄養士・栄養士を目指す方へ先輩からのメッセージをまとめた記事「訪問！ 現場で活躍するセンパイ」を掲載した。また、その記事の周知や学生を対象とした就職応援セミナーの参加勧奨を目的として「管理栄養士・栄養士になるあなたへ 2022」と題したチラシを 51,000 部、ポスターを 550 部作成し、12 月に管理栄養士・栄養士養成施設及び都道府県栄養士会へ送付した。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）にかかる運営事業

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

関連学会等と協働するなど、特定・専門的な種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性に応じた資格制度を推進している。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年度中止となった事業を再開し、オンラインによる研修や認定事業を実施した。また、食物アレルギー分野の認定制度体系の改善に取り組んだ。

2-1-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業（特定分野）

初任者研修を 7 月、8 月にオンラインで開催し 130 名参加、経験者研修を 8 月、9 月にオンラインで開催し 42 名参加、専門職研修を 10 月、11 月に開催し 57 名参加、スキルアップセミナーを 10 月に開催し 65 名の参加があった。2021 年度の特定保健指導担当管理栄養士認定者数は 3 名、認定者総数は 153 名となった。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

「経腸栄養管理の基礎」、「静脈栄養管理の基礎」、「静脈経腸栄養管理の応用」に関する研修会を、5 月から 12 月にオンラインにより開催し、76 名の参加者があった。また、スキルアップセミナーを 5 月と 10 月にオンラインにより開催し 188 名の参加があった。2021 年度の静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士認定者数は 54 名、認定者総数は 1,392 名となった。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

日本体育協会並びに日本スポーツ栄養学会と協働し、事業を実施した。2021 年度の公認スポーツ栄養士認定者数は 21 名、認定者総数は 436 名となった。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業（特定分野）

日本在宅栄養管理学会と協働し、事業を実施した。認定者総数は 1,160 名となった。

2-1-5 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2021 年度のがん病態栄養専門管理栄養士認定者数は 7 名、認定者総数は 1,011 名となった。本会主催のがん病態栄養セミナーは、e ラーニングを 10 月に開講し 296 名、ライブ研修を 11 月に開催し 22 名の参加があった。

2-1-6 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2021 年度の糖尿病病態栄養専門管理栄養士認定者数は 2 名、認定者総数は 46 名となった。

2-1-7 食物アレルギー管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

食物アレルギー基礎研修をオンラインで 9 月に開催し 232 名が参加、食物アレルギー栄養士（給食管理分野）のフォローアップ研修を 2 月に開催し 89 名の参加があった。なお、各認定研修、認定事業は 2020 年度に引き続き開催を見送り、制度体系の見直しをすすめた。

2-1-8 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定として事業を実施した。5 月～6 月に開催の専門研修へは 19 名、更新研修へは 22 名の参加があった。また、初心者研修を 11 月に開催し 602 名の参加があった。第 5 回認定試験を 12 月に実施し、2021 年度の摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士認定者数は 3 名、認定者総数は 54 名となった。

2-1-9 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2021 年度の腎臓病病態栄養専門管理栄養士認定者数は 2 名、認定者総数は 58 名となった。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本在宅栄養管理学会との共同認定として事業を実施した。専門研修を 7 月から 10 月に開催し、全課程 22 名が修了した。第 4 回認定試験を 12 月に実施し、2021 年度の在宅栄養専門管理栄養士認定者数は 8 名、認定者総数は 45 名となった。

2-1-11 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

2016 年度から引き続き、アレルギー並びに小児栄養の専門管理栄養士育成に係る関係団体等との検討を進めた。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会

栄養サポートチーム担当者研修会を、オンラインで 9 月に開催し、62 名の参加があった。内訳は管理栄養士 40 名、看護師 9 名、薬剤師 13 名であった。認定教育施設は、コロナ禍において 27 施設の協力を得て実施となった。

2-3 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

医療、学校健康教育、勤労者支援、研究教育、公衆衛生、地域活動、福祉の 7 職域で、それぞれの専門性の強化を図ることを目的として、別表 1 のとおりリーダー研修会を実施した。

2-4 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

各職域で、それぞれの専門性に関する技術・学術の強化を図ることを目的として、別表 1 のとおり全国研修会等の研修事業を実施した。

2-5 関連団体等との協働研修・研修支援事業

健康日本 21 推進全国連絡協議会、チーム医療推進連絡協議会等での活動を行った。

2-6 職域別の学習・教育用の教材および資料の制作事業

職域の専門性を強化するため、実践的な教材、資料として、公衆衛生職域では「行政栄養士による活動事例集」を作成して、ホームページで公開した。

Ⅲ 公 3 事業 食生活自律支援事業

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

1-1 栄養ケア・ステーション事業

栄養ケア・ステーションは、地域住民に対する各種栄養課題の解決と地域における食環境の整備を推進する拠点であり、より地域に密着した栄養ケア・ステーションの拠点整備を図るべく、2014 年度から、栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業を実施し、2018 年 3 月 30 日付けで内閣府の認可を得て、栄養ケア・ステーション認定制度として 4 年目を迎えた。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

栄養ケア・ステーションの実態把握のため、都道府県栄養士会の協力のもと実態調査を実施した。2021 年度で、栄養ケア・ステーションの拠点数は 448、各栄養ケア・ステーション登録者（管理栄養士・栄養士）は 4,973 名となった。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

学識経験者（経営等も含む）、事業者の代表者、代表都道府県栄養士会を含む栄養ケア・ステーション推進委員会を組織し、短中長期目標の設定と具体的な取り組みにむけワーキンググループを設置し、推進を図った。各都道府県の栄養ケア・センター機能の整備・強化のため全国栄養ケア・センターリーダー研修会を 12 月に開催、栄養ケア・ステーションのマニュアルを作成した。また、栄養ケア・ステーションの活動の見える化を目指し、ホームページへの活動事例掲載、パンフレットの作成をすすめた。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

2018 年度から栄養ケア・ステーション認定制度を開始した。2021 年度は第 1 期として、認定審査会を 5

月に、認定委員会を6月に開催して44か所の事業所を、また、第2期として、認定審査会を2月に、認定委員会を3月に開催して62か所の事業所を、それぞれ認定栄養ケア・ステーションとして認定した。また、89か所の認定栄養ケア・ステーションを機能強化型認定認定栄養ケア・ステーションへ移行認定した。これによって2021年度末までで認定栄養ケア・ステーションの総数は348か所となった。また、認定栄養ケア・ステーションの責任者研修(ベーシック及びアドバンス)を11月と2月に開催し、258名の参加があった。

1-2 非常災害時の被災者の健康被害を回避するための栄養ケアに関する事業

1-2-1 JDA-DAT 育成事業と支援活動

2021年度は、幸いに支援活動を必要とする大きな災害はなかったが、DMAT等からの栄養に関する相談に対応した。

また例年行っている都道府県栄養士会における災害支援の体制整備のための日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association - Disaster Assistance Team ; 以下、JDA-DAT)スタッフ研修会助成事業を実施し、34県栄養士会へ対応した。

1-2-2 JDA-DAT 体制整備事業

JDA-DAT 第11回リーダー育成研修、第6回リーダースキルアップ研修を、10月にオンラインにて開催し、新たに75名のリーダーを育成した。これにより、JDA-DATリーダーは906名となり、都道府県栄養士会で育成されているスタッフ3,626名を合わせて4,532名の人材が育成できた。

また、12月に開催された東京栄養サミット2021サイドイベントに併催したスキルアップセミナーは1,016名の参加があった。

1-3-3 ほっこり・ふれあい食事プロジェクト

2021年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送った。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業(栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業)

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

“栄養の日・栄養週間 2021”の市民公開講座として、「STAY HOME で考える、食生活と腸内環境」をテーマに、動画(You Tube)にて公開した。動画では、コロナ禍で乱れた食生活をいまいちど整えるため、「腸内環境」に注目して栄養についてゲストを迎え、わかりやすく解説を行った。2021年8月4日から8月31日の間の視聴回数は85,001回。

2-1-2 健康日本21(第二次)の目標達成に向けた事業

「ヘルシーダイアリー」に、野菜の摂取と減塩に関する内容を盛り込んで、生活習慣病の予防を中心とし

て、あらゆる世代の人々の食生活支援に活用した。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

日本栄養士会は 2016 年に、全ての人びとの健康の保持・増進を実現するために、8 月 4 日を「栄養の日」、8 月 1 日から 7 日を「栄養週間」と制定した。2021 年度「栄養の日・栄養週間」では、「栄養の整理整頓」をテーマに、ゼスプリ・インターナショナル・ジャパン、ヤクルト本社、明治、伊藤園、日本即席食品工業協会、味の素、第一出版(栗田興産)の協賛を得て、各種事業を実施した。

6 月 26 日から 9 月 5 日の間には、栄養ワンダー2021 として、管理栄養士・栄養士の活動先全国 1,198 カ所で、一般参加者数 147,706 人を対象に、栄養をたのしむオリジナルイベントを開催した。各会場では「栄養の日・栄養週間」特別メニューの提供、無料栄養相談などのほか、「栄養ワンダー・ブック」の配布や特別協賛企業提供による商品のサンプリングを実施した。

また、同期間には、栄養ワンダー・オンライン 2021 として、全国 487 人の管理栄養士・栄養士それぞれが自身の SNS(Instagram)に、免疫機能を低下させないで感染症の予防に役立つ食事「予防めし」のレシピを投稿した。同期間の投稿数は 2,120 投稿、国民の推定リーチ数は 3,124,791 人に達した。

広報活動として、「日本栄養士会ホームページ: www.dietitian.or.jp」(管理栄養士・栄養士向け)と、「NU+(ニュータス): www.nutas.jp」(国民向け)と連動した特設ページ(www.nutas.jp/84/)『「栄養の日」たのしく食べる、カラダよろこぶ』を公開し、「市民公開講座・オンライン 第 42 回健康づくり提唱のつどい」を公開した。

2-1-4 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの食環境整備支援事業

2020 年度に引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の東京 2020 大会飲食戦略検討会議委員等として、各省庁で開催される食・栄養に関する会議への出席や資料提供等を行い、これから組織化される選手村内外の「食・栄養」に関するスタッフに管理栄養士・栄養士が積極的に加わり、食の課題を解決できる環境整備を整える活動を行った。2020 年東京オリンピック・パラリンピックが終了したことを受けて、本事業についても 2021 年度をもって終了とする。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

「日本栄養士会雑誌」を、1 号あたり平均約 52,000 部発行した。中堅として活躍する管理栄養士・栄養士を主な読者対象とした企画を、「日本栄養士会雑誌」企画委員会を中心に検討し、内容の充実に努めた。また、2020 年度に実施した「日本栄養士会雑誌」の在り方について検討するための会員アンケートをもとに編集委員会を中心に事業の運営方針や方法の見直しを行い、2022 年度以降の方針を決定した。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

管理栄養士・栄養士の社会的認知獲得、地位向上を目指すための世論形成を目指して、2015 年からホームページのリニューアルに取り組んでいる。管理栄養士・栄養士向けのページ(第 1 弾: www.dietitian.or.jp)の運用については、取材を行って写真を多用し、さらに専門のライターに記事の執

筆を依頼する等、わかりやすい記事を提供した。7月1日から8月31日の期間中には、2021年度全国栄養士大会・オンラインを開催し特設サイトとして公開した。また、12月16日には、「学生のみなさんへ」のコーナーに管理栄養士・栄養士を目指す方へ先輩からのメッセージをまとめた記事「訪問！ 現場で活躍するセンパイ」を追加した。国民への情報提供を目的としたページ(第2弾:www.nutas.jp)の運用については、「NU+(ニュータス)」の内容の充実を図るとともに、栄養の日・栄養週間の事業の一環として、特設ページ『「栄養の日・栄養週間 2021」たのしく食べる、カラダよろこぶ』(www.nutas.jp/84/)を公開し、栄養の日整理整頓100、予防めし、市民公開講座・オンラインを公開し、情報提供を行った。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

「ヘルシーダイアリー」を、アルコールのとりかたに関する内容を追加し、国民の健康課題である生活習慣病予防、野菜摂取の増加、減塩を主な内容として、7月に33,000冊作成した。本会並びに都道府県栄養士会が実施する栄養相談・食生活相談で使用した。

IV 公4事業 食環境整備事業

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

2019年度に引き続き、関連学会等と連携を図った。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

本事業においては、栄養改善のために先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士等を表彰する。今年度は、全国栄養改善大会(表彰式)は、新型コロナウイルス感染対策で開催されなかったため、各受賞者へ郵送した。

厚生労働大臣表彰は、栄養改善事業功労者8名、栄養士養成功労者18名、栄養指導業務功労者52名、特定給食施設17施設が受賞し、副賞と共に授与した。日本栄養士会表彰は、栄養改善功労賞(萩原賞)を茨城県・小室秀子氏、京都府・宮崎圭子氏、大分県・安部澄子氏に、栄養改善奨励賞(森川賞)を神奈川県・高田千春氏の4名へ授与した。また、会長表彰として、50年業務貢献者40名、25年等業務貢献者757名に対して表彰を行うとともに、都道府県栄養士会感謝状を東京都・鳥取県・神奈川県・栃木県・兵庫県・山口県・愛知県の7栄養士会へ贈呈した。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

交通事故賠償保険と同様に被害者の影響の軽減化を図るため、会員の支払う会費から、団体栄養士賠償責任保険に加入している(会員一人当たりの保険料は99円)。また、より高額な賠償を求める会員には追加補償(栄養士総合補償制度(上乘せ保障制度))の加入を案内し、加入者は680名となった。保険金を支払う事案は発生しなかった。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善および制度改革に関する包括的な検討事業

診療報酬・介護報酬改定等の各種報酬制度の改定に向け、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現に繋がることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組んだ。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

開発途上国及び栄養士制度のない国等への支援については、情報把握に努めた。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

1988年(2008年から2016年を除く)から、国際栄養士連盟(International Confederation of Dietetic Associations；以下、ICDA)の理事国として、また2020年度より中村会長が理事に就任され、2か月に1回程の頻度で開催されるオンライン会議に参加した。

2022年に日本で開催する第8回アジア栄養士会議(The 8th Asian Congress of Dietetics；以下、ACD2022)開催に向けて、組織体制を改変し、体制整備を図り、本格的に準備に入った。

3 国際交流助成事業

日本栄養士会では、アジアを中心とした1か国以上において、①自立した学校給食制度の創設支援、②栄養士の教育・養成と栄養士制度の創設支援、③栄養士の就業支援を行うこと。また、すでに栄養士養成を配置している国1か国以上に対して、人材のスキルアップの支援を行うことをコミットメントし、NUTRLITION FOR GROWTH(N4G)へ登録した。

2021年12月7日・8日に東京都・東京国際フォーラムにおいて開催した「東京栄養サミット2021公式サイドイベント」では、日本栄養士会のコミットメント、キービジュアルを日本国民に向けて発表した。12月7日のライブ配信では2,244名の会員・賛助会員等が、12月8日のメディアセミナーでは対面・オンライン参加併せて42社、38名の参加を得た。また、特設サイトを公開し、公式サイドイベントの開催情報や、コミットメント、当日の配信映像やレポート記事等を掲載した。

VI その他（法人運営）に関する事業

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

2021年度定時総会を、6月27日に開催した。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Web会議システムによる運営とした。

また、定時理事会を5月、7月、10月、1月及び3月に、臨時理事会を5月、6月、9月及び2月に開催し、本会事業執行について検討した。常任理事会は、毎月定例で開催し、理事会への提案事項等について検討した。

諮問会議は、本会の運営に関する重要な事項について意見を求め、事業執行に反映することとして、2021年5月、2022年2月に開催した。今年度の諮問会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の

ため Web 会議とシステムによる開催とした。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会等の充実した運営

事業を効率的かつ有効に実施するために、各種会議を別表 2-1、別表 2-2 のとおり開催した。

1-3 研究・教育センターの創設準備

2018 年に設置した研究・教育センター創設準備委員会において、関係事業部と連携して、政策にかかわるデータベースの構築にかかわる 4 つの WG（①診療報酬・介護報酬データベース構築 WG、②専門管理栄養士実績データベース構築 WG、③栄養ケア・ステーション実績データベース構築 WG、④ダイエティシヤンスタディ検討 WG）を設置して、エビデンスの収集とエビデンスを収集するためのデータベースの構築の検討に入った。2020 年度より引き続き、介護報酬データベース構築 WG において、介護保険施設におけるプレ調査結果の検証と、介護報酬改定後の実態把握の準備をすすめた。

1-4 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

会議の合理的な運営および予算の効率的な執行は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web 会議システムによる運営とした。今後も事務局のテレワーク体制の整備や Web 会議への取り組みをさらに推進することが必要と考えられる。

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

ホームページリニューアル第 3 弾として、会員はもちろん、非会員の管理栄養士・栄養士、将来会員となる養成施設学生等とも適切な関係性を築くためにまた、運用の簡素化、会員とのコミュニケーションを図ることを目的に、業務支援システムのメール配信機能を 7 月 15 日より 4 府県栄養士会で試運用開始、9 月 14 日より全都道府県栄養士会で運用を開始し、トラブルなく利活用されている。新機能として、マイページから年会費（クレジットカード決済）の領収書発行機能を 12 月 15 日に搭載した。

2-2 会員活動の活性化に向けた支援活動

新入会員の獲得対策としては新卒者対策、入会手続きの簡素化、就業者の退会防止対策として、過去のデータを分析し、職域ごとに目標を立て取り組むこととした。都道府県栄養士会と連携し、養成施設卒業生向けの活動等、会員増に取り組んだ結果、2021 度末の会員数は新入会 3,727 名、再入会 943 名、継続 45,152 名、計 49,822 名で、前年度に比べて 376 名の増となった。（別表 3）

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

システムの運用上の諸問題に関する対策およびセキュリティ対策等について、継続的に保守管理作業を実施した。

また、Windows のバージョンアップに伴う印刷ツールの不具合について、都道府県栄養士会にヒアリングを実施し、改修を行った。

3 その他必要な取り組み等

特になし

(別表1)2021年度職域統括事業部事業報告

【職域統括事業部】

基本目標(活動目標)

職域横断的な同職種間連携の強化を通して、地域(国)の優先的な健康課題を共有するとともに、地域包括ケアシステム推進の一翼を担える体制の構築及び人材を育成・発掘することにより、職域の更なる活性化を図る。(政策集団としての位置づけを明確にしていく)

■基本方針

No	基本方針	内容
1	各職域における活動を共有し、公益活動の活性化を推進する。	① 各職域における事業推進委員会の事業内容、公益活動の活性化に向けての戦略の検討 ② 全職域における、①の内容の情報提供の実施(全国リーダー研修会等)
2	各職域における政策課題の明確化を図り、事業及び調査・研究のバックアップ体制を図る。	① 各職域における政策課題の明確化(地域包括ケアシステム推進等) ② 政策課題を解決するためのエビデンス収集に向けての事業、調査・研究の推進
3	各職域における人材育成の方向性を検討し、効果的・効率的な人材育成に向けての体制整備を図る。	① 各職域における専門管理栄養士、認定管理栄養士・栄養士、その他の人材育成目標の検討 ② 各職域の人材育成に必要な研修内容の検討 ③ 職域横断的な研修会の企画
4	各職域における会員増対策の目標を設定し、戦略的活動を展開する。	① 各職域における会員増の目標値の設定 ② 目標値達成に向けての、活動戦略の検討と実施の推進(非会員の掘り起こし、学生に向けての出口戦略の検討など)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1-1	職域統括事業部会	職域統括事業部の活動を計画・実施・評価するため職域統括事業部会を年4回、Web会議を実施する。	2021.6.7(月)、10.15(金)、11.4(木)(臨時)	-	-
1-2	拡大職域統括事業部会	職域担当理事及び各職域の副委員長にて年2回実施。職域統括事業部会における課題解決のために対策を検討する。	2022.3.14(月)	-	-
1-3	理事勉強会	部会運営を円滑にかつ他職域との連携強化を図るため各職域担当理事を中心に政策に関する勉強会(各職域ごとテーマ)を開催し、各職域の情報共有を図る。	6回開催(2021.4.26(月)、2021.5.28(金)、2021.7.20(火)、2021.9.30(木)、2021.10.27(水)、2021.11.30(火))	-	-
2	職域統括事業部研修会(仮称)	職域統括事業部研修会(仮称)として、年1回程度、全職域参加対象の合同研修を開催、あるいは、地域包括ケアに関連したもの、2つ・3つの職域合同企画の研修会などを計画し、ともに抱える問題に対して協働し解決する。	実施見送り	-	-
3	職域全国リーダー育成のための研修会(派遣)	各職域の全国リーダー研修会に、職域統括事業部長あるいは副部長を派遣し、各職域の事業および活動内容の把握及び意見交換を実施する。	各職域開催日に派遣	-	-

【医療】

■基本方針

No	基本方針	内容(ねらい)
1	患者の治療基盤となる「栄養管理」の体制を構築する	1) 病棟への管理栄養士の適正な配置を目指す 2) チーム医療の充実による、医師・看護師の負担軽減 3) 入退院支援部門への管理栄養士の配置 4) 外来化学療法室への管理栄養士の配置 5) 外来栄養食事指導専属の管理栄養士の配置 6) 後方施設(他施設・介護施設等)との連携、情報提供、フードサービスの強化
2	在宅を含め地域と連携し、継続した支援を確立する	1) 地域包括ケアシステムの推進 2) 地域連携担当の管理栄養士の配置 3) 医療施設を経営主体とした栄養ケア・ステーション設置の勧奨
3	病院機能の専門分化に対応した管理栄養士教育体制を整備する	1) 専門管理栄養士のさらなる推進 2) 栄養部門の教育・研修を担当する管理栄養士の育成、卒前卒後教育の充実

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	病院医療関連職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1) 2021年度事業報告(政策課題報告含む)及び2022年度事業計画案、医療事業推進委員会委員選任の件 2) 介護報酬及び令和4年度診療報酬改定に係る(専門管理栄養士・栄養CS)研修	2021.4.17(土)・18(日)	47名	-
2	病院医療関連職域管理栄養士・栄養士育成のための地区リーダー研修会	各都道府県栄養士会医療職域組織との相互交流及び会員増対策	2021.8.28(土)・29(日) 2022.2.13(日)	214名	-
3	食事療法学会	臨床栄養に関する栄養管理・給食管理関連のマネジメントについて研鑽するとともに、診療報酬改定等の理解を深め、資質の向上を図る。また解決の場として、学会発表の機会を提供する。	ライブ配信: 2022.3.5(土) オンデマンド配信: 2022.3.7~13	1,861名	2,000名
4	臨床栄養学術セミナー	臨床に関わる管理栄養士・栄養士にとって有益な最新の臨床情報提供の場として開催。栄養管理や栄養指導の資質向上を目的に実施する。	ライブ配信: 2021.7.17(土) オンデマンド配信: 2021.9.1~30	ライブ配信: 461名 オンデマンド配信: 607名	450名
5	スキルアップセミナー	演習や症例検討などを盛り込み、栄養管理を行ううえでの実践的知識・技術を身につけることを目的に実施する。	ライブ配信: 2021.10.10(日) オンデマンド配信: 2021.12.27	ライブ配信: 471名 オンデマンド配信: 601名	450名
6	第1回コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: 栄養指導件数増加の取り組み	2021.7.29(木)	64名	75名
7	第2回コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: 特別食加算増加の取り組み	2021.9.28(火)	54名	75名
8	第3回コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: 栄養ケア・ステーションのいろは	2021.11.2(火)	46名	75名
9	第4回コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: チーム医療への参画	2022.3.16(水)	23名	75名
10	1から学ぶ診療報酬研修会	診療報酬を十分に理解し、管理栄養士・栄養士の仕事の実績を見える化することを目的とする。	2022年3月	199名	300名
11	病院部門実態調査	病院栄養部門の実態を把握することを目的に調査を実施する	2021年6月	1,989	2,594
12	診療報酬改定対策(HP広報)	管理栄養士・栄養士の地位向上及び政策課題達成のため事業			

13	広報活動	診療報酬に係る資料の作成及びホームページへの掲載			
14	常任事業推進委員会	事業推進委員会企画運営及び診療報酬改定等の戦略的事業計画			
15	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み			

【学校健康教育】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	栄養・食事指導の専門性を用いて、児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるように、学校における管理栄養士・栄養士のための事業を推進する	目標項目 学校における管理栄養士・栄養士が、より良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるシステムを構築し、2023年までに栄養教諭数を現状値より1%増の実現に向けて寄与する。(6488名 令和元年5月1日)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	学校健康教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	日本栄養士会の活動や現在の課題に関する情報と解決方法を各都道府県の代表者と共有と協働し、各地域で実践を行っていくことによって、学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献する。	2022.1.29(土)	46+33	47
2	「個別的な相談指導」研修会準備(2022年から各都道府県主催に向けて)	「個別的な相談指導」の標準化を目指し、全国リーダー研修会にて、リーダーおよびファシリテータを育成し、2022年度は各都道府県栄養士会主催(7ブロック開催)として計画。2023年度以降は開催地を広げ、全国展開できるように進める。	2022.1.29(土)	—	—
3	全国研修会	実践的な食に関する指導を行うことを目指し、学校における管理栄養士・栄養士としての専門性を高め、今後の学校給食の発展および国民の栄養・健康に資する。	2022.2.6(日)	180	150
4	スキルアップ研修会	学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献する。	2021.6.2(土)122名、2021.7.3(土)88名、2021.9.25(土)98名、2021.10.30(土)47名	計355	各100
5	事業推進委員会	栄養・食事指導の専門性を用いて、児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるように、学校における管理栄養士・栄養士のための事業を推進する。	2021.7.17(土)、2021.9.4(土)、2021.11.27(土)、2022.2.26(土)	各10×4回	各10×4回
6	VCS(バーチャルコミュニティスペース)	ブロック(地区別)の連携強化・情報共有と解決へと導く。	年1回(5～6月開催)	7ブロック	7ブロック

【勤労者支援】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	国民の健康維持・推進のための「栄養ケアサービス」を推進し、健康寿命の延伸に貢献する	所属事業種先により領域を4つ区分し、各領域内でのネットワーク構築および、スキル向上に取り組む。各領域の栄養ケアサービスの事業計画をたて、目標達成に取り組む。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	2021年度勤労者支援職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	活動報告 これからの勤労者支援活動案、意見交換等	2022.2.13(土)	36	47
2	全国矯正栄養士研修会	日本食品標準成分表2020年版(八訂)について学ぶ 矯正施設栄養基準の見直しについて	2022.1.21(木)	55	60
3	事業推進委員会(WEB)	事業推進の企画、打合せ	2021.6.27(日) 2021.10.11(月・祝) 2011.11.26(金)、2022.2.27(日)	各8	各8

【研究教育】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	養成校における卒前卒後教育の整備および会員への入会支援	1) 魅力的かつ即戦力となる管理栄養士・栄養士を養成するための教育の再考 2) 卒業学生を支援する体制の整備および栄養士会入会へのアプローチ策を検討
2	「臨地実習及び校外実習の実際」	コロナ禍における学外実習の対応策の検討

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	研究教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1) 2021年度事業報告及び2022年度事業計画案 2) 各都道府県栄養士会研究教育職域組織との相互交流及び会員増対策	2022.2.12(土)	137	150
2	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	2021.8.8(日) 2021.9.14(火) 2022.1.5(水)		

【公衆衛生】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた栄養・食支援体制の確立(栄養CS設置拡大含む)	①医療－介護－地域一体での同職種間連携と多職種連携強化(勉強会(年1回以上)) ②地域の健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の企画立案、実施、評価(活動事例提供の無い自治体数の減;R2 10県 ⇒ R5 0県) ③全国1,741市町村高齢介護部門への栄養士配置促進要望活動拡充(配置率:R元 6% ⇒ R3 8.6%) ④栄養CS設置拡大と地域格差の是正(R5全国335二次医療圏ごとに1カ所以上)
2	新しい生活様式に伴う食生活の変化や課題への対応と、健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化	①コロナ禍における栄養業務実態調査結果の活用 (R2:業務再開時や新しい生活様式に応じた好事例ヒアリングと事例集作成、実務研修会にて報告・事例発表、R3.11月:継続調査(コロナ禍の変化に加え、新たな課題や新たな分野への栄養業務実態把握) ②自然に健康になれる持続可能な食環境づくりに向け、食環境整備に関する実態調査と事例収集(R3:実態把握 済、R4:ヒアリングとエビデンス構築) ③SNS等を活用した健康無(低)関心層への啓発方法検討(R3:実態把握 済)
3	誰もが住民や同職種・他職種から信頼を得られる能力を有する人材育成と確保	①人材育成ガイドに基づく現任教育の拡充 (全国リーダー研修・実務研修・新任者研修、認定管理栄養士・栄養士の増加) ②自治体栄養士 定員増と適正配置 (配置率 R元 89.5% → R3 89.6% → R5 92%) ③会員数の増加と都道府県加入率の差の縮小(入会率 24%~111%) (目標:R5年度末までに423人増加/年間60人増加、都道府県加入率の増加)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	公衆衛生職域行政栄養士育成のための全国リーダー研修会	・都道府県栄養士会公衆衛生職域代表者対象 ・県営での指導的役割が担えるようテーマ設定 ・2021「行政と栄養ケア・ステーションの役割と連携」	2021.4.24(土) WEB	40	47
2	公衆衛生実務研修会	・行政栄養士対象、専門知識・技能向上が目的 ・講演2演題、事例発表3事例、グループワーク等 ・テーマ「自然に健康になれる持続可能な食環境づくり」「行政栄養士人材育成」「一体的実施」他	2022.2.20(日) WEB	230	250
3	公衆衛生新任者研修	・行政栄養士勤務年数5年対象 ・基礎能力の獲得と仲間づくりが目的 ・講演2演題「厚労省栄養技官、中村会長」、事例発表2事例、グループワーク等	2022.1.20(木) WEB	135	150
4	事業推進委員会	職域ビジョンの達成に向け、中期計画に沿った事業企画、実施、評価等	2021.4.3(日) 2021.7.22(祝・木) 2021.11.23(祝・火)	各8×3回	各8×3回
5	公衆衛生事業活動事例集制作事業	・先駆的な実践活動のプロセスと成果を収集 ・1都道府県あたり2事例提出依頼 ・事例集作成し、ホームページ等で発信 ・優良事例は、雑誌、事例発表等へつなげる	年間	37	47
6	市町村管理栄養士配置要望活動事業及び会員増対策(ブロック別VCS(バーチャルコミュニティースペース)の実施)	・全国6ブロックごとにVCS開催 ・人材育成、会員増等について意見交換	2021.12月～ 2022.1月	6ブロック	6ブロック
7	行政栄養士の業務実態調査	・令和2年度に引き続き実施 ・全国2149自治体対象 ・コロナ禍による業務変化、新たな課題への対応	2021.11月	1,268	2,147

【地域活動】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	出生前から生涯を通じての栄養食事支援、そのために行政との連携を強化する	都道府県市町村における行政の業務の支援
2	国民を医療に行かせないために働く世代が対象の特定保健指導への参画、地域包括ケアシステムに参画し、介護予防のために栄養・食事の技術を駆使する	特定保健指導・地域包括ケアシステムへの参画
3	栄養ケア・ステーション(都道府県栄養士会)、認定栄養ケア・ステーションへの参画により管理栄養士・栄養士の可視化を図る	都道府県栄養士会栄養ケア・ステーションへの登録。認定栄養ケア・ステーション申請の働きかけ

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	地域活動職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	地域活動職域組織代表者としての理解を深める。意見交換	2022.1.29(土)	56	56
2	事業推進委員会他	課題に対し対応・事業推進	4.7.10.12月		

【福祉】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	栄養マネジメント等成果物をまとめ、仕事の見える化を推進する	・高齢分野では、栄養情報提供書を普及することにより医療や在宅との情報交換システムを推進
2	オンラインによる研修体制の構築による質の高い栄養ケア・マネジメントの標準化の推進	・高齢分野では、介護報酬改定に関する研修会を経験年数ごとに設け実施 ・障害分野では、要件緩和になった経口維持加算について、その経緯や内容について実施 ・児童分野では、乳幼児身体発育曲線の活用・実践ガイドの活用について研修会を実施

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	福祉職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	福祉の管理栄養士・栄養士活動を発展させるため、国民ニーズに関する課題に対応できる研修を行い、リーダーを育成する。	2022年2月26日(土)	46名	47名
2	高齢・スキルアップ研修会(Step00)	栄養ケア・マネジメントの基礎(最初)から確実に学んで日々の業務に活かし、更なるスキルアップを目指すとともに、1人配置の管理栄養士・栄養士が専門職として独り立ちできる仕組みを作ることを目的とする	2021.5.23(日) 2021.6.26(土) 2021.8.21(土) 2021.9.25(土) 2021.10.23(土) 2021.11.28(日) 2021.12.19(日) 2022.1.23(日) 2022.2.2(日) 全国計	20名 20名 20名 23名 18名 19名 21名 24名 21名 1,133名	2,940名
3	高齢・スキルアップ研修会(Step0)	LIFEへのデータ報告も含め、アウトカムを見据えた栄養ケア・マネジメントを円滑に実施することを目的とする。	2021.7～2022.2オンデマンド配信	587名	4,400名
4	高齢・各種加算のとり方研修会	介護報酬としての各種加算の意味を十分に理解し、管理栄養士・栄養士の仕事の実績を見える化することを目的とする。	2021.7.17(日) 2021.9～2022. 2はオンデマンド配信	ライブ369名 オンデマンド配信310名	2,200名

5	障害福祉サービス等報酬改定説明会	福祉分野の管理栄養士の更なる活躍を期待し、令和3年度の報酬改定内容及び趣旨を十分に理解することを目的とする。	2021.4.9(金)	247名	200名
6	障害・スキルアップ研修会	要件緩和となった経口維持加算について、その経緯や内容について十分に理解し実務に活かしてもらうことを目的とする。	2021.6.6(日)	136名	100名
7	障害・スキルアップ研修会(Step00)	栄養ケア・マネジメントの基礎(最初)から確実に学んで日々の業務に活かし、更なるスキルアップを目指すとともに、1人配置の管理栄養士・栄養士が専門職として独り立ちできる仕組みを作ることを目的とする	2021.11.20(土) 2022.1.29(土)	23名 21名	20名 20名
8	児童・スキルアップ研修会	経験年数3年程度の管理栄養士・栄養士を対象に、児童福祉施設における基礎を学び、更なる自己研鑽をし、乳幼児の食環境の支援を先導していくことを目的とする。	2021.9.18(土)	132名	100名
9	児童・スキルアップ研修会(離乳食)	「授乳・離乳の支援ガイド」を基に、児童福祉施設の管理栄養士・栄養士が職場で離乳食の提供・保護者支援を実施することを目的とする。	2021.12.4(土)	29名	20名
10	児童福祉施設(保育所)における食に関する事例集作成	保育園等での食に関する事例を集め、児童福祉施設(保育所)における栄養ケア・マネジメントの推進に活用してもらうことを目的とする。	ホームページにて公開予定		20事例
11	事業推進委員会	各事業の推進のため企画および運営についての協議を行う。	2021.5.8(土) 2021.7.3(土) 2021.9.4(土) 2022.1.16(日)	各11名 ×4回	各11名 ×4回
12	VCS(バーチャルコミュニティースペース)	リーダーへタイムリーな情報を提供するため・各ブロック連携強化(介護関連の研修会推進のための施策対応等含む)	年2回(各ブロックにて開催)	7ブロック ×2回	7ブロック ×2回
13	広報活動	介護報酬にかかわるホームページ掲載原稿等の資料作成および更新、問合せ対応			
14	令和3年度介護報酬改定説明会	全国津々浦々の管理栄養士・栄養士に介護報酬改定の内容を周知する。(LIVE/オンデマンド)	2021.2.28(日) 2021.3.17(水) 2021.3.27(土) 2021.4.9(金)	延べ 25,462名	200名 500名 500名 500名

(別表2-1) 2021年度各種会議の開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年6月27日(日)		定時総会	WEB開催
2021年4月10日(土)	4月	常任理事会	WEB開催
2021年5月8日(土)	5月①	常任理事会	WEB開催
2021年5月16日(日)	臨時	常任理事会	WEB開催
2021年5月22日(土)	5月②	常任理事会	WEB開催
2021年6月26日(土)	6月	常任理事会	WEB開催
2021年7月10日(土)	7月	常任理事会	WEB開催
2021年9月4日(土)	9月	常任理事会	WEB開催
2021年10月2日(土)	10月	常任理事会	WEB開催
2021年10月9日(土)	臨時	常任理事会	WEB開催
2021年11月6日(土)	11月	常任理事会	WEB開催
2021年12月4日(土)	12月	常任理事会	WEB開催
2022年1月22日(土)	1月	常任理事会	WEB開催
2022年2月12日(土)	2月	常任理事会	WEB開催
2022年3月26日(土)	3月	常任理事会	WEB開催
2021年5月16日(日)	臨時	理事会	WEB開催
2021年5月29日(土)	5月	理事会	WEB開催
2021年6月27日(日)	臨時	理事会	WEB開催
2021年7月10日(土)	7月	理事会	WEB開催
2021年9月11日(土)	臨時	理事会	WEB開催
2021年10月9日(土)	10月	理事会	WEB開催
2022年1月22日(土)	1月	理事会	WEB開催
2022年2月19日(土)	臨時	理事会	WEB開催
2022年3月26日(土)	3月	理事会	WEB開催
2021年5月16日(日)	第1回	諮問会議	WEB開催
2022年2月19日(土)	第2回	諮問会議	WEB開催
2021年8月2日(火)	第1回	総務部会	WEB開催
2021年8月26日(木)	第2回	総務部会	WEB開催
2021年9月28日(木)	第3回	総務部会	WEB開催
2022年3月8日(火)	第4回	総務部会	WEB開催
2021年5月8日(土)	第1回	組織財政運営委員会	WEB開催
2021年10月26日(火)	第2回	組織財政運営委員会	WEB開催
2021年11月2日(火)	第3回	組織財政運営委員会	WEB開催
2021年11月29日(月)		都道府県栄養士会長との臨時会議	WEB開催
2022年1月18日(火)	第1回	選任決議管理委員会	WEB開催
2021年7月12日(月)		栄養関連データの標準化・利活用検討会第1回会議	WEB開催
2022年1月20日(木)		栄養関連データの標準化・利活用検討会第2回会議	WEB開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年4月23日(金)	第1回	第4期がん対策推進基本計画作成WG	WEB開催
2021年6月8日(火)	第2回	第4期がん対策推進基本計画作成WG	WEB開催
2021年12月14日(火)	第3回	第4期がん対策推進基本計画WG	WEB開催
2021年12月7日(火)		東京栄養サミット2021公式サイドイベント併催JDA-DAT研修	WEB開催
2021年5月25日(火)	第1回	JDA-DAT運営委員会	WEB開催
2021年6月22日(火)	第2回	JDA-DAT運営委員会	WEB開催
2021年7月19日(月)	第3回	JDA-DAT運営委員会	WEB開催
2021年9月28日(火)	第4回	JDA-DAT運営委員会	WEB開催
2021年10月14日(木)	第5回	JDA-DAT運営委員会	WEB開催
2021年10月23日(土)	第6回	JDA-DAT運営委員会	WEB開催
2021年11月18日(木)	第7回	JDA-DAT運営委員会	WEB開催
2021年6月18日(金)	第1回	JDA-DAT運営委員会(研修チーム)	WEB開催
2021年7月9日(金)	第2回	JDA-DAT運営委員会(研修チーム)	WEB開催
2021年9月3日(金)	第3回	JDA-DAT運営委員会(研修チーム)	WEB開催
2021年9月16日(木)	第4回	JDA-DAT運営委員会(研修チーム)	WEB開催
2021年10月8日(金)	第5回	JDA-DAT運営委員会(研修チーム)	WEB開催
2021年4月16日(金)	第1回	JDA-DAT運営委員会(マニュアルチーム)	WEB開催
2021年7月15日(木)	第2回	JDA-DAT運営委員会(マニュアルチーム)	WEB開催
2021年8月23日(月)	第3回	JDA-DAT運営委員会(マニュアルチーム)	WEB開催
2021年9月24日(金)	第4回	JDA-DAT運営委員会(マニュアルチーム)	WEB開催
2021年10月6日(水)	第5回	JDA-DAT運営委員会(マニュアルチーム)	WEB開催
2021年12月14日(火)	第6回	JDA-DAT運営委員会(マニュアルチーム)	WEB開催
2021年11月16日(火)	第1回	JDA-DAT運営委員会(エビデンスチーム)	WEB開催
2021年6月21日(月)		論文委員会	WEB開催
2021年9月14日(火)	第1回	学術研究事業部会	WEB開催
2021年7月1日(木)		河村育英資金選考委員会	WEB開催
2021年6月3日(木)	第1回	生涯教育委員会	WEB開催
2021年12月2日(木)	第2回	生涯教育委員会	WEB開催
2022年2月17日(木)	第3回	生涯教育委員会	WEB開催
2021年7月24日(土)	第1回	生涯教育担当者会議	WEB開催
2022年2月23日(水)	第2回	生涯教育担当者会議	WEB開催
2021年7月3日(土)	第1回	生涯教育認定適格審査委員会	WEB開催
2021年9月2日(木)	第2回	生涯教育認定適格審査委員会	WEB開催
2021年10月4日(月)	第3回	生涯教育認定適格審査委員会	WEB開催
2022年1月6日(木)	第4回	生涯教育認定適格審査委員会	WEB開催
2022年2月9日(水)	第5回	生涯教育認定適格審査委員会	WEB開催
2021年4月24日(土)	第1回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年5月2日(日)	第2回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年7月22日(木)	第3回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年8月21日(土)	第4回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年9月18日(土)	第5回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年12月11日(土)	第6回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年12月25日(土)	第7回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2022年1月8日(土)	第8回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2022年2月5日(土)	第9回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2022年3月12日(土)	第10回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年9月8日(水)	臨時	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2022年3月8日(火)	臨時	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年5月9日(日)	第1回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年5月15日(土)	第2回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年10月10日(日)	第3回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年11月28日(日)	第4回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	WEB開催
2022年2月21日(月)	第5回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年10月17日(日)	第1回	食物アレルギー管理栄養士及び栄養士認定制度認定委員会	WEB開催
2022年3月13日(日)	第2回	食物アレルギー管理栄養士及び栄養士認定制度認定委員会	WEB開催
2021年4月10日(土)	第1回	食物アレルギー 栄養士・管理栄養士 合同委員会	WEB開催
2021年5月22日(土)	第2回	食物アレルギー 栄養士・管理栄養士 合同委員会	WEB開催
2021年4月17日(土)	第1回	食物アレルギー栄養士(給食管理分野)小委員会	WEB開催
2021年6月12日(土)	第2回	食物アレルギー栄養士(給食管理分野)小委員会	WEB開催
2021年8月21日(土)	第3回	食物アレルギー栄養士(給食管理分野)小委員会	WEB開催
2021年12月4日(土)	第4回	食物アレルギー栄養士(給食管理分野)小委員会	WEB開催
2022年1月29日(土)	第5回	食物アレルギー栄養士(給食管理分野)小委員会	WEB開催
2022年3月5日(土)	第6回	食物アレルギー栄養士(給食管理分野)小委員会	WEB開催
2021年7月4日(日)	-	食物アレルギー栄養士小委員会打合せ会	WEB開催
2021年7月18日(日)	-	食物アレルギー栄養士小委員会打合せ会	WEB開催
2021年7月24日(土)	-	食物アレルギー栄養士小委員会打合せ会	WEB開催
2021年9月4日(土)	-	食物アレルギー栄養士小委員会打合せ会	WEB開催
2021年10月17日(日)	-	食物アレルギー栄養士小委員会打合せ会	WEB開催
2021年11月6日(土)	-	食物アレルギー栄養士小委員会打合せ会	WEB開催
2021年6月28日(月)	第1回	専門管理栄養士推進協議会	WEB開催
2021年12月20日(月)	第2回	専門管理栄養士推進協議会	WEB開催
2022年3月11日(金)	第3回	専門管理栄養士推進協議会	WEB開催
2021年6月30日(水)	第1回	NCM準備委員会	WEB開催
2021年9月22日(水)	第2回	NCM準備委員会	WEB開催
2021年12月7日(火)	第3回	NCM準備委員会	WEB開催
2021年12月28日(火)	第4回	NCM準備委員会	WEB開催
2022年3月7日(月)	第5回	NCM準備委員会	WEB開催
2021年7月26日(月)	第1回	がん病態栄養セミナー打合せ会	WEB開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年9月27日(月)	第1回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年10月27日(水)	第2回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	WEB開催
2022年2月18日(金)	第3回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	WEB開催
2022年3月14日(月)	第4回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	WEB開催
2021年5月28日(金)	第1回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2021年8月5日(木)	第2回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2021年9月8日(水)	第3回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2021年10月13日(水)	第4回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2021年10月23日(土)	第1回	在宅栄養専門管理栄養士試験問題作成小委員会	WEB開催
2021年12月21日(火)	第5回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2022年1月13日(木)	第6回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2022年2月15日(火)	第7回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2021年5月21日(金)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	WEB開催
2021年6月29日(火)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	WEB開催
2021年6月29日(火)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2021年10月1日(金)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2021年10月31日(日)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士試験問題作成小委員会	港区・ふれあい貸し会議室
2021年12月22日(水)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士採点小委員会	WEB開催
2022年1月7日(金)	第3回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	WEB開催
2022年2月4日(金)	第3回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	WEB開催
2022年2月15日(火)	第4回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	WEB開催
2022年3月3日(木)	第5回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	WEB開催
2021年7月20日(火)	—	小児栄養分野に係る認定制度打合せ会	WEB開催
2021年9月1日(水)	—	小児栄養分野に係る認定制度打合せ会	WEB開催
2021年9月30日(木)	—	小児栄養分野に係る認定制度打合せ会	WEB開催
2021年10月14日(木)	—	小児栄養分野に係る認定制度打合せ会	WEB開催
2021年5月26日(水)		人材育成事業部会	WEB開催
2021年7月17日(土)	第1回	介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	WEB開催
2021年9月24日(金)	第2回	介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	WEB開催
2022年3月5日(土)	第3回	介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	WEB開催
7月1日(木)～8月31日(火)		2021年度全国栄養士大会	WEB開催
12月7日(火)～8日(水)		東京栄養サミット2021公式サイドイベント	東京国際フォーラム
2021年9月8日(水)	第1回	情報コミュニケーション事業部会	WEB開催
2021年4月16日(金)	第1回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催
2021年5月13日(木)	第2回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催
2021年6月18日(金)	第3回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催
2021年8月25日(水)	第4回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催
2021年9月28日(火)	第5回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催
2021年10月29日(金)	第6回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年11月26日(金)	第7回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催
2022年3月17日(木)	第8回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	WEB開催
2021年5月20日(木)	第1回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	WEB開催
2021年7月8日(木)	第2回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	WEB開催
2021年8月27日(金)	第3回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	WEB開催
2021年12月21日(火)	第4回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	WEB開催
2022年2月28日(月)	第5回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	WEB開催
2021年4月5日(月)		「日本栄養士会雑誌」第64巻4月号振り返り会	WEB開催
2021年5月6日(木)		「日本栄養士会雑誌」第64巻5月号振り返り会	WEB開催
2021年6月4日(金)		「日本栄養士会雑誌」第64巻6月号振り返り会	WEB開催
2021年7月6日(火)		「日本栄養士会雑誌」第64巻7月号振り返り会	WEB開催
2021年8月5日(木)		「日本栄養士会雑誌」第64巻8月号振り返り会	WEB開催
2021年9月3日(金)		「日本栄養士会雑誌」第64巻9月号振り返り会	WEB開催
2021年10月4日(月)		「日本栄養士会雑誌」第64巻10月号振り返り会	WEB開催
2021年11月8日(月)		「日本栄養士会雑誌」第64巻11月号振り返り会	WEB開催
2021年7月16日(金)		業務支援システムメール配信機能の運用説明会	WEB開催
2021年7月28日(水)		賛助会員会総会	WEB開催
2021年7月28日(水)	第1回	賛助会員会幹事会	WEB開催
2022年3月7日(月)	第2回	賛助会員会幹事会	WEB開催
2021年4月23日(金)	第1回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年5月21日(金)	第2回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年6月24日(木)	第3回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年7月29日(木)	第4回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年8月26日(木)	第5回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年9月24日(金)	第6回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年10月21日(木)	第7回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年11月25日(木)	第8回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年12月20日(月)	第9回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2022年1月27日(木)	第10回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2022年2月24日(木)	第11回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2022年3月24日(木)	第12回	ホームページ運営委員会	WEB開催
2021年6月7日(月)	第1回	職域統括事業部会	WEB開催
2021年10月15日(金)	第2回	職域統括事業部会	WEB開催
2021年11月4日(木)	臨時	職域統括事業部会	WEB開催
2022年3月14日(月)	第1回	拡大職域統括事業部会	WEB開催
2021年7月6日(火)	第1回	栄養ケア・ステーション推進委員会	WEB開催
2021年9月27日(月)	第2回	栄養ケア・ステーション推進委員会	WEB開催
2021年11月15日(月)	第3回	栄養ケア・ステーション推進委員会	WEB開催
2022年3月17日(木)	第4回	栄養ケア・ステーション推進委員会	WEB開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年6月29日(火)	第1回	栄養ケア・ステーション認定委員会	WEB開催
2021年9月27日(月)	第2回	栄養ケア・ステーション認定委員会	WEB開催
2022年3月8日(火)	第3回	栄養ケア・ステーション認定委員会	WEB開催
2021年6月4日(金)		栄養ケア・ステーションマニュアル定例会	WEB開催
2021年6月11日(金)		栄養ケア・ステーションマニュアル定例会	WEB開催
2021年6月18日(金)		栄養ケア・ステーションマニュアル定例会	WEB開催
2021年6月22日(火)		栄養ケア・ステーションマニュアル定例会	WEB開催
2021年7月2日(金)		栄養ケア・ステーションマニュアル定例会	WEB開催
2021年9月3日(金)		栄養ケア活動支援整備事業 第1回評価委員会	WEB開催
2022年3月2日(水)～		栄養ケア活動支援整備事業 第2回評価委員会	書面開催
2021年7月23日(金)		栄養ケア活動支援整備事業 第1回運営委員会	WEB開催
2021年8月25日(水)		栄養ケア活動支援整備事業 第2回運営委員会	WEB開催
2021年12月1日(水)		栄養ケア活動支援整備事業 第3回運営委員会	WEB開催
2021年12月23日(木)		栄養ケア活動支援整備事業 第4回運営委員会	WEB開催
2022年1月27日(木)		栄養ケア活動支援整備事業 第5回運営委員会	WEB開催
2022年3月10日(木)		栄養ケア活動支援整備事業 第6回運営委員会	WEB開催
2021年8月2日(月)		栄養CS広報WG、事業WG	WEB開催
2021年8月27日(金)		栄養CS事業WG	WEB開催
2021年10月18日(月)		栄養CS組織WG	WEB開催
2021年11月24日(水)		栄養CS組織WG	WEB開催
2021年11月29日(月)		栄養CS組織WG	WEB開催
2021年12月6日(月)		栄養CS組織WG	WEB開催
2021年12月13日(月)		栄養CS組織WG	WEB開催
2022年2月14日(月)		栄養CS事業WG	WEB開催
2022年3月22日(火)		栄養CS事業WG	WEB開催
2022年3月23日(水)		栄養CS広報WG	WEB開催
2022年2月10日(木)		栄養CS会議	WEB開催
2021年9月6日(月)		2018年度認定栄養CS更新申請に伴う認定委員会	WEB開催
2021年9月29日(水)	－	研究教育センター創設準備室 打合せ会	WEB開催
2021年10月22日(金)	－	研究教育センター創設準備室 打合せ会	WEB開催
2021年11月6日(土)	－	研究教育センター創設準備室 打合せ会	WEB開催
2021年12月29日(水)	－	研究教育センター創設準備室 打合せ会	WEB開催
2022年3月17日(木)	－	研究教育センター創設準備室 打合せ会	WEB開催
2021年4月16日(金)	第1回	医療事業推進委員会常任委員会	TKP新橋(WEB)
2021年5月9日(日)	第2回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2021年6月19日(土)	第3回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2021年7月17日(土)	第4回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2021年9月5日(日)	第5回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2021年10月10日(日)	第6回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年11月20日(土)	第7回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2021年12月11日(土)	第8回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2021年12月29日(水)	臨時	医療事業推進委員会常任委員会	AP東京八重洲
2022年1月16日(日)	第9回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2022年3月5日(土)	第10回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2022年3月25日(金)	第11回	医療事業推進委員会常任委員会	WEB開催
2021年4月17日(土)	第1回	医療事業推進委員会	WEB開催
2021年6月20日(日)	第2回	医療事業推進委員会	WEB開催
2021年11月21日(日)	第3回	医療事業推進委員会	WEB開催
2022年1月16日(日)	第4回	医療事業推進委員会	WEB開催
2022年2月3日(木)	第1回	医療職域選挙管理委員会	WEB開催
2022年3月24日(木)	第2回	医療職域選挙管理委員会	WEB開催
2021年4月26日(月)	第1回	医療における配置基準検討WG	WEB開催
2021年6月21日(月)	第2回	医療における配置基準検討WG	WEB開催
2022年12月22日(木)	第3回	医療における配置基準検討WG	WEB開催
2021年7月17日(土)	第1回	学校健康教育事業推進委員会	WEB開催
2021年9月4日(土)	第2回	学校健康教育事業推進委員会	WEB開催
2021年11月27日(土)	第3回	学校健康教育事業推進委員会	WEB開催
2022年2月26日(土)	第4回	学校健康教育事業推進委員会	WEB開催
2021年4月24日(土)	第1回	勤労者支援事業推進委員会	WEB開催
2021年6月26日(土)	第2回	勤労者支援事業推進委員会	WEB開催
2021年10月2日(土)	第3回	勤労者支援事業推進委員会	WEB開催
2021年12月12日(日)	第4回	勤労者支援事業推進委員会	WEB開催
2021年8月8日(日)	第1回	研究教育事業推進委員会	WEB開催
2021年9月14日(火)	第2回	研究教育事業推進委員会	WEB開催
2022年1月5日(水)	第3回	研究教育事業推進委員会	WEB開催
2021年4月3日(土)	第1回	公衆衛生事業推進委員会	WEB開催
2021年7月22日(祝・木)	第2回	公衆衛生事業推進委員会	WEB開催
2021年11月23日(祝・火)	第3回	公衆衛生事業推進委員会	WEB開催
2021年4月3日(土)	第1回	地域活動事業推進委員会	WEB開催
2021年7月4日(日)	第2回	地域活動事業推進委員会	WEB開催
2021年10月2日(土)	第3回	地域活動事業推進委員会	WEB開催
2021年12月11日(土)	第4回	地域活動事業推進委員会	WEB開催
2021年5月8日(土)	第1回	福祉事業推進委員会	WEB開催
2021年7月3日(土)	第2回	福祉事業推進委員会	WEB開催
2021年9月4日(土)	第3回	福祉事業推進委員会	WEB開催
2022年1月16日(日)	第4回	福祉事業推進委員会	WEB開催
2021年6月26日(土)	第2回	ACD2022 執行委員会	WEB開催
2021年7月16日(金)	第2回	ACD2022 常任委員会	WEB開催

開 催 期 日	回 次	会 議 名	開 催 場 所
2021年9月9日(木)	第3回	ACD2022 常任・執行委員会(合同)	WEB開催
2021年9月29日(水)	第4回	ACD2022 常任・執行委員会(合同)	WEB開催
2021年10月26日(火)	第5回	ACD2022 常任・執行委員会(合同)	WEB開催
2021年11月30日(火)	第6回	ACD2022 常任・執行委員会(合同)	WEB開催
2022年1月25日(火)	第7回	ACD2022 常任・執行委員会(合同)	WEB開催
2022年2月22日(火)	第8回	ACD2022 常任・執行委員会(合同)	WEB開催
2022年3月22日(火)	第9回	ACD2022 常任・執行委員会(合同)	WEB開催
2021年5月21日(金)	第2回	ACD2022 総務部会	WEB開催
2022年1月6日(木)	第3回	ACD2022 総務部会	WEB開催
2021年6月14日(月)	第4回	ACD2022 プログラム編成部会	WEB開催
2021年7月8日(木)	第5回	ACD2022 プログラム編成部会	WEB開催
2021年12月15日(水)	—	ACD2022 プログラム編成部会 打合せ会	WEB開催
2022年1月7日(金)	—	ACD2022 プログラム編成部会 打合せ会	WEB開催
2022年1月20日(木)	—	ACD2022 プログラム編成部会 打合せ会	WEB開催
2022年1月21日(金)	—	ACD2022 プログラム編成部会 打合せ会	WEB開催
2022年2月10日(木)	—	ACD2022 プログラム編成部会 打合せ会	WEB開催
2022年1月6日(木)	第3回	ACD2022 広報・渉外委員会	WEB開催
2022年1月19日(水)	第1回	国際交流委員会	WEB開催
2022年2月14日(月)	第2回	国際交流委員会	WEB開催

(別表2-2) 2021年度地区栄養士会長会議の開催

地区名	開催期日	開催場所
北海道・東北	2021年11月6日(土)	Web会議(担当:山形県栄養士会)
関東甲信越	2021年8月25日(水)	Web会議(担当:群馬県栄養士会)
京浜	2021年7月16日(金)	Web会議(担当:埼玉県栄養士会)
	2022年2月1日(火)	Web会議(担当:東京都栄養士会)
東海・北陸	2021年8月29日(日)	Web会議(担当:三重県栄養士会)
近畿	2021年9月17日(金)	Web会議(担当:兵庫県栄養士会)
	2022年2月25日(金)	Web会議(担当:京都府栄養士会)
中国・四国	2021年8月27日(金)	Web会議(担当:鳥取県栄養士会)
九州	2021年8月27日(金)	Web会議(担当:福岡県栄養士会)

(別表3) 2021年度会員数(都道府県別・職域別)

(単位:人)

	2021年度会員数				対前年度 比較増減	職域別会員数						
	合 計	新入会	再入会	継 続		医 療	学校健康教育	勤労者支援	研究教育	公衆衛生	地域活動	福 祉
北海道	2,576	159	40	2,377	△ 18	1,159	174	52	112	272	228	579
青 森	549	25	10	514	△ 12	228	41	13	41	42	44	140
岩 手	761	56	11	694	22	279	32	3	31	83	99	234
宮 城	828	52	4	772	△ 15	334	49	19	51	108	80	187
秋 田	633	33	3	597	△ 4	177	22	3	12	64	130	225
山 形	632	35	8	589	8	244	25	18	20	50	85	190
福 島	714	53	28	633	0	312	64	20	21	58	77	162
茨 城	929	60	14	855	△ 40	355	139	27	39	67	95	207
栃 木	693	52	15	626	10	319	45	9	19	72	66	163
群 馬	1,069	56	4	1,009	△ 19	351	189	15	77	112	130	195
埼 玉	1,488	157	21	1,310	72	639	60	61	85	112	209	322
千 葉	1,366	115	20	1,231	3	491	96	6	65	159	210	339
東 京	4,308	472	74	3,762	201	2,010	267	273	366	238	490	664
神奈川	2,568	265	54	2,249	117	1,068	149	73	120	191	414	553
新 潟	1,257	53	19	1,185	△ 43	378	200	18	62	126	157	316
富 山	692	49	2	641	1	297	85	6	15	54	61	174
石 川	565	44	19	502	7	274	32	12	33	36	54	124
福 井	596	43	3	550	△ 28	228	70	9	22	36	56	175
山 梨	501	26	3	472	△ 4	136	19	23	35	67	67	154
長 野	1,305	92	30	1,183	31	439	140	38	41	153	186	308
岐 阜	755	61	9	685	7	329	36	22	21	78	90	179
静 岡	1,374	99	27	1,248	2	531	86	43	47	111	218	338
愛 知	2,157	171	94	1,892	52	959	177	69	174	106	238	434
三 重	533	32	1	500	△ 2	227	6	17	23	47	100	113
滋 賀	531	43	16	472	15	188	16	14	38	43	111	121
京 都	985	89	8	888	4	378	51	32	79	58	149	238
大 阪	2,888	207	58	2,623	17	1,263	100	65	185	144	605	526
兵 庫	1,664	164	50	1,450	59	635	63	49	109	137	291	380
奈 良	535	39	6	490	0	145	122	7	22	28	78	133
和歌山	366	23	9	334	2	154	8	27	12	19	70	76
鳥 取	233	15	0	218	1	93	10	8	4	35	33	50
島 根	555	28	5	522	1	180	54	8	15	51	93	154
岡 山	1,515	99	47	1,369	0	610	201	27	95	109	153	320
広 島	1,326	102	18	1,206	△ 2	558	67	48	107	73	196	277
山 口	760	39	9	712	△ 5	368	83	14	33	37	84	141
徳 島	436	21	6	409	5	212	17	5	53	52	43	54
香 川	639	28	0	611	3	280	52	5	10	39	103	150
愛 媛	704	41	1	662	△ 13	353	24	24	17	72	53	161
高 知	399	10	3	386	△ 26	222	15	11	28	35	30	58
福 岡	2,601	173	43	2,385	△ 13	1,343	226	70	145	141	267	409
佐 賀	325	16	35	274	△ 1	153	19	0	13	26	57	57
長 崎	996	60	15	921	△ 16	436	24	9	64	93	163	207
熊 本	981	61	28	892	△ 15	510	20	32	24	64	78	253
大 分	775	44	10	721	△ 48	294	53	12	30	60	160	166
宮 崎	341	44	20	277	24	183	15	9	6	24	36	68
鹿児島	869	82	16	771	15	553	13	10	40	63	52	138
沖 縄	549	39	27	483	21	235	18	17	19	37	116	107
合 計	49,822	3,727	943	45,152	376	21,110	3,474	1,352	2,680	3,882	6,605	10,719
2020年度 会員数	49,446	3,470		45,240		20,981	3,517	1,292	2,683	3,877	6,863	10,233
対前年度 比較増減	376	257		△ 88		129	△ 43	60	△ 3	5	△ 258	486

2021 年度事業報告

2021 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2022 年 5 月 29 日

公益社団法人 日本栄養士会

貸借対照表

2022年 3月31日現在

公益社団法人日本栄養士会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	352,685,617	353,812,786	▲ 1,127,169
現金	235,467	200,650	34,817
当座預金	22,229,425	16,756,360	5,473,065
普通預金	330,220,725	336,855,776	▲ 6,635,051
未収会費	2,033,500	1,143,000	890,500
未収金品	10,566,982	7,950,070	2,616,912
前払金品	64,416,343	15,232,151	49,184,192
商貯蔵品	1,720,977	2,169,521	▲ 448,544
消耗品	125,287	141,798	▲ 16,511
預け金	389,268	815,598	▲ 426,330
未収消費税等	787,501	0	787,501
流動資産合計	0	34,900	▲ 34,900
	432,725,475	381,299,824	51,425,651
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	780,000	780,000	0
基本財産合計	780,000	780,000	0
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	3,500,000	2,800,000	700,000
普通預金	168,210,553	74,500,760	93,709,793
定期預金	0	64,100,000	▲ 64,100,000
特定資産合計	171,710,553	141,400,760	30,309,793
(3) その他固定資産			
建物付属設備	2,192,413	2,479,456	▲ 287,043
車両運搬具	5,059,707	4,809,916	249,791
什器備品	297,174	487,230	▲ 190,056
リース資産	1,731,096	2,596,620	▲ 865,524
ソフトウェア	21,598,630	25,474,446	▲ 3,875,816
敷保証金	247,520	247,520	0
リースサイクル預託金	6,388,250	6,128,250	260,000
その他固定資産合計	27,840	18,990	8,850
固定資産合計	37,542,630	42,242,428	▲ 4,699,798
資産合計	210,033,183	184,423,188	25,609,995
	642,758,658	565,723,012	77,035,646
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	28,339,578	30,916,191	▲ 2,576,613
前受金	2,250,254	1,217,553	1,032,701
前受会費	20,947,550	25,549,150	▲ 4,601,600
預り金	1,201,097	1,151,423	49,674
預り会費	6,181,500	6,400,500	▲ 219,000
賞与引当金	8,749,720	8,846,767	▲ 97,047
未払消費税等	6,310,600	0	6,310,600
流動負債合計	73,980,299	74,081,584	▲ 101,285
2. 固定負債			
リース債務	2,509,056	3,763,584	▲ 1,254,528
役員退職慰労引当金	3,500,000	2,800,000	700,000
固定負債合計	6,009,056	6,563,584	▲ 554,528
負債合計	79,989,355	80,645,168	▲ 655,813
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	0	▲ 2,400,000	2,400,000
地方公共団体助成金	3,148,695	3,148,695	0
民間助成金	400,000	400,000	0
寄付金	37,088,402	35,988,402	1,100,000
その他の	55,458,682	87,892,380	▲ 32,433,698
指定正味財産合計	96,095,779	125,029,477	▲ 28,933,698
(うち特定資産への充当額)	110,210,553	122,605,960	▲ 12,395,407
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	466,673,524	360,048,367	106,625,157
(うち特定財産への充当額)	780,000	780,000	0
	58,000,000	0	58,000,000
正味財産合計	562,769,303	485,077,844	77,691,459
負債及び正味財産合計	642,758,658	565,723,012	77,035,646

正味財産増減計算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7	119	▲ 112
基本財産受取利息	7	119	▲ 112
特定資産運用益	2,438	6,837	▲ 4,399
特定資産受取利息	2,438	6,837	▲ 4,399
受取会費	346,163,000	343,959,000	2,204,000
正会員受取会費	323,843,000	321,399,000	2,444,000
賛助会員受取会費	22,320,000	22,560,000	▲ 240,000
事業収益	229,124,225	129,018,207	100,106,018
研修・セミナー事業収益	97,534,100	45,003,340	52,530,760
書籍監修料収益	2,988,791	4,115,726	▲ 1,126,935
協賛金収益	58,130,000	34,054,972	24,075,028
認定登録料収益	2,843,300	2,821,350	21,950
雑誌購読料収益	2,108,790	1,323,530	785,260
情報提供事業収益	53,007,950	38,897,167	14,110,783
栄養情報普及収益	1,748,440	321,860	1,426,580
栄養ケア・ステーション認定収益	8,421,600	1,877,700	6,543,900
受託事業収益	2,341,254	602,562	1,738,692
受取補助金等	17,416,406	4,322,587	13,093,819
厚労省受託事業収益	7,557,406	4,322,587	3,234,819
受取国庫補助金	9,809,000	0	9,809,000
受取民間助成金	50,000	0	50,000
指定正味財産からの振替額	28,933,698	10,344,785	18,588,913
指定正味財産からの振替額	28,933,698	10,344,785	18,588,913
雑収益	5,046,416	4,103,914	942,502
受取利息	3,189	2,875	314
雑収益	4,113,527	3,730,839	382,688
受取事務手数料	929,700	370,200	559,500
賞与引当金戻入	8,846,767	7,837,158	1,009,609
賞与引当金戻入	8,846,767	7,837,158	1,009,609
経常収益計	635,532,957	499,592,607	135,940,350
(2) 経常費用			
事業費	419,270,286	362,773,168	56,497,118
役員報酬	7,685,200	9,239,600	▲ 1,554,400
給料手当	63,988,087	49,635,503	14,352,584
賞与	17,303,432	13,537,924	3,765,508
臨時雇賃金	420,000	343,350	76,650
賞与引当金繰入	5,599,820	4,865,722	734,098
役員退職慰労引当金繰入	588,000	1,057,000	▲ 469,000
法定福利費	13,105,365	10,711,900	2,393,465
福利厚生費	2,099,444	1,504,455	594,989
渉外費	695,490	722,324	▲ 26,834
会議費	226,881	50,352	176,529
旅費	3,989,177	2,899,313	1,089,864
通信費	54,884,677	51,653,827	3,230,850
減価償却費	9,555,637	12,989,801	▲ 3,434,164
消耗什器備品費	562,947	165,376	397,571
消耗品費	6,407,512	4,090,838	2,316,674
修繕費	468,447	734,863	▲ 266,416
印刷製本費	58,454,844	54,586,545	3,868,299
人財派遣料	0	1,850,828	▲ 1,850,828
光熱費	690,671	654,329	36,342
賃借料	16,300,741	15,774,373	526,368
保険料	5,458,590	5,520,225	▲ 61,635
支払報酬	3,443,150	3,606,181	▲ 163,031
諸謝金	11,552,191	3,842,969	7,709,222
広報費	237,222	1,185,800	▲ 948,578
租税公課	10,736,288	6,496,913	4,239,375
栄養指導教材費	123,035	61,756	61,279
諸会費	2,689,253	2,660,114	29,139
支払助成金	3,782,280	1,800,000	1,982,280
委託手数料	106,222,857	87,641,207	18,581,650
支払手数料	3,791,816	5,705,205	▲ 1,913,389
システム使用料	3,234,634	3,254,361	▲ 19,727
図書資料費	588,187	399,928	188,259
原稿料	2,704,669	2,489,141	215,528
顕彰費	400,000	200,000	200,000
雑費	1,279,742	841,145	438,597

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	110,065,927	117,494,077	▲ 7,428,150
役 員 報 酬	2,585,400	3,456,600	▲ 871,200
給 料 手 当	35,474,100	40,290,015	▲ 4,815,915
賞 与 引 当 金 繰 入	9,733,181	11,076,485	▲ 1,343,304
賞 与 引 当 金 繰 入	3,149,900	3,981,045	▲ 831,145
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 繰 入	112,000	343,000	▲ 231,000
法 定 福 利 生 費	7,371,768	8,764,281	▲ 1,392,513
福 利 生 費	1,180,937	1,230,917	▲ 49,980
福 祉 交 通 費	251,375	148,716	102,659
旅 費	37,668	42,314	▲ 4,646
旅 費	2,428,037	2,827,278	▲ 399,241
通 信 運 搬 費	3,050,535	2,192,371	858,164
通 信 運 搬 費	3,421,211	4,745,304	▲ 1,324,093
消 耗 什 器 備 品 費	176,168	35,378	140,790
消 耗 什 器 備 品 費	1,188,161	1,179,088	9,073
修 繕 費	413,516	573,082	▲ 159,566
印 刷 製 派 本 遣 料	381,062	851,653	▲ 470,591
人 材 熱 水 借 料	0	1,514,315	▲ 1,514,315
光 質 保 險 報 酬	663,584	681,036	▲ 17,452
保 險 報 酬	12,547,511	13,070,150	▲ 522,639
支 払 謝 報 公 課	174,231	207,763	▲ 33,532
支 払 謝 報 公 課	3,971,150	3,789,119	182,031
支 払 謝 報 公 課	75,000	92,000	▲ 17,000
支 払 謝 報 公 課	2,178,000	0	2,178,000
支 払 謝 報 公 課	138,662	354,937	▲ 216,275
支 払 謝 報 公 課	632,372	590,000	42,372
支 払 謝 報 公 課	1,177,208	0	1,177,208
支 払 謝 報 公 課	8,976,038	8,673,529	302,509
支 払 謝 報 公 課	5,797,364	3,238,375	2,558,989
支 払 謝 報 公 課	1,672,367	2,323,673	▲ 651,306
支 払 謝 報 公 課	395,290	359,670	35,620
支 払 謝 報 公 課	0	111,370	▲ 111,370
支 払 謝 報 公 課	712,131	750,613	▲ 38,482
經常費用計	529,336,213	480,267,245	49,068,968
評価損益等調整前当期經常増減額	106,196,744	19,325,362	86,871,382
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	106,196,744	19,325,362	86,871,382
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
過年度会費	429,000	357,500	71,500
正会員受取会費	429,000	357,500	71,500
前期損益修正益	0	7,932	▲ 7,932
前期損益修正益	0	7,932	▲ 7,932
雑収益(經常外)	0	25,300	▲ 25,300
雑収益(經常外)	0	25,300	▲ 25,300
經常外収益計	429,000	390,732	38,268
(2) 經常外費用			
固定資産除却損	0	6	▲ 6
什器備品除却損	0	6	▲ 6
前期損益修正損	587	2,511,083	▲ 2,510,496
前期損益修正損	587	2,511,083	▲ 2,510,496
雑損失(經常外)	0	1,648,491	▲ 1,648,491
雑損失(經常外)	0	1,648,491	▲ 1,648,491
經常外費用計	587	4,159,580	▲ 4,158,993
当期經常外増減額	428,413	▲ 3,768,848	4,197,261
当期一般正味財産増減額	106,625,157	15,556,514	91,068,643
一般正味財産期首残高	360,048,367	344,491,853	15,556,514
一般正味財産期末残高	466,673,524	360,048,367	106,625,157
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	400,000	▲ 400,000
受取民間助成金	0	400,000	▲ 400,000
受取寄付金	0	10,695,040	▲ 10,695,040
受取寄付金	0	10,695,040	▲ 10,695,040
一般正味財産への振替額	▲ 28,933,698	▲ 10,344,785	▲ 18,588,913
○一般財産への振替	▲ 28,933,698	▲ 10,344,785	▲ 18,588,913
当期指定正味財産増減額	▲ 28,933,698	750,255	▲ 29,683,953
指定正味財産期首残高	125,029,477	124,279,222	750,255
指定正味財産期末残高	96,095,779	125,029,477	▲ 28,933,698
III 正味財産期末残高	562,769,303	485,077,844	77,691,459

正味財産増減計算書内訳表

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	7	7	0	7
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	7	7	0	7
特定資産運用益	0	100	431	255	1,596	0	2,382	56	2,438
特定資産受取利息	0	100	431	255	1,596	0	2,382	56	2,438
受取会費	0	0	0	0	0	184,241,500	184,241,500	161,921,500	346,163,000
正会員受取会費	0	0	0	0	0	161,921,500	161,921,500	161,921,500	323,843,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	22,320,000	22,320,000	0	22,320,000
事業収益	2,988,791	115,048,804	111,099,590	0	0	▲ 12,960	229,124,225	0	229,124,225
研修・セミナー事業収益	0	93,274,900	4,259,200	0	0	0	97,534,100	0	97,534,100
書籍監修料収益	2,988,791	0	0	0	0	0	2,988,791	0	2,988,791
協賛金収益	0	20,000	58,110,000	0	0	0	58,130,000	0	58,130,000
認定登録料収益	0	2,843,300	0	0	0	0	2,843,300	0	2,843,300
雑誌購読料収益	0	0	2,121,750	0	0	▲ 12,960	2,108,790	0	2,108,790
情報提供事業収益	0	16,560,000	36,447,950	0	0	0	53,007,950	0	53,007,950
栄養情報普及収益	0	9,350	1,739,090	0	0	0	1,748,440	0	1,748,440
栄養ケア・ステーション認定収	0	0	8,421,600	0	0	0	8,421,600	0	8,421,600
受託事業収益	0	2,341,254	0	0	0	0	2,341,254	0	2,341,254
受取補助金等	7,557,406	50,000	9,809,000	0	0	0	17,416,406	0	17,416,406
厚労省受託事業収益	7,557,406	0	0	0	0	0	7,557,406	0	7,557,406
受取国庫補助金	0	0	9,809,000	0	0	0	9,809,000	0	9,809,000
受取民間助成金	0	50,000	0	0	0	0	50,000	0	50,000
指定正味財産からの振替額	2,400,000	0	6,542,015	400,000	19,591,683	0	28,933,698	0	28,933,698
指定正味財産からの振替額	2,400,000	0	6,542,015	400,000	19,591,683	0	28,933,698	0	28,933,698
雑収益	77	8	1,112,115	270,438	9,400	0	1,392,038	3,654,378	5,046,416
受取利息	77	8	46	0	0	0	131	3,058	3,189
雑収益	0	0	1,112,069	270,438	9,400	0	1,391,907	2,721,620	4,113,527
受取事務手数料	0	0	0	0	0	0	0	929,700	929,700
賞与引当金戻入	176,935	2,742,498	1,415,483	88,468	1,238,547	0	5,661,931	3,184,836	8,846,767
賞与引当金戻入	176,935	2,742,498	1,415,483	88,468	1,238,547	0	5,661,931	3,184,836	8,846,767
経常収益計	13,123,209	117,841,410	129,978,634	759,161	20,841,226	184,228,547	466,772,187	168,760,770	635,532,957
(2) 経常費用							0		
事業費	18,131,692	113,184,362	229,667,069	10,187,484	48,100,779	▲ 1,100	419,270,286	0	419,270,286
役員報酬	437,200	2,585,600	4,057,600	424,400	180,400	0	7,685,200	0	7,685,200
給料手当	2,472,684	30,547,142	16,187,387	985,391	13,795,483	0	63,988,087	0	63,988,087
賞与	540,732	8,381,350	4,325,858	270,366	3,785,126	0	17,303,432	0	17,303,432
臨時雇賃金	0	420,000	0	0	0	0	420,000	0	420,000
賞与引当金繰入	174,994	2,712,413	1,399,955	87,497	1,224,961	0	5,599,820	0	5,599,820
役員退職慰労引当金繰入	28,000	203,000	322,000	35,000	0	0	588,000	0	588,000
法定福利費	409,543	6,347,911	3,276,341	204,771	2,866,799	0	13,105,365	0	13,105,365
福利厚生費	65,608	1,016,918	524,861	32,804	459,253	0	2,099,444	0	2,099,444
渉外費	0	2,597	233,024	387,200	72,669	0	695,490	0	695,490
会議費	5,403	40,874	19,655	207	160,742	0	226,881	0	226,881
旅費交通費	159,881	1,329,493	1,520,230	237,461	742,112	0	3,989,177	0	3,989,177
通信運搬費	860,629	1,209,947	52,110,403	482,460	221,238	0	54,884,677	0	54,884,677
減価償却費	798,283	3,079,090	5,336,144	303,812	38,308	0	9,555,637	0	9,555,637
消耗什器備品費	7,191	55,671	478,514	3,595	17,976	0	562,947	0	562,947
消耗品費	128,409	957,163	4,515,400	662,545	143,995	0	6,407,512	0	6,407,512
修繕費	16,878	75,952	324,983	8,439	42,195	0	468,447	0	468,447
印刷製本費	1,721,060	900,454	55,810,890	3,740	18,700	0	58,454,844	0	58,454,844
光熱水料費	27,085	121,883	460,447	13,543	67,713	0	690,671	0	690,671
賃借料	638,257	3,142,681	9,588,803	334,868	2,596,132	0	16,300,741	0	16,300,741
保険料	12,436	29,171	518,767	4,880,943	17,273	0	5,458,590	0	5,458,590
支払報酬	1,251,800	1,383,250	724,600	4,950	78,550	0	3,443,150	0	3,443,150
諸謝金	670,000	10,022,691	859,500	0	0	0	11,552,191	0	11,552,191
広報費	0	0	237,222	0	0	0	237,222	0	237,222
租税公課	139,876	5,157,999	5,406,748	11,144	20,521	0	10,736,288	0	10,736,288
栄養指導教材費	0	123,035	0	0	0	0	123,035	0	123,035
諸会費	28	124	10,468	225,014	2,453,619	0	2,689,253	0	2,689,253
支払助成金	2,400,000	0	1,382,280	0	0	0	3,782,280	0	3,782,280
委託費	4,694,427	27,822,443	55,111,540	36,559	18,557,888	0	106,222,857	0	106,222,857

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
支払手数料	62,927	2,842,712	827,880	14,685	44,712	▲ 1,100	3,791,816	0	3,791,816
システム使用料	280,987	1,733,919	1,036,769	30,493	152,466	0	3,234,634	0	3,234,634
図書資料費	63,040	140,524	139,440	3,320	241,863	0	588,187	0	588,187
原稿料	36,000	634,548	2,024,121	0	10,000	0	2,704,669	0	2,704,669
顕彰費	0	0	0	400,000	0	0	400,000	0	400,000
雑費	28,334	163,807	895,239	102,277	90,085	0	1,279,742	0	1,279,742
管理費	0	0	0	0	0	0	0	110,065,927	110,065,927
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	2,585,400	2,585,400
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	35,474,100	35,474,100
賞与	0	0	0	0	0	0	0	9,733,181	9,733,181
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	3,149,900	3,149,900
役員退職慰労引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	112,000	112,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	7,371,768	7,371,768
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	1,180,937	1,180,937
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	251,375	251,375
会議費	0	0	0	0	0	0	0	37,668	37,668
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	2,428,037	2,428,037
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	3,050,535	3,050,535
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	3,421,211	3,421,211
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	176,168	176,168
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	1,188,161	1,188,161
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	413,516	413,516
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	381,062	381,062
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	663,584	663,584
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	12,547,511	12,547,511
保険料	0	0	0	0	0	0	0	174,231	174,231
支払報酬	0	0	0	0	0	0	0	3,971,150	3,971,150
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	75,000	75,000
広報費	0	0	0	0	0	0	0	2,178,000	2,178,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	138,662	138,662
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	632,372	632,372
支払助成金	0	0	0	0	0	0	0	1,177,208	1,177,208
委託費	0	0	0	0	0	0	0	8,976,038	8,976,038
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	5,797,364	5,797,364
システム使用料	0	0	0	0	0	0	0	1,672,367	1,672,367
図書資料費	0	0	0	0	0	0	0	395,290	395,290
雑費	0	0	0	0	0	0	0	712,131	712,131
経常費用計	18,131,692	113,184,362	229,667,069	10,187,484	48,100,779	▲ 1,100	419,270,286	110,065,927	529,336,213
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 5,008,483	4,657,048	▲ 99,688,435	▲ 9,428,323	▲ 27,259,553	184,229,647	47,501,901	58,694,843	106,196,744
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 5,008,483	4,657,048	▲ 99,688,435	▲ 9,428,323	▲ 27,259,553	184,229,647	47,501,901	58,694,843	106,196,744
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
過年度会費	0	0	0	0	0	214,500	214,500	214,500	429,000
正会員受取会費	0	0	0	0	0	214,500	214,500	214,500	429,000
経常外収益計	0	0	0	0	0	214,500	214,500	214,500	429,000
(2) 経常外費用									
前期損益修正損	587	0	0	0	0	0	587	0	587
前期損益修正損	587	0	0	0	0	0	587	0	587
経常外費用計	587	0	0	0	0	0	587	0	587
当期経常外増減額	▲ 587	0	0	0	0	214,500	213,913	214,500	428,413
他会計振替前当期一般正味財産増減額	▲ 5,009,070	4,657,048	▲ 99,688,435	▲ 9,428,323	▲ 27,259,553	184,444,147	47,715,814	58,909,343	106,625,157
当期一般正味財産増減額	▲ 5,009,070	4,657,048	▲ 99,688,435	▲ 9,428,323	▲ 27,259,553	184,444,147	47,715,814	58,909,343	106,625,157
一般正味財産期首残高	▲ 108,328,095	▲ 581,255,842	▲ 1,062,156,734	▲ 190,879,407	▲ 64,381,164	1,625,539,422	▲ 381,461,820	741,510,187	360,048,367
一般正味財産期末残高	▲ 113,337,165	▲ 576,598,794	▲ 1,161,845,169	▲ 200,307,730	▲ 91,640,717	1,809,983,569	▲ 333,746,006	800,419,530	466,673,524
II 指定正味財産増減の部									
一般正味財産への振替額	▲ 2,400,000	0	▲ 6,542,015	▲ 400,000	▲ 19,591,683	0	▲ 28,933,698	0	▲ 28,933,698
○一般財産への振替	▲ 2,400,000	0	▲ 6,542,015	▲ 400,000	▲ 19,591,683	0	▲ 28,933,698	0	▲ 28,933,698
当期指定正味財産増減額	▲ 2,400,000	0	▲ 6,542,015	▲ 400,000	▲ 19,591,683	0	▲ 28,933,698	0	▲ 28,933,698
指定正味財産期首残高	14,358,759	0	39,438,311	11,750,296	59,482,111	0	125,029,477	0	125,029,477
指定正味財産期末残高	11,958,759	0	32,896,296	11,350,296	39,890,428	0	96,095,779	0	96,095,779
III 正味財産期末残高	▲ 101,378,406	▲ 576,598,794	▲ 1,128,948,873	▲ 188,957,434	▲ 51,750,289	1,809,983,569	▲ 237,650,227	800,419,530	562,769,303

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

先入先出法による原価法によっている。

②貯蔵品

最終仕入原価法によっている。

③消耗品

最終仕入原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物付属設備及び車両運搬具は定額法、什器備品は定率法によっている。

②無形固定資産

ソフトウェアは定額法によっている。

③リース資産

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

保証債務なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産				
定期預金	780,000	0	0	780,000
小 計	780,000	0	0	780,000
特定資産				
(普) 栄養改善奨励積立資産 三井住友神田支店507415	12,009,055	14,100,000	2,800,000	23,309,055
(普) 国際事業積立資産 三井住友神田支店2016746	9,482,111	60,000,000	19,591,683	49,890,428
(普) 災害支援事業積立資産 三井住友神田支店2967151	37,009,594	5,000,000	4,998,524	37,011,070
(普) ACD2022積立資産 三井住友神田支店2914970	16,000,000	10,000,000	0	26,000,000
(普) 生涯教育積立資産 三井住友神田支店3492322	0	27,000,000	0	27,000,000
(普) 研究教育センター設立積立資産 三井住友神田支店3034791	0	5,000,000	0	5,000,000
(定) 栄養改善奨励積立資産	14,100,000	0	14,100,000	0
(定) 国際事業積立資産	50,000,000	0	50,000,000	0
(定) 役員退職慰労引当資産	2,800,000	700,000	0	3,500,000
小 計	141,400,760	121,800,000	91,490,207	171,710,553
合 計	142,180,760	121,800,000	91,490,207	172,490,553

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	780,000	-	(780,000)	-
小 計	780,000	0	(780,000)	0
特定資産				
(普) 栄養改善奨励積立資産 三井住友神田支店507415	23,309,055	(23,309,055)	-	-
(普) 国際事業積立資産 三井住友神田支店2016746	49,890,428	(39,890,428)	(10,000,000)	-
(普) 災害支援事業積立資産 三井住友神田支店2967151	37,011,070	(32,011,070)	(5,000,000)	-
(普) ACD2022積立資産 三井住友神田支店2914970	26,000,000	-	(26,000,000)	-
(普) 生涯教育積立資産 三井住友神田支店3492322	27,000,000	-	(27,000,000)	-
(普) 研究教育センター設立積立資産 三井住友神田支店3034791	5,000,000	-	(5,000,000)	-
(定) 役員退職慰労引当資産	3,500,000	-	-	(3,500,000)
小 計	171,710,553	(95,210,553)	(73,000,000)	(3,500,000)
合 計	172,490,553	(95,210,553)	(73,780,000)	(3,500,000)

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 付 属 設 備	4,284,254	2,091,841	2,192,413
車 両 運 搬 具	13,097,595	8,037,888	5,059,707
什 器 備 品	1,662,013	1,364,839	297,174
リ ー ス 資 産	10,479,876	8,748,780	1,731,096
ソ フ ト ウ ェ ア	145,191,491	123,592,861	21,598,630
ソフトウェア仮勘定	0	0	0
合 計	174,715,229	143,836,209	30,879,020

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
厚労省受託事業収益	厚生労働省	0	7,557,406	7,557,406	0	—
受 取 国 庫 補 助 金	厚生労働省	0	9,809,000	9,809,000	0	—
受 取 民 間 助 成 金	公益社団法人矯正協会	0	50,000	50,000	0	—
合 計		0	17,416,406	17,416,406	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
公益目的事業支出(先駆的栄養改善活動等表彰事業) による振替額	400,000
公益目的事業支出(育英資金支給事業)による振替額	2,400,000
公益目的事業支出(国際交流事業)による振替額	19,591,683
公益目的事業支出(災害支援事業)による振替額	6,542,015
合 計	28,933,698

8. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末帳簿価額
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	8,846,767	8,749,720	8,846,767	0	8,749,720
役員退職慰労引当金	2,800,000	700,000	0	0	3,500,000

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

2 引当金の明細

引当金の明細についても、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

財 産 目 録

2022年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流 動 資 産)			
現 金 預 金			[352,685,617]
現 金	手元保管	運転資金として	235,467
当座預金	ゆうちょ銀行		
	00160-7-596053	運転資金として	21,818,046
	00170-0-616171	運転資金として	144,436
	00190-6-10924	運転資金として	266,943
普通預金	三井住友銀行神田支店		
	(普) 507799	運転資金として	274,496,582
	(普) 507799	基本財産運用益(基本財産受取利息)	3,988
	(普) 507799	運転資金として(特定資産受取利息)	7,015
	(普)2016746	運転資金として(特定資産受取利息)	88,158
	(普)507415	運転資金として(特定資産受取利息)	35,276
	(普)1999844	運転資金として	45,000,190
	(普)2967151	運転資金として(特定資産受取利息)	21,616
	(普)3034780	運転資金として	2,020,594
	(普)3034815 (寄付金No.3)	運転資金として	7,291,720
	(普)3034815 (寄付金No.3)	運転資金として(特定資産受取利息)	2,154
	(普)3336538	運転資金として	1,253,121
	(普)2914970 (ACD積立金No.29)	運転資金として(特定資産受取利息)	211
	(普)3492322	運転資金として(特定資産受取利息)	100
未 収 会 費			[2,033,500]
	賛助会費		
	(株)フリーク・セブン	90,000円(H25.7-H26.3)×1口 ※H26.8/12退会	90,000
	正会員会費	2021年度会費	1,943,500
未 収 金			[10,566,982]
	認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション審査料、認定料、変更事務手数料 157件	5,127,500
	第一出版(株)	公益目的事業(公1)-書籍等刊行物の管理幹旋料、印税	2,869,731
	SBペイメントサービス	クレジットカード決済による2021年度会費 226,500円	2,322,200
	都道府県栄養士会	公益目的事業(公2)-研修会受講料 1,838,700円 公益目的事業(公3)-研修会受講料 231,000円 法人運営事業-意見交換会参加料 26,000円	110,730
	グッズ販売	公益目的事業(公2)-TNT-G運用手数料 5,280円 都道府県栄養士会会費に対する受取事務手数料 @150x703人	51,680
	その他6件	公益目的事業(公3)-JDA-DAT ブルゾン・IDカード	85,141
前 払 金			[64,416,343]
	JTBコミュニケーションデザイン	公益目的事業(公5)-第8回アジア栄養士会議 事前準備金	46,000,000
	横浜国際平和会議場	公益目的事業(公5)-第8回アジア栄養士会議 会場使用料	4,534,200
	オフィ斯拉ボ	管理運営-事務局内装工事・備品等契約金	2,805,000

	(株)エヌシーアイ	公益目的事業(公4)-管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険料 @99x49,671人x1/2分割 2,458,720円 管理運営-新橋MCVビルの火災保険料 8,519円(-2022.10/31迄)、新橋MCVビルの対人対物賠償保険料 1,000円(-2022.10/31迄)	2,468,239
	ICDA(International Confederation of Dietetic Associations)	公益目的事業(公5)-国際交流事業のICDA会費(2023.3/31迄)USD0.42x49,919人x@110.67	2,320,305
	Auto-IDフロンティア(株)	公益目的事業(公3)-災害支援マッチングシステム、サーバー費用、保守料(-2025.3/31迄)	1,742,400
	(有)エーベクト	公益目的事業及び管理運営 新橋MCVビル 賃料1ヶ月分	1,617,858
	(株)マイナビ	法人運営事業-就職活性化 定点調査費用	814,000
	(株)ヤクルト球団	管理運営-東京ヤクルトスワローズ年間シート契約料	660,000
	(有)コーケン印刷	管理運営-2022年度会費領収書印刷代 @2562.66x128冊	328,020
	(株)損保ジャパン	公益目的事業(公3)-JDA-DAT 車両保険料4台分(2022.8/16迄)、車両保険料1台分(2023.3/11迄)	250,104
	その他 22件		876,217
棚卸商品			[2,235,532]
	商品	公益目的事業(公3)-JDAグッズ32,130円、日本栄養士会雑誌1,688,847円	1,720,977
	貯蔵品	公益目的事業及び管理運営で使用している金券(切手等)の在庫	125,287
	消耗品	管理運営-封筒56,760円、会員証カード332,508円	389,268
預け金	JTBコミュニケーションデザイン	公益目的事業(公5)-第8回アジア栄養士会議 専用口座 協賛金等4件	787,501
流動資産合計			432,725,475
(固定資産)			
基本財産			[780,000]
定期預金	みずほ信託銀行池袋支店(定)9568417	公益目的保有財産-(公1.2.3.4.5.)事業の用に供している	780,000
特定資産			[171,710,553]
栄養改善奨励積立資産	三井住友銀行神田支店(普)507415	公益目的保有財産-(公1)育英資金の支給事業、(公4)先駆的栄養改善活動等表彰事業の用に供している	23,309,055
国際事業積立資産	三井住友銀行神田支店(普)2016746	公益目的保有財産-(公5)国際交流事業の用に供している	49,890,428
役員退職慰労引資産	三井住友銀行神田支店(定)595667	役員退職慰労引当金見合の引当資産として管理している	3,500,000
災害支援活動積立資産	三井住友銀行神田支店(普)2967151	公益目的保有財産-(公3)災害支援管理栄養士・栄養士教育に向けた準備活動事業の用に供している	37,011,070
ACD2022積立資産	三井住友銀行神田支店(普)2914970	公益目的保有財産-(公5)第8回アジア栄養士会議事業のため管理している	26,000,000
生涯教育積立資産	三井住友銀行神田支店(普)3492322	公益目的保有財産-(公2)生涯教育制度の運営に係る事業のため管理している	27,000,000
研究教育センター設立積立資産	三井住友銀行神田支店(普)3034791	研究教育センター設立準備のため管理している	5,000,000
その他固定資産			[37,542,630]
建物付属設備	事務局(新橋MCVビル)の建物付属に係る工事、内装工事	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	2,192,413 (1,534,689) (657,724)
車両運搬具	災害支援車両(河村号・トアス号)	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両で使用している財産	5,059,707
什器備品	パソコン他	(共用財産)	216,467

リース資産	自家発電機他	うち公益目的保有財産70%	(151,527)
		うち管理運営で使用する財産30%	(64,940)
		公益目的保有財産-(公3) JDA-DAT車両設備で 使用している財産 (共用財産)	80,707 1,731,096
ソフトウェア	コピー複合機2台	うち公益目的保有財産70%	(1,211,767)
		うち管理運営で使用する財産30%	(519,329)
		業務支援システム	13,334,329
	ホームページ	うち公益目的保有財産70%	(9,334,030)
		うち管理運営で使用する財産30%	(4,000,299)
		3,278,115	
	支払連絡表	うち公益目的保有財産70%	(2,294,681)
		うち管理運営で使用する財産30%	(983,434)
		696,296	
	マッチングシステム	うち公益目的保有財産70%	(487,407)
		うち管理運営で使用する財産30%	(208,889)
		公益目的保有財産-(公3) 災害支援準備活動で使 用している財産	4,289,890
敷金	(株)豊多 (株)エフ・アール・イー (Daiwa新橋501レンタル倉庫)	(共用財産)	121,520
		うち公益目的保有財産70%	(85,064)
		うち管理運営で使用する財産30%	(36,456)
	梶山産業(株) (役員住居)	(共用財産)	126,000
		うち公益目的保有財産84%	(105,840)
		うち管理運営で使用する財産16%	(20,160)
保証金	(有)エーベクト (新橋MCVビル事務所保証金)	(共用財産)	6,128,250
		うち公益目的保有財産70%	(4,289,775)
		うち管理運営で使用する財産30%	(1,838,475)
	寺田治彦 (DIKマンション新橋保証金)	(共用財産)	260,000
		うち公益目的保有財産70%	(182,000)
		うち管理運営で使用する財産30%	(78,000)
リサイクル預託金	災害支援車両(河村号、トアス 号)	公益目的保有財産-(公3) JDA-DAT車両のリサイク ル預託金	27,840
固定資産合計			210,033,183
資 産 合 計			642,758,658
(流動負債)			
未払金			[28,339,578]
	日本印刷(株)	公益目的事業(公1)-J-stage掲載料@5,500x1, 公 益目的事業(公2)-生涯教育認定カード 基本料 11,000円、印字料44,000円、公益目的事業(公3)- 日本栄養士会雑誌製本印刷料@69.82x51,300部、 図書カード@1,000x16枚、学生購読雑誌送料 8,910 円 管理運営-法人概要冊子印刷料 @74.80x5,000部、 会員カード発送手数料 送料@(392.23+84) x31部	4,055,773
	フォーク	公益目的事業(公3)-ホームページ更新修正作業料 110,000円×1ヵ月分、学生向けホームページ改修 料946,275円 管理運営-業務支店システムサーバー運用料 239,800円x1ヵ月分、学生向けホームページ開発料 937,750円、印刷ツール改修料770,000円	3,003,825
	マイナビ	法人運営事業-介護・医療報酬の改定に関する求 人特設ページ制作費2,178,000円、定点調査料 814,000円	2,992,000

前受金	アカデミック・ブレインズ	公益目的事業(公2)-食事療法学会 運営費	2,972,408
	オフィスラボ	管理運営-事務局改修工事・備品等中間支払金	2,805,000
	SBペイメントサービス	公益目的事業(共通)-研修会決済手数料77,793円 管理運営-会費売上決済手数料2,293,028円 法人運営事業-意見交換会売上決済手数料952円	2,371,773
	厚生労働省	公益目的事業(公1)-令和3年度管理栄養士専門分野別人材育成事業委託金返納金	2,020,594
	兵庫トヨタ自動車	公益目的事業(公3)-JDA-DAT トーアス3号 車両代等	1,855,500
	日本スポーツ協会	公益目的事業(公2)-令和3年度公認スポーツ栄養士育成講習会委託金返納金	1,253,111
	その他 95件		5,009,594
			[2,250,254]
	JTBコミュニケーションズ	公益目的事業(公5)-第8回アジア栄養士会議 専用口座 協賛金等4件	787,501
	雑誌販売	公益目的事業(公3)-次年度雑誌購読料17件	264,000
	ホームページリンク料	公益目的事業(公3)-ホームページ次年度リンク料6件	231,000
	認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション次年度審査料・認定料28件	382,700
	ホームページバナー広告料	公益目的事業(公3)-ホームページバナー次年度広告料3件	458,333
	日本栄養士連盟	管理運営-2022/4月分B会議室使用料	126,720
			[20,947,550]
前受会費	次年度正会員会費	公益目的事業及び管理運営で使用する次年度正会員会費 佐賀・宮崎分@6,500x(79+50)人、クレジット決済分(@6,500+150)x747人、県栄入金分(@6,500-150)x2,290人	20,347,550
預り金	次年度賛助会費	公益目的事業で使用する次年度賛助会員会費 @120,000x5社	600,000
	2022年3月分源泉所得税他		[1,201,097]
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り住民税納付額	417,600
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り雇用保険料	373,279
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員他預り所得税	293,744
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員以外からの預り源泉税	111,264
	受取事務手数料	次年度長崎県栄養士会会費に対する受取手数料 @150x17人	2,550
	その他 2件		2,660
預り会費			[6,181,500]
	北海道栄養士会	入会金1,000円x6人、会費7,500円x20人	156,000
	青森県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費10,500円x12人	127,000
	宮城県栄養士会	入会金2,000円x3人、会費8,000円x68人、会費5,000円x1名	555,000
	秋田県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x8人	61,000
	山形県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費10,000円x4人	40,000
	福島県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x4人	31,000

	栃木県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費8,500円x9人	79,500
	群馬県栄養士会	入会金1,000円x4人、会費8,500円x31人、その他1,000円x31人	298,500
	埼玉県栄養士会	入会金1,000円x9人、会費8,500円x19人	170,500
	千葉県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費10,000円x7人	73,000
	東京都栄養士会	入会金1,000円x3人、会費6,500円x3人	22,500
	神奈川県栄養士会	入会金1,000円x15人、会費7,000円x112人	799,000
	新潟県栄養士会	入会金1,000円x11人、会費11,500円x31人	367,500
	山梨県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x5人	37,500
	長野県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費10,500円x21人	222,500
	岐阜県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x3人	23,500
	静岡県栄養士会	入会金1,000円x5人、会費9,500円x27人	261,500
	愛知県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費8,000円x10人	80,000
	三重県栄養士会	入会金1,500円x0人、会費9,000円x3人	27,000
	滋賀県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x2人	15,000
	京都府栄養士会	入会金1,000円x1人、会費8,000円x8人	65,000
	大阪府栄養士会	入会金1,000円x14人、会費7,500円x27人	216,500
	兵庫県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x28人	210,000
	和歌山県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,000円x1人	7,000
	岡山県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費6,500円x7人	45,500
	広島県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費6,500円x26人	171,000
	山口県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,500円x3人	28,500
	徳島県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費8,500円x6人	53,000
	高知県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費8,500円x3人	25,500
	福岡県栄養士会	入会金2,000円x5人、会費8,500円x22人	197,000
	熊本県栄養士会	入会金1,000円x16人、会費10,000円x87人	886,000
	大分県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費9,000円x7人	66,000
	宮崎県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,500円x22人	209,000
	鹿児島県栄養士会	入会金2,000円x0人、会費10,000円x50人	500,000
	沖縄県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,000円x6人	54,000
賞与引当金	職員	公益目的事業及び管理運営に従事する職員の賞与の引当金	8,749,720
未払消費税等		令和3年度消費税確定申告による納付額	6,310,600
流動負債合計			73,980,299
(固定負債)			
リース債務		公益目的事業及び管理運営で使用しているコピー複合機2台の債務	2,509,056
役員退職慰労引当金	期末の役員退職慰労金要支給額	公益目的事業及び管理運営を執行する役員の退職慰労金の引当金	3,500,000
固定負債合計			6,009,056
負債合計			79,989,355
指定正味財産合計			96,095,779
一般正味財産合計			466,673,524
正味財産合計			562,769,303
負債及び正味財産合計			642,758,658

2022 年 5 月 29 日

監査報告書

公益社団法人 日本栄養士会
代表理事会長 中村 丁次 殿

公益社団法人 日本栄養士会
監 事 早野 貴文 ㊟
公益社団法人 日本栄養士会
監 事 田中 敦 ㊟

私たち監事は、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

告示第2号

公益社団法人日本栄養士会理事候補者について

2022年6月1日

代議員各位

公益社団法人 日本栄養士会
選任決議管理委員長 小川 紀明

2022年4月1日付けで、日本栄養士会ホームページ等で告示をした理事選任総会決議について立候補がありました。

2022年4月28日に選任決議管理委員会を開催し、候補者の資格審査を行いました。その結果、別表のとおり理事候補者を決定したので、役員選任総会決議にかかる手続規程第17条第1項に基づき告示します。

1. 一般理事選任決議分野候補者（届出順）

No.	氏 名	都道府県	職 域	備 考
1	西岡 心大	長崎県	医療	
2	濱田 美紀	大分県	福祉	
3	渡邊 啓子	福岡県	研究教育	
4	西村 一弘	東京都	医療	
5	赤尾 正	大阪府	研究教育	
6	下浦 佳之	兵庫県	地域活動	
7	阿部 絹子	群馬県	公衆衛生	
8	渡邊 潤	静岡県	医療	
9	斎藤 トシ子	新潟県	研究教育	
10	加藤 すみ子	福島県	福祉	
11	中村 丁次	神奈川県	研究教育	
12	岡本 智子	北海道	研究教育	
13	鈴木 志保子	神奈川県	研究教育	

2. 職域理事選任決議分野候補者（届出順）

No.	氏 名	都道府県	職 域	備 考
1	佐野 ちえみ	静岡県	地域活動	地域活動から推薦あり
2	新井 英一	静岡県	研究教育	研究教育から推薦あり
3	原 純也	東京都	医療	医療から推薦あり
4	中田 智子	栃木県	学校健康教育	学校健康教育から推薦あり
5	元家 玲子	愛媛県	福祉	福祉から推薦あり
6	諸岡 歩	兵庫県	公衆衛生	公衆衛生から推薦あり
7	國分 葉子	東京都	勤労者支援	勤労者支援から推薦あり

第3号議案 役員報酬承認の件

定款第16条第4項、第30条および役員の報酬等に関する規程に基づき、役員の報酬等の額について、承認を求めます。

常勤の理事、非常勤の理事、監事の報酬総額 19,391,200円

《参考》

【定 款】

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃
- (4) 役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(役員の報酬等)

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【役員の報酬等に関する規程】

(報酬等の支給)

第3条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
 - (2) 非常勤の理事 日当
 - (3) 監事 月額報酬
- 2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 第1項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第7条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

非常勤役員（単位：円） 2,200円×1,396件（延べ）＝3,071,200円

1日当たり	2,200
-------	-------

常勤理事俸給表（単位：円） 700,000円（4号俸）×12か月＝8,400,000円

600,000円（3号俸）×12か月＝7,200,000円

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

監事報酬表（単位：円） 30,000円（1号俸）×12か月×2名＝720,000円

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

第4号議案 名誉会員承認の件

理事会は、定款施行規則第4条の規則に基づき、次の者を定款第4条（1）の名誉会員に推挙するので、総会の承認を求めます。

氏名	所属栄養士会・会員番号	該当の内容
濱谷 由美子	神奈川県栄養士会 No. 01401758	第4条第1項1号 神奈川県栄養士会代議員 20年
小田 光子	広島県栄養士会 No. 03400018	第4条第1項1号 広島県栄養士会会長（代表理事） 6年 広島県栄養士会副会長（代表理事） 4年

【定款施行規則：抜粋】

（名誉会員）

第4条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその承認を求めることができる。

- （1）定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士会の代表理事を5期（通算10年）、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者
- （2）本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
- （3）その他、前各号に準ずる者

協議 2022 年度事業執行計画、予算について

2022 年度公益社団法人日本栄養士会事業計画

公益社団法人日本栄養士会の 2022 年度事業計画は、以下のとおりである。

I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

事業概要

本事業は、栄養の指導（栄養指導、栄養・食事療法を含む。以下、同じ。）及び健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学及び技術の振興を図るため、国民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、（１）としては、調査（及び資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と栄養・食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。（２）としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータベースの構築を図り、その結果を栄養関連制度等の検討の基礎資料とする。

事業の趣旨等 近年、急激な少子・高齢社会が到来している。これに伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできている。このため、国民の健康増進、疾病の発症及び重症化の予防のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。財源は会費、協賛金等とする。

1-2 国庫補助金等による事業

事業内容の要旨 国の栄養施策である医療・介護など多様なニーズに対応できる仕組みづくりとして、高度な専門技術を有する管理栄養士育成システムを構築するため、2013 年度より管理栄養士専門分野別人材育成事業を委託事業として実施してきた。また、増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材の確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動の促進・整備にむけ、栄養ケア活動支援整備事業を補助金事業として実施する予定である。

事業の趣旨等 管理栄養士専門分野別人材育成事業では、これまでに、がん分野、腎臓病（CKD）分野、摂食嚥下リハビリテーション分野、在宅訪問分野における管理栄養士・栄養士業務の人材育成事業を行ってきた。2019 年度からは新たに、栄養ケア・マネジメントの分野における人材育成の検討を開始した。引き続き、厚生労働省と調整し人材育成に取り組む。

また、栄養ケア活動支援整備事業では、厚生労働省とも連携の上、地域で栄養ケアを行う人材確保の仕組みを整備する。財源は、厚生労働省の助成金、補助金とする。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の策定

事業内容の要旨 2014 年度定時総会で承認された管理栄養士・栄養士倫理綱領の原案を基に多くの意見を求め、具体的な項目を含めた体系的規範案を作成した。今後は、現状に即した時点修正を行うとともに、会員へのわかりやすい解説方法についても検討を行う。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行うヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもとは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナルとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理をうけて、具体的な業務規範を作成する。なお、本事業は、就業者の業務実態との整合性を図る必要があることから、業務の変容に伴い適宜改正していく。財源は会費とする。

1-4 国への栄養施策の提言活動

事業内容の要旨 栄養の指導の実務家の立場から、国の公衆衛生政策への提言等を行う。

事業の趣旨等 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見及び上記事業1-1による調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき、国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は会費とする。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

事業内容の要旨 栄養の指導に関する文献検索システム及び栄養学の実践に関するデータベースの利用・活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

事業の趣旨等 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取組やそれらをとおして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、栄養の指導に関する文献検索システム等の活用をとおして、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励するとともに、研究の成果の論文作成支援を推進する。財源は会費とする。

2-2 栄養の指導に関する研究助成及び育英資金の支給事業

事業内容の要旨 志高く、前途有為な学生に管理栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために、一人当たり年間 60 万円を上限に育英資金を支給する。

事業の趣旨等 育英資金支給事業については、ホームページ等で公募しており、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催して選考するが、

選考委員には中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者はホームページ等で公表する。財源は河村育英資金（特定資産）及び会費とする。なお、支給した河村育英資金の返還は求めない。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

事業内容の要旨 書籍等の刊行物の監修等を行う。

事業の趣旨等 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は会費及び監修料等とする。

2-4 政策にかかわるデータベースの構築

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の研究及び教育（学習）支援の拠点となる研究・教育センターの中期目標（2020年度～2023年度）として、「診療報酬・介護報酬に向けてのエビデンス収集とデータベースの構築」、「専門管理栄養士の実績データベース構築」、「栄養ケア・ステーションの実績データベースの構築」、「ダイエティシヤンスタディ」、の計画・実施・評価を行う。

事業の趣旨等 「診療報酬・介護報酬に向けてのエビデンス収集とデータベースの構築」、「専門管理栄養士の実績データベース構築」、「栄養ケア・ステーションの実績データベースの構築」は、現場で活躍している管理栄養士・栄養士の活動実績の蓄積と発信、活動範囲の拡大、組織づくり等を目的に、「ダイエティシヤンスタディ」は、AIを活用した食事の栄養価のデータベースの構築を目的に取り組む。財源は会費とする。

Ⅱ 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりを支援する管理栄養士・栄養士を育成するために、各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した質の高い栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようにすることを目的とする。生涯教育制度は、（１）基幹教育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と、（２）拡充教育等（専門分野、特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯教育制度は卒後教育の一環として、管理栄養士・栄養士養成課程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への重要な役割を担う。また、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2事業を構成するものである。

1 生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業

生涯教育制度の基幹教育は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各現場における専門職業人としての基礎能力を身につけることを目的とする。

1-1 基幹教育研修事業

事業内容の要旨 専門職は、自らの学術・技術の向上に努める必要がある。都道府県栄養士会と連携し、生涯教育を運営する。管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できるよう、本事業を推進する。

事業の趣旨等 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が適時に的確な内容を身につけることができるよう、基幹教育としての研修会（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、(1)基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、及び(2)都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援することの二つである。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働してすすめる、2020年度より継続してきたオンラインによる各研修運営を発展させ、管理栄養士・栄養士の学習機会を拡充できるよう企画実施する。周知にあたっては、可能な限りホームページを活用する。本事業は、科学技術の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための事業である。財源は受講料、会費とする。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の活動は、地域での公衆衛生、医療機関（病院）、福祉施設、保育所、小・中学校、教育機関、各種給食施設など多岐にわたっている。そこで、臨床・学校・健康スポーツ・給食管理・公衆・地域・福祉（高齢・障害・児童）の8つの活動領域別に、所定の課程を履修した者の申請に基づき、その活動領域における特化した知識・技能の修得や専門職としての責務の自覚の程度を審査し、適切な水準に達していると判定された者に、「認定管理栄養士」又は「認定栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定管理栄養士・認定栄養士は、後継者養成、当該領域の指導的役割を担うものとする。対象は、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を主とする（参加資格に特別の制限は設けない）。

生涯にわたって自らの専門的な知識・技能を向上させ、専門職としての責務の自覚を深めていくことは、管理栄養士及び栄養士の専門職としての最も基本的な義務である。本会は、管理栄養士及び栄養士の一人ひとりが、その責務を実践するために、生涯にわたり学びを積み重ねていくことを支え、その努力が必要な質を伴った実りの多いものとなるよう、生涯教育制度を構築した。その一環として、生涯教育の成果を客観的に判定してこれを公証することにより、生涯教育を経て優れた到達段階にある管理栄養士及び栄養士が広く国民の多様な需要に高い質で応えていく状況を作り出そうとするものである。

認定にかかる審査は、(1)申請書類の確認（書類審査）、(2)一次審査（筆記試験）、(3)二次審査（事例報告の考査）により可否を判定する。なお、感染症等の状況により、筆記試験の運営にあたっては必要に応じてオンライン試験を導入する。財源は申請者が負担する審査料、認定料及び会費とする。

1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

事業内容の要旨 職業倫理について、現時点で正式には養成教育カリキュラムに取り入れられていないことから、基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士のあるべき姿や業務の本質論との関係、業務上の意義などを管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は基本的には生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページ等で職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。財源は会費とする。

1-4 全国栄養士大会開催事業

事業内容の要旨 全国から管理栄養士・栄養士が集まり、管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき、栄養の指導に関する公衆衛生上の重要課題を協議し、課題への対応や実践の方法を共有する。

事業の趣旨等 2021年度に引き続き「2022年度全国栄養士大会・オンライン」として、日本栄養士会ホームページ上で7月8日～8月7日に実施する。財源は協賛金、会費とする。

1-5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士養成施設の卒業者・在校生向けに、専門職としての使命、業務遂行上の心構えに関する資料などを制作する。

事業の趣旨等 卒業者・在校生向けの資料は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材とする。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民ならびに地域に向けての社会活動や各職域における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つものとする。そして、「何を目標として、どのように働くべきか」といった、卒後の業務に反映することが期待できる。

資料のデジタル化推進のため、資料内容はホームページでの公開とし、その内容を周知する媒体（チラシ・ポスター）として、管理栄養士・栄養士養成施設をとおして卒業予定者及び在校生に配布する。また、チラシ・ポスターは、ホームページ等に掲載し、一般に周知する。財源は会費とする。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）にかかる運営事業

基幹教育が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育は、各活動領域〔管理栄養士・栄養士の就業の種別である職域に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障害・児童）、フリー活動等〕に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの活動領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の高度な専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

さらに、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキ

スパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

事業内容の要旨 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認め登録する。登録にあたっては、一定の条件を定め、試験の実施等とともに、更新制を取り入れる。

事業の趣旨等 社会の変化に伴い、管理栄養士・栄養士の栄養指導や食事療法の技能を高度化させて対応すべき特定の種類の業務が登場する。特定種類業務にかかる社会的な需要に応えるために、これに必要とされる高度の専門知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成する。以下のとおりである。

2-1-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を行い、発症や重症化を予防するものである。特定保健指導担当管理栄養士認定制度は、特定保健指導のスペシャリスト育成のために実施している。指導事例のレポート提出により所定の審査を経て、適切な水準に達していると判定された者に、「特定保健指導担当管理栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 実際に保健指導を担当する管理栄養士が「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」に基づいて、2018年度の第三期改訂情報を正しく理解し、適切で効果的な保健指導を展開するスキルを身に付けることを目的として、厚生労働省が示すプログラム例にあわせた職務・経験別の研修会を企画・運営し、人材育成をすすめるとともに、認定申請を促す。また認定者への特定保健指導担当管理栄養士スキルアップセミナーを開催し、スキルの担保を図る。財源は、受講料、認定を受ける者の拠出する経費とする。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士認定制度は、静脈経腸栄養療法のスペシャリストの育成のために実施している。本制度は、登録希望者に所定の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例のレポート提出による審査とともに、筆記試験を実施し、合格と認められた者に「静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 所定の研修である経腸栄養管理の基礎、静脈栄養管理の基礎、静脈経腸栄養管理の応用について、それぞれオンデマンドとライブ研修を各講義の内容により、組み合わせた運営とする。また試験の実施にあたっては、オンラインによる運営も検討する。財源は認定を受ける者の拠出する経費とする。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 各スポーツの現場、競技者への栄養教育や食環境の整備等、各専門分野のスタッフと連携し、現場のニーズに的確に応えることのできるスポーツ栄養のスペシャリスト

を育成するため公益財団法人日本スポーツ協会と共同で公認スポーツ栄養士の認定を行っている。所定の研修、実技・実習、インターンシップ、試験を課し、審査により公認スポーツ栄養士として認定する。

事業の趣旨等 研修等については、所定の公認スポーツ栄養士養成講習会カリキュラムにそって、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知をはかり、認定者を多く輩出するための情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、公益財団法人日本スポーツ協会の助成金、会費とする。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 在宅医療と係わる多職種と連携が取れ、在宅療養者の疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができるスペシャリストを育成するために、一般社団法人日本在宅栄養管理学会と共同で、在宅訪問管理栄養士の認定を行っている。所定の研修、レポート提出、認定試験を課し、審査により在宅訪問管理栄養士として認定する。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本在宅栄養管理学会が実施する。本会では、認定者に対する更新研修を実施する他、当認定制度の周知にむけた情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、受講料、会費とする。

2-1-5 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士は、根拠に基づいた診断と治療の最前線を学びながら現場を振り返り、リスクマネジメントを考慮した安全な食の提供と栄養教育をめざすスペシャリストであり、指定する研修、認定試験を課し、合格と認められた者に「食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定申請につながる基礎研修をはじめ、認定研修やフォローアップ研修の企画にあたっては、日本アレルギー学会、日本小児アレルギー学会、日本小児臨床アレルギー学会の協力のもと実施する。また、認定にいたるシステムの確実な運営にむけた体制整備・強化をはかる。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-1-6 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2013 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業としてがん領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2014 年度より「がん病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、がんの病態や治療等の知識、患者・家族に対するコミュニケーションスキル等、臨床での実践を通じて栄養管理に関する知識、技術を向上させることを目的に当専門管理栄養士の更新・受験の単位に相当のセミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-7 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として腎臓病領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2015 年度より「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と腎臓病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-8 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用に向けて連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と糖尿病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。

2-1-9 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2015 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、摂食嚥下リハビリテーション領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2016 年度より「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定とし、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。また当領域の導入となる初心者研修を企画運営する。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2016 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、在宅訪問領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2017 年度より「在宅栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本在宅栄養管理学会との共同認定とし、人材の育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-11 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

事業内容の要旨 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施に向けて、高度な専門性を発揮できる管理栄養士・栄養士の育成を進める。

事業の趣旨等 医療領域及び介護領域に限らず、地域社会から管理栄養士・栄養士に求められるニーズを把握し、課題分析を通じ、各専門領域において高度な知識や技術を有する者を育成する。国の動向や社会情勢を踏まえ、関係する団体、学会等と連携した育成プログラムの構築を進めるとともに、仕組みや運営体制のあり方等を検討する。財源は受講料、認定・登録料とする。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会

事業内容の要旨 栄養サポートチームにおいて管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるように、厚生労働省が指定する所定の研修を実施する。

事業の趣旨等 近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても、優れた成績が期待できるチーム医療の実践が求められている。そこで、管理栄養士、薬剤師、看護師、その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、効果的なチーム医療を行うための専門知識習得の静脈・経腸栄養についての講義及び認定教育施設における研修を行う。財源は参加者の負担金とする。

2-3 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

事業内容の要旨 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者が一堂に会し、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをおして、これら指導者的立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

事業の趣旨等 2022 年度は、7 つの職域において、各都道府県栄養士会を代表する者の参加を得て、2022 年 4 月から 2023 年 3 月にかけて実施する予定である。財源は会費、参加費とする。

2-4 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

事業内容の要旨 職域別に、当該職域の業務の特性に的確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

事業の趣旨等 2022 年度は、職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、及びその他の職域専門性の向上に関する事業、ならびにこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源は参加費、協賛金、会費とする。各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-5 関連団体等との協働研修・研修支援事業

事業内容の要旨 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

事業の趣旨等 関連団体等と協働し事業を実施する。財源は会費、参加費とする。なお、各研修運営にあたっては、オンラインによる開催をあわせて検討する。

2-6 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

事業内容の要旨 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士及び研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材及び資料を制作する。

事業の趣旨等 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、ホームページ等で公表する。財源は会費とする。

III 公3事業 食生活自律支援事業

事業の概要

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第30条の2第1項参照）を謳っており、本事業は、国民のかかる「自主的な努力」を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、食生活の自律を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）健康づくりと食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この3事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導と栄養・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するため、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

事業の趣旨等 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会がナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引し、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組

みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。一部の事業では業務報酬等を予定する。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

事業内容の要旨 都道府県内の栄養ケア・ステーションを統括するとともに、認定栄養ケア・ステーションの管理運営及び業務の支援を行い、都道府県内の栄養ケア・ステーションのネットワーク形成と実効化（連携・協働化）を図るため、サポートを行う。

事業の趣旨等 都道府県栄養士会は、栄養士会主体型として栄養ケア・ステーション事業を行うと同時に、地域の住民に実効的に栄養ケアを提供するため、個々の認定栄養ケア・ステーションの特性を把握し、連携するとともに、適切なコーディネートが求められる。各都道府県栄養士会は、会員数、組織体制に差があるが、全国のどこでも、栄養ケア・ステーションが住民に対して適切に機能するよう後方支援を行う。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションによる栄養ケアの取組に関し、実態の調査・研究、各種情報の収集・解析・提供、事業企画の立案と実施検証を行い、必要に応じ情報を公開し、あわせて人材育成事業へつなげる。

事業の趣旨等 国の動向・方針を捉え、また有識者等からの意見を踏まえ、事業に適切に反映し、その情報を都道府県栄養士会へ適格に伝え、各地域において展開ができるよう取り組むとともに、全国の栄養ケア・ステーションの充足状況を把握し、ホームページ等による見える化を図る。また、認定栄養ケア・ステーションの全国における標準化を目指し、管理栄養士・栄養士の人材育成事業へもつなげる。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーション事業は、栄養ケア・ステーションを、管理栄養士・栄養士の行う栄養ケア業務の地域拠点とすることによって、管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会の実現を目指すものである。

認定制度は、この規則に基づき認定を受けた認定栄養ケア・ステーションと本会及び各都道府県栄養士会の設置運営にかかる栄養ケア・ステーションを有機的に連携させ、地域住民の生涯にわたる実り豊かで健やかな生活の維持に貢献することができるよう、きめ細かく伸びやかな栄養ケアのネットワーク体制づくりに資するものである。

事業の趣旨等 国民は、健康への意識は高いものの、健康情報はインターネットやテレビ等のマスメディアを通じての入手が高い割合であり、個々の課題に応じた内容とは言い難い。健康と食習慣との関係性は明白ではあるが、自分の健康や食生活について、相談できる場所がわからない状況にある。

そこで、管理栄養士・栄養士がいる場所を「栄養ケア・ステーション」として商標登録し、2018年度より、内閣府の認可のもと、栄養ケアの業務を行う適格性を有する事業所を認定する「栄養ケア・ステーション認定制度」を進めている。「認定栄養ケア・ステーション」を標榜する拠点を全国に整備することで、地域住民が気軽に相談できる環境整備を図る。

また、新たに設置した「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」は、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態の改善上必要な栄養管理等を、適正かつ確実に担うために整備をすすめる。財源は会費、認定に係る手数料とする。

1-2 非常災害時の被災者の健康支援事業

1-2-1 JDA・DAT 育成事業と支援活動

事業内容の要旨 東日本大震災をきっかけに大規模自然災害発生時に、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を行うため、2012年に設立した「日本栄養士会災害支援チーム（JDA・DAT）」を育成する。2022年度より新たに創設される「災害対策事業部」の所管事業とする。

事業の趣旨等 JDA・DAT は国内外で大規模災害が発生した地域において、(1)在宅支援（医療・医師との連携）、(2)避難所支援（避難所等で居住する被災者への栄養・食事支援）、(3)施設支援（高齢者施設等での管理栄養士・栄養士の支援）、(4)特殊栄養食品ステーションの運営などの任務に従事する。これらの活動内容は取りまとめ、今後に役立てることとする。支援活動は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かし、行政機関や関係団体等と連携して行う。財源は、会費を充当するとともに、賛助会員からの協賛金、状況に応じ支援金を募る。

1-2-2 JDA・DAT 体制整備事業

事業内容の要旨 JDA・DAT の育成にともなう準備活動や整備等を行う。2022年度より新たに創設される「災害対策事業部」の所管事業とする。

事業の趣旨等 JDA・DAT の体制整備を図る活動として、(1)JDA・DAT 運営委員会等での検討、(2)エビデンス解析事業、(3)指定栄養士会への備品等の配置促進事業、(4)赤ちゃん防災プロジェクトの推進、(5)災害関連組織・団体等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、会費及び災害対策事業資金から拠出するとともに、賛助会員からの協賛金を予定する。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

事業内容の要旨 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO 世界保健デーである 4 月 7 日を記念して開催していたが、2018 年度より、「栄養の日・栄養週間」事業の一環として運営している。健康に関心を持つ国民を対象に、健康づくりには健全な食生活、適切な栄養摂取が欠かせないことから、健康及び栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

事業の趣旨等 43 回目の開催となる 2022 年度は、2021 年度に続き、Web を活用した「市民公開講座・オンライン」として実施する。一般生活者も広く対象に、健康づくりに関心を持つ国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が共に学び考える機会となるようオンラインセミナーを開催する予定である。講師などには、関連事項に高い専門的知見を有する研究者、実務家を起用する。財源は株式会社ヤクルト本社からの「栄養の日・栄養週間」の協賛金とする。

2-1-2 健康日本 21（第二次）の目標達成に向けた事業

事業内容の要旨 国は、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」を策定し、2013 年度から 2022 年度までの間、推進することとしている。ここでは、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示している。

ここで示された具体的な目標達成は、栄養・食生活と関連する事項が多く、栄養・食生活の専門職団体として、必要な事業を行う。

事業の趣旨等 健康日本 21（第二次）で取り上げているが、身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。

賛助会員の協力を得て具体的事業を検討する。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

事業内容の要旨 国民の多くは、健やかな生活を願っており、このために注意していることは、日々の食生活と答える方が多数を占めている。食・栄養の専門職である「管理栄養士・栄養士」によって構成されている本会は、このような社会情勢を踏まえて、「栄養の日・栄養週間」を創設し、国民の食・栄養の課題を解決するための運動を展開する。

事業の趣旨等 8 月 4 日を「栄養の日」、8 月 1 日から 7 日までの 1 週間を「栄養週間」とし、この間に、管理栄養士・栄養士が活動している病院、福祉施設、社員食堂などの給食施設等で喫食者向けに、また、各都道府県栄養士会の協力を得て、各地でイベント等を開催する。「栄養・食生活」の大切さをアピールするとともに、望ましい食生活のあり方を提案する。各企画とも、新型コロナウイルス対策を考慮、今年度も SNS や Web を活用し実施する。また、デジタル技術の発展や世界の変化に応じて、管理栄養士・栄養士に求められる適

正・役割にも変化が生じることが予想される中、「Society5.0 社会における管理栄養士・栄養士のあり方・価値」について、各事業を通じて効果的に発信する。財源は賛助会員からの協賛金、寄付金、会費とする。

2-1-4 対外広報活動の推進

事業内容の要旨 日本栄養士会活動の情報発信強化による各ステークホルダー（国、企業、管理栄養士・栄養士、一般生活者）への情報波及と重点5項目（1. 高齢社会の進展に対応した取組を推進、2. 少子社会における児童の健全育成にかかる取組を推進、3. 頻発する災害から命を守る取組を推進、4. 世界最大の栄養士会としての国際貢献を推進、5. 最先端技術社会への対応）に関連する事業の活性化に向けて外部広報活動の推進を行う。

事業の趣旨等 広報活動を行う上で、マスメディアの影響力は大きく、円滑に進めるうえでメディアとの関係性構築は欠かせないものである。今年度はプレスリリース配信サービスを用いて、広くメディアへ情報提供を行う。また影響力の大きい全国紙や専門誌については、個別にプロモートを行い、関係性構築に向けた素地作りを行う。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

事業内容の要旨 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である本会は、広く国民、管理栄養士・栄養士及び保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

事業の趣旨等 「日本栄養士会雑誌」は月刊誌で、年間12冊発行する。毎月の発行部数は、約52,000部である。対象読者は、購読を希望する国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者等である。

また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会並びに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を的確に選定する。財源は、会費、賛助会員からの協賛金、購読料、広告掲載料等とする。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士は、食・栄養の専門職として、栄養の指導を通して、国民の健康増進に資することを使命にしている。この使命を達成するために、広く開かれたホームページにおいて各種情報を提供するとともにニーズを得る。

事業の趣旨等 2022年度は、管理栄養士・栄養士の役割、使命等について、理解を深めることに重点を置き、2021年度に引き続き運営する。管理栄養士・栄養士、国、職能団体、企業（賛助会員含む）、国民とわかり易く情報の提供を行うために、コンテンツを開発する。管理栄養士・栄養士に向けては、現ホームページのコンテンツを主とし、ホームページ上の課題を

解消し、コミュニケーションの最適化を行う。また、国民に向けては、2017 年度に公開した Web マガジン「ニュータス」をもって、食・栄養への認知・理解の促進を実現させる。本事業は、不特定多数である国民を主対象とする。財源は会費、賛助会員からの協賛金、広告掲載料等とする。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

事業内容の要旨 国民は、健康づくりや、栄養問題に対して関心を持っていても、具体的にどのような対応したらよいか不明な場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、媒体を作成する。

事業の趣旨等 国民が興味を持ち、行動変容に結びつけられるように手軽に利用できるパンフレットやリーフレット等の資料があると有益である。さらに、これらを基に管理栄養士・栄養士が国民を対象に健康支援することで、科学的に望ましい食生活の実現の可能性が高まる。そこで、「ヘルシーダイアリー」等を作成し、管理栄養士・栄養士に無償で配布する。資料の監修は、高い専門的知見を有する研究者、実務家及び実績と定評のある管理栄養士・栄養士があたる。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金を充てる。

IV 公4事業 食環境整備事業

事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（1）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（2）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（3）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

事業内容の要旨 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方に基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。

事業の趣旨等 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生活を衛るためには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種、関連学会がお互いに連携して、プライマリケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会、関連学会等と連携する。財源は会費とする。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

事業内容の要旨 栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

事業の趣旨等 本事業は、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、及び国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰、栄養改善奨励賞、本会会長表彰等がある。2022 年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は栄養改善奨励資金等から拠出する。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度を取り扱う。

事業の趣旨等 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、モラルハザードを招かないよう、適宜見直しを行う。保険料の財源は会費とする。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

事業内容の要旨 制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に応えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

事業の趣旨等 制度としての管理栄養士・栄養士は、国民の食環境—国民の食事・栄養摂取にかかる環境—の人的な構成要素である。国民の食環境を整備する観点から、養成制度を含め、管理栄養士・栄養士制度の運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

管理栄養士・栄養士は、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、各種調査での健やかな生活を望む国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する姿を具現化するための活動を展開する必要がある。このためには、2014 年度からスタートした新しい「生涯教育制度」に基づく、業務の統一化・標準化が前提となり、その後で、「栄養の指導」の様々な分野（医療・学校給食・勤労者・行政・福祉・フリーでの活動者）で活動している専門職とその対象者が、より緊密に関われる体制、制度の構築が必要となる。

管理栄養士・栄養士がかかわる各種制度の法的整備を図るため、厚生法制に関して研究を委託し、2018 年度に終了し、その後栄養士法改正の実体化と完結に向け取り組んできた。2022 年度は、報告書の結論に関し、法律的な解説を行うことにより、これを周知することとする。

また、診療報酬・介護報酬改定等の各種報酬制度の改定においては、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現に繋がることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組む。本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種（個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は報告書や諸提言などとして、ホームページ、「日本栄養士会雑誌」、その他の本会の刊行物などで一般に公表する。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、

関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（１）開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（２）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（３）国際交流助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公5の事業を構成するものである。

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

事業内容の要旨 アジア諸国の栄養士制度及び栄養士養成システムへの支援事業を行う。

事業の趣旨等 開発途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌してきている。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、ことに、先進国として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、開発途上国が注目するところである。

今後もアジア・アフリカ諸国でリーダー的役割を担うため、開発途上国及び栄養士制度のない国へ情報を提供する。財源は会費と国際交流資金からの拠出金、賛同する事業者等からの協賛金とする。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

事業内容の要旨 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きい。国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、約50か国が加盟）ならびにアジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、12か国が加盟）の活動に参加して、各国栄養士会との交流を図る。

事業の趣旨等 具体的事業として、(1)国際栄養士連盟ならびにアジア栄養士連盟加盟、(2)国際栄養士連盟理事会議ならびにアジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、(3)第8回アジア栄養士会議（The 8th Asian Congress of Dietetics ; ACD2022）開催の準備、(4)国際交流委員会の開催を行う。2022年度は、第8回アジア栄養士会議（ACD2022）を、横浜パシフィコにおいて開催する。本事業の対象は、関連国の栄養士（栄養の指導に関する専門職）である。財源は会費、協賛金、国際交流資金とする。

3 国際交流助成事業

事業内容の要旨 国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から国際交流事業を推進するため、日本国内及び国外への栄養学・栄養施策等に関する研修及び留学等に対して支援、助成を行う。

事業の趣旨等 栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化、同専門職の養成に関する相互支援等、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題を解決するため国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から、日本国内の大学院の栄養学科に留学する者に対し、必要な費用の一部を助成する。なお、本事業は公募により、助成者の決定にあたっては、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会が、所定の基準に則り厳正に選考を行い決定する。

「東京栄養サミット 2021」で発表したコミットメント「持続可能な栄養改善基盤構築のための食・栄養の専門職の養成と配置」の達成のため、自立した学校給食制度の創設支援に向け、実行体制の構築、情報収集を行い、具体的な栄養改善の実行計画を検討するとともに、栄養士制度立ち上げに向けラオス政府との調整を進める。

財源は、賛助会員からの協賛金、会費、国際交流資金とする。

VI その他（法人運営）に関する事業

事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をととして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。2022年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

総会は、新型コロナウイルス感染対策のため、Web 会議システムにより開催する。

理事会は、同様に上期は Web 会議システムにより開催し、下期は状況により必要に応じて Web 会議システムを利用した開催とする。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの充実した運営

感染症対策の状況により、Web 会議システムを利用した会議、集合型の会議、ハイブリッド型の会議を開催する。

1-3 研究・教育センターの創設準備

研究・教育センターのグランドデザインを検討し、引き続き準備を進める。

1-4 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

2-2 会員活動の活性化に向けた活動

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

【職域統括事業部】

基本目標(活動目標)

職域横断的な同職種間連携の強化を通して、地域(国)の優先的な健康課題を共有するとともに、地域包括ケアシステム推進の一翼を担える体制の構築及び人材を育成・発掘することにより、職域の更なる活性化を図る。(政策集団としての位置づけを明確にしていく)

■基本方針

No	基本方針	内容
1	各職域における活動を共有し、公益活動の活性化を推進する。	① 各職域における事業推進委員会の事業内容、公益活動の活性化に向けての戦略の検討 ② 全職域における、①の内容の情報提供の実施(全国リーダー研修会等)
2	各職域における政策課題の明確化を図り、事業及び調査・研究のバックアップ体制を図る。	① 各職域における政策課題の明確化(地域包括ケアシステム推進等) ② 政策課題を解決するためのエビデンス収集に向けての事業、調査・研究の推進
3	各職域における人材育成の方向性を検討し、効果的・効率的な人材育成に向けての体制整備を図る。	① 各職域における専門管理栄養士、認定管理栄養士・栄養士、その他の人材育成目標の検討 ② 各職域の人材育成に必要な研修内容の検討 ③ 職域横断的な研修会の企画
4	各職域における会員増対策の目標を設定、戦略的活動を展開する。	① 各職域における会員増の目標値の設定 ② 目標値達成に向けての、活動戦略の検討と実施の推進(非会員の掘り起こし、学生に向けての出口戦略の検討など)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1-1	職域統轄事業部会	職域統括事業部の活動を計画・実施・評価するために職域統括事業部会を年4回、Web会議を実施する。	年4回	-	-
1-2	拡大職域統轄事業部会	職域担当理事及び各職域の副委員長にて年2回実施。職域統轄事業部会について課題解決のために対策を検討する。	年2回	-	80名
1-3	理事勉強会	部会運営を円滑にかつ他職域との連携強化を図るため各職域担当理事を中心に政策に関する勉強会(各職域ごとテーマ)を開催し、各職域の情報共有を図る。	年7回	-	-
2	職域統括事業部全体会議(仮)	職域横断的連携の活性化の一環、次期理事や日米運営の主要メンバーの発掘を目的に各職域の事業推進を年1回集めて、現課題を共有し解決の糸口を探る。	2022.9.10(土)	-	-
3	学生向け就職相談会	会員増対策の一環で、学生の出口戦略。特に各職域の特徴を生かし、それぞれの職域の仕事の照会や各職域の相談を実施。	2022.6.21(火)、 2022.7月予定	-	各100名×2回
4	職域全国リーダー育成のための研修会(派遣)	各職域の全国リーダー研修会に、職域統轄事業部長あるいは副部長を派遣し、各職域の事業および活動内容の把握及び意見交換を実施する。	各職域開催日に派遣	-	-

【医療】

■基本方針

No	基本方針	内容(ねらい)
1	患者の治療基盤となる「栄養管理」の体制を構築する	1) 病棟への管理栄養士の適正な配置を目指す 2) チーム医療の充実による、医師・看護師の負担軽減 3) 入退院支援部門への管理栄養士の配置 4) 外来化学療法室への管理栄養士の配置 5) 外来栄養食事指導専属の管理栄養士の配置 6) 後方施設(他施設・介護施設等)との連携、情報提供、フードサービスの強化
2	在宅を含め地域と連携し、継続した支援を確立する	1) 地域包括ケアシステムの推進 2) 地域連携担当の管理栄養士の配置 3) 医療施設を経営主体とした栄養ケア・ステーション設置の勧奨
3	病院機能の専門分化に対応した管理栄養士教育体制を整備する	1) 専門管理栄養士のさらなる推進 2) 栄養部門の教育・研修を担当する管理栄養士の育成、卒前卒後教育の充実

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	病院医療関連職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1) 2021年度事業報告(政策課題報告含む)及び2022年度事業計画案、医療職域事業推進委員選挙の件 2) 保健医療介護情報利活用に関する研修及びグループワーク	2022.4.16 (土)・17(日)		-
2	病院医療関連職域管理栄養士・栄養士育成のための地区リーダー研修会	各都道府県栄養士会医療職域組織との相互交流及び会員増対策	2022.8.(予定)		-
3	食事療法学会	臨床栄養に関する栄養管理・給食管理関連のマネジメントについて研鑽するとともに、診療報酬改定等の理解を深め、資質の向上を図る。また解決の場として、学会発表の機会を提供する。	2023.3.4.(予定)		1,000名
4	臨床栄養学術セミナー	臨床に関わる管理栄養士・栄養士にとって有益な最新の臨床情報提供の場として開催。栄養管理や栄養指導の資質向上を目的に実施する。	2022.10.9.(予定)		400名
5	スキルアップセミナー	全国栄養士大会の講演において、栄養管理を行ううえでの実践的知識・技術を身につけることを目的に実施する。	2022.7.8.~8.7. (予定)		200アクセス
6	コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: 栄養ケア・ステーション	2022年8月		50名
7	コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: 症例検討会	2022年10月		50名
8	コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを目指す テーマ: 診療報酬改定への対応	2023年2月		50名
7	病院部門実態調査	病院栄養部門の実態を把握することを目的に調査を実施する	2022年6月		回収率 50%
8	診療報酬改定対策(HP広報)	管理栄養士・栄養士の地位向上及び政策課題達成のため事業			-
9	1から学ぶ診療報酬研修会	診療報酬を十分に理解し、管理栄養士・栄養士の仕事の実績が見える化することを目的とする。	2022.4・5・6月		1500名
10	診療報酬オンライン説明会	診療報酬改定の内容を周知し、病院勤務の管理栄養士・栄養士の資質工場を目的として実施する。	2022.4.28(木) ~		4500名

11	ニューカマーミーティング	新入会会員を対象に、日栄の活動方針の共有・仲間づくりの場を提供し、帰属意識を高める。	2022年12月		50名
12	学生のための就職セミナー（医療編）	学生の就職活動の不安や疑問を解消、管理栄養士・栄養士としての職能を十分に発揮できる就職につなげることで、会員増を目指す。	2022年6月		100名
13	給食管理のスペシャリスト育成計画事業	給食管理分野管理栄養士・栄養士の人材育成と活性化、それに伴う会員増を目的とする。	調整中		検討中
14	患者に寄り添う管理栄養士（仮）啓発普及事業	国民に対して、がん治療における栄養療法の必要性の認知、がん予防に関する啓発活動、および管理栄養士・栄養士の認知・普及・啓発	調整中		検討中
15	広報活動	診療報酬に係る資料の作成及びホームページへの掲載			－
16	常任事業推進委員	事業推進委員会企画運営及び診療報酬改定等の戦略的事業計画			－
17	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み			－

【学校健康教育】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	栄養・食事指導の専門性を用いて、児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるように、学校における管理栄養士・栄養士のための事業を推進する	目標項目 学校における管理栄養士・栄養士が、より良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるシステムを構築し、2023年までに栄養教諭数を現状値より1%増の実現に向けて寄与する。(6488名 令和元年5月1日) 政策目標： 栄養教諭配置1校1人を実現させ、学校における栄養教諭(管理栄養士・栄養士)が、児童生徒の生涯にわたる健康、命、幸せに貢献する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	学校健康教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	日本栄養士会の活動や現在の課題に関する情報と解決方法を各都道府県の代表者1名と共有と協働し、各地域で実践を行っていくことによって、学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献する。	2023.1.22(日)		47
2	「個別的な相談指導」研修会(各都道府県栄養士会主催に向けて)	「個別的な相談指導」の標準化を目指し、各都道府県栄養士会主催(7ブロック開催)として計画。2023年度以降は開催地を広げ、全国展開できるように進めていく。	-	-	-
3	全国研修会	実践的な食に関する指導を行うことを目指し、学校における管理栄養士・栄養士としての専門性を高め、今後の学校給食の発展および国民の栄養・健康に資する。	2023.2.12(日)		150
4	スキルアップ研修会	新人からベテラン会員までがスキルアップできる研修会内容を計画。	調整中		各100
5	事業推進委員会	学校における管理栄養士・栄養士のための事業を推進することを目標に、各事業の企画及び運営について協議する。	2022.7.30(土)、 2022.9.3(土)、 2022.11.26(土)、 2023.2.25(土)		各10
6	調査研究事業・事例収集	個別的な相談指導の好事例収集および発信			
7	VCS(バーチャルコミュニティースペース)	ブロック(地区別)の連携強化・情報共有と解決へと導く。	年2回予定		7ブロック

【勤労者支援】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	国民の健康維持・推進のための「栄養ケアサービス」を推進し、健康寿命の延伸に貢献する	所属事業種先により領域を4つ区分し、各領域内でのネットワーク構築および、スキル向上に取り組む。各領域の栄養ケアサービスの事業計画をたて、目標達成に取り組む。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	勤労者支援職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	活動報告・勤労者支援活動案・意見交換等	22.10月予定	-	47
2	全国矯正栄養士研修会	最新の話題の研修 及び 給食実務に関するパネルセッション(検討中)	2023.1月予定	-	60
3	事業推進委員会(WEB)	事業推進の企画 打合せ	2022.6.27(月)、 2022.10.11(火)、 2023.2.27(月)	-	各6
4	生涯教育研修会《勤労者支援》	管理栄養士・栄養士が健康日本21(第二次)を推進していくために必要な卒後教育として、研修会を実施。「健康寿命の延伸」に向けて、社会の中で実績・成果を出すことができるようにする。	調整中	-	100
5	調査研究	職域内での栄養士活動 満足度・期待度調査	年度内実施予定	-	1,000

【研究教育】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	Society 5.0社会を見据えた専門職（養成）教育システムの基盤整備	1) 実習、カリキュラムなどの教育制度の見直し 2) IoTの利用や他職域との連携を通じた学外実習の充実 3) 実習の充実を図るための（管理）栄養士の人員配置の再考 →事業内容1, 2
2	科学的根拠に基づいた栄養学研究の推進	1) 科研費申請区分における中項目区分申請 2) 研究教育センター（準備中）との連携 →事業内容2

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	「臨地実習及び校外実習の実際（2014年）」の改訂に関する事業	1) 実習施設（職域）の拡大、実習の時間数の再考 2) コロナ、災害などの対応策の整備 →即戦力専門職を養成するための他職域との連携の強化	調整中		
2	研究教育職域の実態把握に関する事業	1) 教員に対する教育環境の実態調査 2) 教員・研究者に対する研究環境の実態調査 3) 教員・研究者の資質向上に対する実態調査 →教員・研究者の研究力・教育力向上にむけた事業の支援	調整中		
3	研究教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1) 2022年度事業報告及び2023年度事業計画案 →ブロック代表者との連携強化	調整中		
4	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	調整中		

【公衆衛生】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた栄養・食支援体制の確立（栄養CS設置拡大含む）	①医療－介護－地域一体での同職種間連携と多職種連携強化（勉強会（年1回以上）） ②地域の健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の企画立案、実施、評価（活動事例提供の無い自治体数の減；R2 10県 ⇒ R5 0県） ③全国1,741市町村高齢介護部門への栄養士配置促進要望活動拡充（配置率：R元 6% ⇒ R3 8.6%） ④栄養CS設置拡大と地域格差の是正（R5全国335二次医療圏ごとに1カ所以上）
2	新しい生活様式に伴う食生活の変化や課題への対応と、健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化	①コロナ禍における栄養業務実態調査結果の活用（R3.11月：継続調査（コロナ禍の変化に加え、新たな課題や新たな分野への栄養業務実態把握）） ②自然に健康になれる持続可能な食環境づくりに向け、食環境整備に関する実態調査と事例収集（R4：ヒアリングとエビデンス構築） ③SNS等を活用した健康無（低）関心層への啓発方法検討（R4：ヒアリング）
3	誰もが住民や同職種・他職種から信頼を得られる能力を有する人材育成と確保	①人材育成ガイドに基づく現任教育の拡充（全国リーダー研修・実務研修・新任研修、認定管理栄養士・栄養士の増加） ②自治体栄養士 定員増と適正配置（配置率 R元 89.5% → R3 89.6% → R5 92%） <u>◆高齢福祉分野に加え、母子保健分野への管理栄養士配置促進</u> ③会員数の増加と都道府県加入率の差の縮小（入会率 24%～111%）（目標：R5年度末までに423人増加／年間60人増加、都道府県加入率の増加）

■事業内容

No	事業名	内容（ねらい）	実施日	参加者数	目標数
1	公衆衛生職域行政栄養士育成のための全国リーダー研修会	・都道府県栄養士会公衆衛生職域代表者対象 ・県営での指導的役割が担えるようテーマ設定 ・2022「新しい課題への栄養政策」	2022.4.23（土）WEB		47
2	公衆衛生実務研修会	・行政栄養士対象、専門知識・技能向上が目的 ・講演2演題、事例発表3事例、グループワーク等 ・テーマ「新しい課題の解決に向けPDCAに基づく施策推進」「災害発生時の栄養食生活支援」他	2023.2月WEB		250
3	公衆衛生新任者研修	・行政栄養士勤務年数5年対象 ・基礎能力の獲得と仲間づくりが目的 ・講演2演題「厚労省栄養技官、中村会長」、事例発表2事例、グループワーク等	2023.1月WEB		150
4	事業推進委員会	職域ビジョンの達成に向け、中期計画に沿った事業企画、実施、評価等	2022.4.10（日） 2022.7月 2022.11月		3回
5	公衆衛生事業活動事例集制作事業	・先駆的な実践活動のプロセスと成果を収集 ・1都道府県あたり2事例提出依頼 ・事例集作成し、ホームページ等で発信 ・優良事例は、雑誌、事例発表等へつなげる	年間		47
6	市町村管理栄養士配置要望活動事業及び会員増対策（ブロック別VCS（バーチャルコミュニティースペース）の実施）	・全国6ブロックごとにVCS開催 ・人材育成、事業推進、会員増等について意見交換	2022.10月～ 2023.1月		6ブロック

【地域活動】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	開業管理栄養士の推進と栄養ケア・ステーション(都道府県栄養士会)、認定栄養ケア・ステーションへの参画により管理栄養士・栄養士の可視化を図る。	栄養士会栄養ケア・ステーションへの登録。認定栄養ケア・ステーション申請の働きかけを促進する。 「地域に根ざしたかかりつけ管理栄養士・栄養士」として地域住民に対し、顔の見える栄養士の普及の拡大を目指す。
2	国民の疾病予防の推進と特定保健指導への参画を推進する。、地域包括ケアシステムに参画し、介護予防のために栄養・食事の技術を駆使する。	都道府県特定保健指導・地域包括ケアシステムへの参画
3	出生前から生涯を通じての栄養食事支援、そのために行政との連携を強化する	都道府県市町村における行政の業務の支援

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	地域活動職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	地域活動職域組織代表者の育成と活動を把握する。全国のリーダー間での意見交換をし、情報の共有・相互理解を深めると共に、課題解決に向け協議をする。	2023.2.3(金)		56
2	公衆栄養活動研究会	最新情報の共有。現況の課題に対する講演。最前線で活躍する現場の活動事例発表。	2023.2.4(土)		120
3	事業推進委員会他	課題に対処対応、事業の推進	4.7.10.12.2月		

【福祉】

■基本方針

No	基本方針	内容
1	地域共生社会の実現に向け、高齢者の自立支援・重度化防止を図り、科学的に効果が裏付けられた質の高い丁寧な栄養ケアサービスを提供するため、栄養ケア・マネジメントの質の担保と標準化を推進する	・専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ・経験年数に応じたスキルアップ研修会の全国展開 ・施設入所サービスにおけるエビデンスの構築（リハ・口腔との連携、看取り、認知症対応、情報連携など） ・通所系、居宅系サービスにおけるエビデンスの構築 ・機能強化型認定栄養ケア・ステーションの配置促進
2	地域共生社会の実現に向け、障害（児）者分野における栄養マネジメント体制を確立し、質の高い栄養ケアサービスを提供するため、質の高い栄養ケア・マネジメントの標準化を推進する	・専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ・経験年数に応じたスキルアップ研修会の実施 ・施設入所サービス（児・者）におけるエビデンスの構築 ・通所系、居宅系サービスにおける栄養ケアのエビデンス構築
3	地域共生社会実現に向け、保育所における管理栄養士による栄養ケアサービスの提供体制構築のため、管理栄養士による個別栄養ケアの実施	・専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ・経験年数に応じたスキルアップ研修会の実施

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	福祉職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会（ライブ）	福祉の管理栄養士・栄養士活動を発展させるため、国民ニーズに関する課題に対応できる研修を行い、リーダーを育成する。	2022.8.6（土） 2023.2.25（土）		各47名
2	高齢・Step00研修会（ライブ）	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	2022.6.18（土） 2022.7.28（木）		各60名 全国で 3650名
3	高齢・Step0研修会（オンデマンド）	経験年数1～3年対象 食事観察、多職種連携、LIFE入力などについて詳しく学ぶ	2022.5～2023.2		全国で 6120名
4	高齢・Step0（フォローアップ）（ライブ）	Step0研修（オンデマンド）後のフォロー	2022.9.17（土） 2023.3.11（土）		各80名
5	高齢・各種加算のとり方研修会（オンデマンド）	各種栄養関連加算について学ぶ	2022.5～2023.2		全国で 2500名
6	高齢・各種加算のとり方研修会（フォローアップ）（ライブ）	加算のとり方研修（オンデマンド）後のフォロー	2022.9.17（土） 2023.3.11（土）		各80名
7	高齢・事例集作成	介護分野の事例を収集し活用する			50事例
8	障害・Step00研修会（ライブ）	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	2022.5.14（土） 2022.9.11（日） 2022.11.16（水） 2023.1.21（土）		各50名
9	障害・スキルアップ研修会（ライブ）	加算の取り方の講義と演習	2022.10.23（日） 2022.12.7（水）		各80名

10	障害・事例集作成	障害分野の事例を収集し活用する			20事例
11	児童・Step00研修会(ライブ)	保育所における栄養ケア・マネジメントについて基礎から学ぶ	2022.6.4(土) 2022.8.26(金) 2022.11.5(土) 2022.12.3(土)		各50名
12	児童・スキルアップ研修会(ライブ)	児童福祉施設における食事の提供ガイド等の改定に向けて(仮題)	2022.9.30(金) 2023.2.4(土)		各80名
13	児童・事例集作成	児童分野の事例を収集し活用する			20事例
14	児童・調査研究事業	児童分野の実態把握調査(プレ)			
15	事業推進委員会	各事業の推進のため企画および運営についての協議を行う。	2022.5.22(日) 2022.7.9(土) 2022.9.4(日) 2023.2.11(土)		各12人
16	VCS(バーチャルコミュニティスペース)	リーダーへタイムリーな情報を提供するため・各ブロック連携強化(介護関連の研修会推進のための施策対応等含む)	年2回		7ブロック×2回
17	広報活動	介護報酬にかかわるホームページ掲載原稿等の資料作成および更新、問合せ対応			

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2022年度予算	2021年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益	7	0	7	230	0	0	0	0	0	7
基本財産受取利息	7	0	7	230	0	0	0	0	0	7
特定資産運用益	1,967	67	2,034	7,930	0	188	527	302	950	0
特定資産受取利息	1,967	67	2,034	7,930	0	188	527	302	950	0
受取会費	188,070,000	165,750,000	353,820,000	347,200,000	0	0	0	0	0	188,070,000
正会員受取会費	165,750,000	165,750,000	331,500,000	325,000,000	0	0	0	0	0	165,750,000
賛助会員受取会費	22,320,000	0	22,320,000	22,200,000	0	0	0	0	0	22,320,000
事業収益	213,515,200	0	213,515,200	232,161,100	3,500,000	99,086,000	110,929,200	0	0	0
調査研究収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書籍監修料収益	3,500,000	0	3,500,000	3,500,000	3,500,000	0	0	0	0	0
研修・セミナー事業収益	79,438,000	0	79,438,000	79,037,100	0	71,518,000	7,920,000	0	0	0
認定・登録料収益	6,843,000	0	6,843,000	6,607,000	0	6,843,000	0	0	0	0
雑誌購読料収益	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	0
協賛金収益	61,445,000	0	61,445,000	95,840,000	0	405,000	61,040,000	0	0	0
情報提供事業収益	52,629,200	0	52,629,200	40,377,000	0	20,320,000	32,309,200	0	0	0
栄養ケア・ステーション事業収益	7,660,000	0	7,660,000	4,800,000	0	0	7,660,000	0	0	0
受取補助金等	5,350,000	0	5,350,000	5,350,000	0	5,350,000	0	0	0	0
厚労省受託収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間助成金収益	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0	0	0
受取事業収益	5,300,000	0	5,300,000	5,300,000	0	5,300,000	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産繰替額	90,781,000	0	90,781,000	26,340,000	2,400,000	10,000,000	2,081,000	300,000	76,000,000	0
指定正味財産振替額	90,781,000	0	90,781,000	26,340,000	2,400,000	10,000,000	2,081,000	300,000	76,000,000	0

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2022年4月1日から2023年3月31日まで

科 目	公益事業会計	法人会計	2022年度予算	2021年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	1,435,000	3,572,640	5,007,640	4,184,640	0	350,000	650,000	435,000	0	0
情報交換会費収益	350,000	0	350,000	90,000	0	350,000	0	0	0	0
その他の雑収益	1,085,000	3,572,640	4,657,640	4,094,640	0	0	650,000	435,000	0	0
経常収益計	499,153,174	169,322,707	668,475,861	615,243,900	5,900,000	114,786,188	113,660,727	735,302	76,000,950	188,070,007
(2)経常費用										
事業費	556,699,209	106,027,045	662,726,254	612,131,046	11,143,717	159,955,081	262,252,394	12,385,540	110,932,477	30,000
役員報酬	15,667,800	3,723,400	19,391,200	20,437,200	1,282,400	5,394,200	7,964,000	873,000	154,200	0
給料手当	65,165,760	33,570,240	98,736,000	85,800,000	1,875,984	27,942,288	21,425,712	888,624	13,033,152	0
臨時雇賃金	1,257,000	840,000	2,097,000	3,582,400	0	753,000	0	0	504,000	0
賞与	18,528,070	9,528,722	28,056,792	25,040,000	529,373	7,940,602	6,087,794	264,687	3,705,614	0
法定福利費	13,793,280	7,758,720	21,552,000	14,640,000	431,040	6,681,120	3,448,320	215,520	3,017,280	0
福利厚生費	2,242,560	1,261,440	3,504,000	3,310,400	70,080	1,086,240	560,640	35,040	490,560	0
役員退職慰労引当金繰入額	1,092,000	208,000	1,300,000	1,400,000	52,000	377,000	598,000	65,000	0	0
人材派遣料	3,870,000	1,296,000	5,166,000	5,166,000	72,000	1,116,000	2,142,000	36,000	504,000	0
燃料費	20,000	0	20,000	0	0	0	20,000	0	0	0
会議費	554,810	174,000	728,810	1,518,228	240	334,840	190,890	25,240	3,600	0
旅費交通費	29,893,780	4,762,382	34,656,162	32,669,686	107,855	16,476,802	3,315,855	491,004	9,502,264	0
通信運搬費	62,456,242	2,837,560	65,293,802	65,385,576	716,292	2,718,868	57,625,570	526,532	838,980	30,000
減価償却費	8,344,703	1,089,485	9,434,188	11,860,514	85,839	1,115,913	5,769,521	85,839	1,287,591	0
消耗什器備品費	608,000	400,000	1,008,000	4,018,000	10,000	130,000	300,000	18,000	150,000	0
消耗品費	6,874,381	1,130,940	8,005,321	10,805,054	170,520	777,944	4,998,097	620,020	307,800	0
修繕費	534,000	336,000	870,000	1,211,500	8,400	109,200	282,000	8,400	126,000	0
印刷製本費	63,467,920	870,000	64,337,920	68,832,850	714,720	3,116,000	59,557,200	80,000	0	0
光熱水料費	864,000	576,000	1,440,000	1,620,000	14,400	187,200	432,000	14,400	216,000	0
賃借料	22,931,114	10,407,942	33,339,056	35,040,056	311,291	9,605,217	8,961,437	327,011	3,726,158	0

(単位:円)

(単位:円)

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表
2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2022度予算	2021年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
保 険 料	5,462,540	160,360	5,622,900	5,960,800	3,559	46,267	306,770	5,052,559	53,385	0
諸 謝 金	15,495,262	50,000	15,545,262	15,502,801	163,496	12,765,910	1,565,856	0	1,000,000	0
租税公課	6,220,000	20,000	6,240,000	5,769,600	66,200	2,124,200	2,291,800	1,200	1,736,600	0
渉 外 費	906,600	180,000	1,086,600	1,268,600	0	5,000	242,000	659,600	0	0
諸 会 費	2,770,797	687,620	3,458,417	3,750,410	200	61,100	41,600	240,600	2,427,297	0
参加者負担金	157,300	0	157,300	418,000	0	157,300	0	0	0	0
研修実習費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報交換会費	350,000	0	350,000	90,000	0	350,000	0	0	0	0
支払助成金	8,422,000	0	8,422,000	12,961,000	2,400,000	100,000	5,922,000	0	0	0
委 託 費	175,884,646	10,018,120	185,902,766	118,475,419	1,579,220	43,243,026	62,841,120	1,332,500	66,888,780	0
広 報 費	1,230,000	5,210,000	6,440,000	5,030,000	0	430,000	800,000	0	0	0
栄養指導教材費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
システム使用料	6,069,000	1,872,800	7,941,800	26,035,060	44,820	3,962,460	1,344,600	44,820	672,300	0
図書資料費	527,000	308,000	835,000	963,000	7,700	160,100	236,000	7,700	115,500	0
原 稿 料	6,450,000	0	6,450,000	6,899,876	50,000	5,500,000	900,000	0	0	0
支払報酬	5,460,900	3,785,100	9,246,000	8,596,200	330,000	4,079,100	975,900	42,900	33,000	0
支払手数料	1,617,320	2,397,430	4,014,750	5,857,792	25,000	860,320	492,000	15,000	225,000	0
顕彰費	300,000	0	300,000	300,000	0	0	0	300,000	0	0
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑 費	1,210,424	566,784	1,777,208	1,915,024	21,088	247,864	613,712	114,344	213,416	0
経常費用計	556,699,209	106,027,045	662,726,254	612,131,046	11,143,717	159,955,081	262,252,394	12,385,540	110,932,477	30,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 57,546,035	63,295,662	5,749,627	3,112,854	△ 5,243,717	△ 45,168,893	△ 148,591,667	△ 11,650,238	△ 34,931,527	188,040,007
基本財産評価損益等										
特定資産評価損益等										
投資有価証券評価損益等										
評価損益等計										
当期経常増減額	△ 57,546,035	63,295,662	5,749,627	3,112,854	△ 5,243,717	△ 45,168,893	△ 148,591,667	△ 11,650,238	△ 34,931,527	188,040,007
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2022年度予算	2021年度予算	公益目的事業会計(内訳表)				
					公1	公2	公3	公4	公5
中科目別記載									共通
経常外収益計									
(2)経常外費用									
固定資産除却損									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額									
当期一般正味財産増減額	△ 57,546,035	63,295,662	5,749,627	3,112,854	△ 5,243,717	△ 45,168,893	△ 148,591,667	△ 11,650,238	△ 34,931,527
一般正味財産期首残高			337,933,682	334,820,828					
一般正味財産期末残高	△ 57,546,035	63,295,662	343,683,309	337,933,682	△ 5,243,717	△ 45,168,893	△ 148,591,667	△ 11,650,238	△ 34,931,527
Ⅱ 指定正味財産増減の部									
受取補助金等									
受取寄付金									
一般正味財産への振替額			90,781,000	26,216,560					
当期指定正味財産増減額			△ 90,781,000	△ 26,216,560					
指定正味財産期首残高			71,846,102	98,062,662					
指定正味財産期末残高			△ 18,934,898	71,846,102					
Ⅲ 正味財産期末残高			324,748,411	411,072,384					

資金調達及び設備投資の見込み

(2022年4月1日～2023年3月31日)

- 1 資金調達の見込みについて
当期中に資金調達の予定なし。
- 2 設備投資の見込みについて
当期中に設備投資の予定なし。
- 3 その他(特定資産等の収支見込み)

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
特定資産取崩収入		
国 際 交 流 資 産 取 崩 収 入	40,000,000	
第8回アジア栄養士会議積立金取崩収入	36,000,000	
生涯教育制度の運営に係る事業のための特定資産取崩収入	10,000,000	
河 村 育 英 資 産 取 崩 収 入	2,400,000	
栄 養 改 善 奨 励 資 産 取 崩 収 入	300,000	
非 常 災 害 事 業 資 産 取 崩 収 入	2,081,000	
収入計(A)	90,781,000	
特定資産積立額支出		
役 員 退 職 慰 労 引 当 資 産 積 立 支 出	1,300,000	
第 8 回 ア ジ ア 栄 養 士 会 議 積 立 金	10,000,000	
支出計(B)	11,300,000	
(A) - (B)	79,481,000	

宣 言（案）

管理栄養士・栄養士は、専門職として、「栄養と食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる」という人びとの願いに応え、最新の科学的根拠に裏付けられた高度な知識と技術を持って「栄養の指導」を実践する。健康を育む豊かな食生活の確立ならびに栄養の学術の進歩に資する事業を遂行し、公衆衛生の向上に寄与することを使命としている。

今、我が国は、生活習慣病などの過栄養とやせ症・フレイルなどの低栄養という栄養不良の二重負荷に直面している。また、少子高齢社会が一層進展する中、活力ある「人生 100 年時代」の実現に向け、健康寿命の更なる延伸が課題である。この課題解決のために、管理栄養士・栄養士は、職業倫理に基づき、資質や能力の向上に努め、様々な栄養課題に取り組むことが求められている。本会は、個人では解決できない栄養課題を組織の力で解決し、社会に貢献する。

ここに、本総会の総意をもって次のスローガンを掲げ、その実現に向けて邁進することを宣言する。

2022年6月26日

2022年度公益社団法人日本栄養士会定時総会

《2022年度総会スローガン》

- 1 「東京栄養サミット 2021」の成果を踏まえ、世界の持続可能な開発目標（SDGs）の推進に貢献しよう
- 1 栄養不良の二重負荷を解決し、全ての人びとの健康寿命の延伸を実現しよう
- 1 栄養・食生活支援活動を通して、感染症や自然災害から国民の命を守ろう
- 1 栄養ケア・ステーションの設置、機能拡充により地域の多様なニーズに応えよう
- 1 職業倫理を遵守し、生涯教育により専門的知識と技術を高め、活動しよう
- 1 栄養の日・栄養週間を通して、管理栄養士・栄養士の活動を広めよう
- 1 最先端技術社会における管理栄養士・栄養士の役割と業務のあり方を具現化しよう

公益社団法人日本栄養士会定款

制定施行 平成24年8月1日

一部改正 平成26年9月1日

目 次

第 1 章	総則（第 1 条—第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条—第 4 条）
第 3 章	会員（第 5 条—第 14 条）
第 4 章	総会（第 15 条—第 23 条）
第 5 章	役員（第 24 条—第 30 条）
第 6 章	理事会（第 31 条—第 35 条）
第 7 章	諮問会議等（第 36 条—第 38 条）
第 8 章	事業部（第 39 条）
第 9 章	事務局（第 40 条）
第 10 章	財産、事業年度及び会計（第 41 条—第 45 条）
第 11 章	定款の変更及び解散（第 46 条—第 49 条）
第 12 章	公告の方法（第 50 条）
第 13 章	雑則（第 51 条）
附 則	

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる。人びとのこの願いに応えることを職責とする管理栄養士・栄養士が組

織する本会は、国民との広範な協働のもと、栄養・食事指導にかかる科学とその専門的実用技術に立脚しながら、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、健康を豊かに育む食生活の確立と栄養・食事療法の進歩に資する諸般の事業を遂行し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）国民の健康と栄養の実態及び栄養・食事指導と同療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集、並びに、これらを踏まえた研究及び技術開発などをおして、わが国の人口構成と疾病構造の変動に対応して国民の健康を衛る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- （2）系統的で発展的な内容の教育、訓練及び学習からなる継続的研修と養成教育への支援により、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、職業倫理に則り、高度な専門性に裏づけられた科学的根拠に基づく食と栄養の指導をとおして国民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- （3）栄養・食事指導と同療法に関し、国民参加の開かれた多種多様な活動をとおして、日常の食生活の質の向上に役立つ知識や実用技術の普及と、食事を含む生活習慣の見直しと改善のための社会的な合意の形成を図ることにより、健康を豊かに育む食生活の確立に向けた国民の取り組みを支援する事業
- （4）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、食と栄養に関する公共又は民間の諸制度の運用の改善、在宅療養者などの適正な食生活を支援する制度の整備などに取り組むこととおして、国民の食環境の整備を推進する事業
- （5）栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化とその普及のための取り組み、同専門職の養成に関する相互支援、感染症の国際的流行への対応、生活習慣病対策にかかる相互協力など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する事業
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定めた事業は、その実施区域を全国とする。

3 第1項各号の事業を、一又は複数の都道府県の区域で実施するときは、当

該区域において事業を行う都道府県栄養士会との連携のもと互いに協働することとする。

第 3 章 会 員

（本会の構成員）

第 5 条 本会の会員とは、栄養士法（昭和 22 年 12 月 29 日法律第 245 号）第 2 条第 1 項又は同条第 3 項に定める管理栄養士、栄養士の免許を有し、第 3 条の目的に賛同して第 9 条の手続により入会し、かつ、都道府県栄養士会の会員である者をいう。

（代議員の設置等）

第 6 条 本会に代議員を置く。その員数は 250 人とし、会員の中から選出する。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員の数は、都道府県栄養士会ごとに 2 人とし、その余の数は前年度の会員数（前年度末現在の会員数とする。）を基準に都道府県栄養士会ごとに決める。

4 会員は代議員選挙に立候補することができる。

5 代議員を選挙する権利は会員がこれを有する。

6 代議員は 2 年に 1 度、都道府県栄養士会毎に選挙により選出する。

7 代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

8 代議員が会員として第 11 条又は第 12 条の規定により退会したときは、当然に代議員でなくなる。

9 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

10 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなけ

ればならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 11 第9項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員制度と会員の権利)

第7条 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(代議員制度と理事、監事の責任の免除)

第8条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第9条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

（経費の負担）

第 10 条 会員は、本会の事業活動に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入する義務を負う。

（任意退会）

第 11 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（法定退会）

第 12 条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときに退会する。

- （１）第 10 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- （２）管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- （３）都道府県栄養士会の会員でなくなったとき
- （４）すべての会員の同意があるとき
- （５）死亡したとき
- （６）除名されたとき

（除 名）

第 13 条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- （１）この定款その他の規則に違反したとき
- （２）本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- （３）その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

（退会に伴う権利及び義務の帰趨）

第 14 条 会員が第 11 条又は第 12 条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

第4章 総 会

（構 成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第16条 総会は、次の事項について決議する。

（1）会員の除名

（2）役員の選任又は解任

（3）管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃

（4）役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額

（5）貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

（6）定款の変更

（7）解散及び残余財産の処分の承認

（8）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第17条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第18条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、代議員が一般法人法第37条第2項の規定により、総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第24条第2項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。この場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

（議 長）

第19条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第22条 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 代議員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた代議員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

- 2 議長、会長並びに代議員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第24条 本会に、次の役員を置く。

- （1）理事 18人以上24人以内
- （2）監事 3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の専務理事、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第25条 理事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くことに備えて、総会は、補欠の理事又は監事を選任することができる。
- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。
- 4 監事は、会員外である有識者より総会において選任する。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員（本会が雇用している者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

（構成）

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第 3 2 条 理事会は、次の職務を行う。

- （１）本会の業務執行の決定
- （２）理事の職務の執行の監督
- （３）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招 集）

第 3 3 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、その議長となる。

（決 議）

第 3 4 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第 3 5 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 諮問会議等

（諮問会議）

第 3 6 条 本会に、任意の機関として、すべての都道府県栄養士会で組織する諮問会議を置く。

- 2 諮問会議は、理事会の決議に基づき会長が招集し、年に 2 回開催する。
- 3 諮問会議において各都道府県栄養士会を代表する者は、当該都道府県栄養士会の代表理事たる者（その者が本会の理事を兼ねるときは、当該都道府県栄養士会にて別に定める者）とする。
- 4 諮問会議の運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

（諮問会議の職務）

第 37 条 諮問会議は、次に掲げる事項に関する理事会の諮問を受けて意見を述べる。

（１）本会の運営にかかる事項

（２）本会と都道府県栄養士会との連携による事業（以下「地域連携事業」という。）の企画・運営にかかる事項

2 前項に定めるもののほか、諮問会議の議事は次に掲げる事項とする。

（１）本会の業務執行に関する報告及び質疑

（２）地域連携事業又は都道府県栄養士会相互間の連携事業にかかる連絡並びに調整

（名誉会長）

第 38 条 本会に、任意の機関として、名誉会長 1 人を置くことができる。

2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその議決によって委嘱し、かつ委嘱を解く。

3 名誉会長の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。

4 名誉会長は、本会の重要事項について会長からの諮問を受けて参考意見を述べる。

第 8 章 事 業 部

（事業部）

第 39 条 本会に次に掲げる事業部を置く。

（１）第 4 条第 1 項第 1 号から同項第 6 号までの事業の総務を所管するもの

（２）第 4 条第 1 項第 1 号から同項第 6 号までの事業の一又は複数を所管するもの

（３）地域連携事業を所管するもの

（４）職域（管理栄養士、栄養士の就業の種別に基づく区分で、別に定めるものをいう。以下同じ。）に関する事業を所管するもの

（５）その他、理事会において設置を必要と判断したもの

2 前項各号の事業部は、その所管にかかる第 4 条の事業の実施を担当する。

3 事業部の設置及び運営に関する細則規程は、理事会がこれを定める。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、職員を若干人置き、そのうち一人を事務局長とすることができる。

3 職員の任免は、事務局長たる職員を除き、専務理事が行う。

4 事務局長の選任及び解任は、理事会がこれを決定する。

5 職員は、専務理事の指示により事務に従事する。

6 事務局の組織、内部管理に必要な細則規程は、理事会がこれを定める。

第10章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第41条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）

には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 49 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

（公告の方法）

第 50 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第 13 章 雑 則

（委 任）

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は中村丁次、清水瑠美子、長谷川克己とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記

を行ったときは、第 4 2 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。

公益社団法人日本栄養士会定款施行規則

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日
一部改正 平成 25 年 1 月 27 日
平成 25 年 3 月 23 日
平成 26 年 3 月 16 日
平成 26 年 10 月 19 日
平成 30 年 10 月 13 日
2019 年 5 月 26 日
2020 年 5 月 31 日

第1章 総 則

(規則の目的)

第1条 この規則は、定款第51条及び理事会に規則制定を個別に委任する定款の各条項に基づき、定款の施行に必要な事項を定める。

第2章 目的及び事業

(地域連携事業)

第2条 定款第4条第3項の本会と一または複数の都道府県栄養士会とが連携・協働して公益目的事業（以下「地域連携事業」という。）を実施する場合の所管は第41条の地域連携事業部とする。

第3章 会 員

(名誉会員、特別会員、賛助会員)

第3条 本会の会員に名誉会員の称号を、本会の会員外の者に賛助会員または特別会員の各名称を、それぞれ付与することができる。

2 前項の称号及び名称のうち、賛助会員、特別会員の各名称は、これを付与された者を会員とするものではない。

(名誉会員)

第4条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその承認を求めることができる。

- (1) 定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士会の代表理事を5期（通算10年）、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者
- (2) 本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
- (3) その他、前各号に準ずる者

- 2 名誉会員には、日本栄養士会雑誌を贈呈するほか、本会の事業への参加を認める。
- 3 総会は、前項の推挙にかかる会員に名誉会員の称号を付与することにつき、これを承認するか否かを議決する。
- 4 総会において承認されたときは、名誉会員として名誉会員台帳に登録するとともに、名誉会員の証を贈る。
- 5 定款第12条及び第13条の規定は、名誉会員の称号を受けた会員については適用しない。

(特別会員)

第5条 国際栄養士連盟に加盟している外国の栄養士会の会員であって日本国に居住している者は、特別会員の入会申込みをすることができる。

- 2 特別会員になろうとする者は、次の事項を記載した入会申込書を本会に提出しなければならない。
 - (1) 本会の趣旨に賛同すること
 - (2) 会員となっている外国栄養士会名と国名
 - (3) 前号の外国栄養士会の会員であることを証する情報
- 3 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、特別会員として入会を承認するか否かを決する。
- 4 前項の理事会において入会を承認したときは、特別会員名簿に登録しなければならない。
- 5 特別会員は、会員でないことによる制限を除き、会員に準じ、情報の授受・発信の機会を得るとともに、研修会、研究会、その他の催事へ参加することができる。
- 6 特別会員は、特別会員会費を納入しなければならない。
- 7 前項の特別会員会費は、年額金6,500円とし、前年度末までに支払うものとする。
- 8 特別会員会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。
- 9 特別会員が、退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。
- 10 特別会員が、前項により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の特別会員会費及びその他の拠出金は、退会した場合でもこれを返還しない。
- 11 特別会員名簿の登録事項に変更が生じたときは、特別会員は30日以内にこれを届け出なければならない。この届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、特別会員名簿の登録事項の訂正を行う。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本会の事業を援助する個人または団体であって、理事会が、賛助会員の名称を付与した者をいう。

- 2 賛助会員になろうとする者は、次の事項を記載した申込書を、本会に提出しなければならない。
 - (1) 本会の目的に賛同すること
 - (2) 管理栄養士・栄養士の業務に役立つ業務に携わっていること
 - (3) その他必要な事項
- 3 前項の申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、賛助会員の名称を付与するかどうかを決する。
- 4 賛助会員の名称を付与する決定をしたときは、すみやかにその者を賛助会員名簿に登録する。
- 5 本会と賛助会員とは、円滑な意思の疎通や情報の交流を図るとともに、本会の公益目的事業の推進

のため、互いに協働に努めるものとする。

6 賛助会員は、次の各号の賛助会費を納入しなければならない。

- (1) 賛助会員名簿登録時賛助会費 賛助会員名簿登録時に一口金 120,000 円で一口以上
- (2) 年度賛助会費 賛助会員名簿登録時の本会の事業年度の次年度 4 月末までに年額一口金 120,000 円で一口以上

7 賛助会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

8 賛助会費は、全額を公益目的事業の費用に充てる。

9 賛助会員に本会の趣旨に反する行為があったときは、理事会は、賛助会員の名称付与を取り消すことができる。

10 賛助会員の名称を辞退しようとするときは、名称辞退届を提出しなければならない。

11 賛助会員が、第 6 項に定める会費を 3 か月を超え支払わないときは、賛助会員の名称を辞退したものとみなすことができる。

12 前 3 項により賛助会員の名称を喪失したときは、当該賛助会員であった者は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の賛助会費及びその他の拠出金は、賛助会員の名称を喪失した場合でもこれを返還しない。

(代議員の選出)

第 7 条 定款第 6 条第 6 項に定める代議員の選挙の実施にあたっては、すべての会員の投票と立候補の機会を保障すべく、会員に対し、あらかじめ次の各号を示した通知を行わなければならない。

- (1) 実施する選挙の趣旨（選出される代議員の任期、選挙される代議員の定数その他の関連事項）
- (2) 投票の日時・場所
- (3) 立候補届出の期間と方法
- (4) 第 3 項に定める選挙の実施管理の責任者の氏名または名称と連絡先

2 理事会は、前項の選挙の公正かつ円滑な実施のため、これを管理する責任者を定めなければならない。

3 第 1 項の選挙は、都道府県栄養士会を選挙区としてこれを実施する。

4 前項に関する事務は、都道府県栄養士会に委任する。

5 前項の委任を受けた都道府県栄養士会は、第 1 項及び第 2 項の規定に従って受任した事務を処理しなければならない。

6 第 4 項の委任を受けた都道府県栄養士会は、本会の総会開催の 15 日前までに代議員を選出するよう努めなければならない。都道府県栄養士会が、新たに選出した代議員の任期を選出時と定めたときは、同選出時において既に代議員であった者は、同選出時以降、代議員としての権利の行使を新たに選出された代議員に委任したものとみなす。

(入会の手続)

第 8 条 定款第 9 条第 2 項に定める入会の申し込みにあたっては、次の事項を記載した入会申込書を、本会に提出しなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同すること

(2) 栄養士法第2条に定める管理栄養士または栄養士の免許を有すること

(3) 都道府県栄養士会の会員であること

2 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容を本会の目的に照らして適正かつ公平に審査し、入会承認の可否を決する。

3 前項の理事会において入会を承認したときは、申込者に会員証を交付し、会員名簿に登録しなければならない。

4 前3項にかかる事務は、これを都道府県栄養士会に委託することができる。

(会員名簿)

第9条 会員名簿は、電磁的記録をもって作成する。

2 会員名簿の開示は、別に定める会員名簿取扱規程によってこれを行う。

(登録事項の変更)

第10条 会員は、入会申込書の記載事項について変更があったときは、30日以内に変更にかかる事項を本会に届け出なければならない。

2 前項の届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、会員名簿の登録事項を訂正する。

3 会員は、氏名を含め会員証の記載事項に変更があるときは、会員証の再交付を受けることができる。

4 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。

5 会員が本条第1項の届出をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

(会員証の再交付)

第11条 会員は、会員証を紛失し、または、会員証が破損その他の事由で機能を失ったときは、本会に会員証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請にあたっては、既存の会員証を本会に返還しなければならない。ただし、会員証を紛失した場合には、これを発見したときに返還することをもって足りる。

3 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。

4 会員が本条第1項の申請をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

(会 費)

第12条 定款第10条の会費は、以下の2種とする。

(1) 年会費 毎年定額で支払うもの

(2) 特別会費 特別の用途・目的を定めて特定の期間に限り徴収するもの

2 年会費は、金6,500円とし、前年度末までに支払うものとする。

3 年会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

4 特別会費の徴収にあたっては、その額及び徴収の時期または期間について、あらかじめ財政運営委員の意見を聴取した上、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

5 会費は少なくともその50%を公益目的事業の実施費用に充てなければならない。

(拠出金)

第13条 本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。

2 前項の賦課金等の金額及び徴収方法は、当該拠出金が充てられる事業の計画にこれらの必要性並びに根拠を示して理事会の承認を得なければならない。

(退会の手続)

第14条 会員が定款第11条の規定により退会するときは、本会に対し、別に定める事項を記載した退会届を提出し、併せて会員証を返納しなければならない。

2 会員が定款第12条の規定により退会したときは、本会に対し、会員証を返納しなければならない。

(会員の懲戒)

第15条 定款第13条の除名を行う本会の権限に基づき、本会は、会員に定款第13条第1項第1号から同条同項第3号までの事由（以下「除名事由」という。）があつたとき、または、本会の秩序を害し、その他職務の内外を問わずその品位を損なうべき非行（以下「懲戒事由」という。）があつたときは、懲戒を行う。ただし、除名は除名事由があるときに限る。

2 除名事由または懲戒事由にあたる非行のあつた会員が懲戒を受ける前に定款第11条に基づき退会したときといえども、懲戒はこれを行うことができる。

(懲戒の種類)

第16条 本会の行う懲戒は、次の4種とする。

(1) 戒告

(2) 2年以内の会員資格の停止

(3) 退会指示

(4) 除名

2 前項第1号または同項第2号の処分を行うにあたっては、これら処分に併せて、処分を受ける会員に本会の行う栄養士倫理に関する研修の受講を命ずることができる。

3 情状により懲戒を行わないときであっても、必要と認めるときは、前項の命令を発することができる。

(懲戒の議決)

第17条 懲戒は、前条第1項第4号を除き、理事会の議決をもってこれを行う。前条第2項及び同条第3項の命令についてもまた同じ。

2 懲戒をする議決には、理事の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(除名事由または懲戒事由の調査)

第18条 理事会は、会員に除名事由または懲戒事由の存するおそれがあると認めたときは、すみやか

に専務理事に命じてこれら事由の存否に関する調査を行わせる。

- 2 専務理事は、前項の調査を終えたときは、その結果を直近の理事会に報告しなければならない。

(都道府県栄養士会との共助)

第19条 本会は、会員の除名事由または懲戒事由の存否の調査を開始したときは、直ちに当該会員の所属する都道府県栄養士会（以下「所属先都道府県栄養士会」という。）に通知する。

- 2 本会は、所属先都道府県栄養士会の協力を得て、または、これと共同で、除名事由または懲戒事由の存否の調査を行い、これによって得られ資料は、所属先都道府県栄養士会に開示する。

- 3 本会は、会員を懲戒したとき、または、調査の結果、懲戒しなかったとき、その理由を付して所属先都道府県栄養士会に通知する。

(懲戒の公示等)

第20条 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を適宜の方法で公示または開示する。

- 2 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を直近に開催される諮問会議に報告する。

(名誉回復)

第21条 懲戒が司法手続により取り消されたとき、または、懲戒の議決後に判明した事由により懲戒を取り消すべきときは、懲戒の無効を宣言するとともに、当該会員の名誉を回復するに必要な措置を講ずる。

(懲戒手続規程)

第22条 懲戒は、第15条から前条までの外、別に定める懲戒に関する手続規程によりこれを行う。

第4章 総会

(総会の招集の決定)

第23条 定款第18条第1項に基づき、総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 定款第22条の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときはその事項

- 2 前項第1号の総会の場所とは、総会の議事に対する出席代議員（定款第22条第1項の代理人として出席した者を含む。本項において、以下同じ。）の公平かつ実質的な参加を確保することに適する一

つの施設、又は、複数施設の出席代議員の議決権の行使等に関する電磁的情報を情報通信技術により同時に結合して仮想的に構築された一つの統合した場をいう。

(総会の招集通知)

第24条 定款第18条により総会を招集するには、会長は、総会の日の一週間前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第3号に掲げる事項を定めた場合には、総会の二週間前までにその通知を発しなければならない。

2 前項の通知は、書面でしなければならない。

3 前項の定めに関わらず、第1項の通知は、それに拠るべき合理的な理由があるときは、同通知の内容を記載した書面のファクシミリによる送信、または、同通知の内容を記載した電子ファイルの電子メールによる送信をもってこれを行うことができる。

4 前項の方法により第1項の通知を行ったときは、その後に開かれる理事会にこれを報告しなければならない。

(総会の運営等)

第25条 総会の議事運営は、別に定める総会議事運営規程によりこれを行う。

2 前項に関わらず、議長は、総会の円滑かつ充実した議事運営を確保するうえで必要な措置を講ずることができる。

(議長の権限)

第26条 議長は、総会を主宰し、その公正な進行と秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、総会議事の適正かつ円滑な運営を保つ上で必要と認めたときは、発言を促し、または、制止し、発言の取り消しを求め、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者の退場を命ずることができる。

3 総会の参加者は議長の指示または命令に従わなければならない。

(代議員の職責)

第27条 代議員は、総会において、全会員の代表として豊かな合意の形成に努めなければならない。

(総会の議事録)

第28条 議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。

2 総会において議長が制止または取り消しを求めた発言は、その旨を記載した上、議事録から削除する。ただし、議事録からの削除は、その発言をした者の責めを免ずるものではない。

3 議事録の記載事項は、議長が、総会の承認を得て委嘱する書記団がこれを作成する。

4 書記団は、議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けなければならない。

5 前項の校閲後、書記団は、議事録を調製し、議長及び議事録署名人に議事録の確認を受け、その署名を得なければならない。

6 総会の議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

7 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第5章 役員

（理事の選任）

第29条 定款第25条第1項に定める理事の選任は、別に定める理事選任総会決議手続規程によりこれを行う。

（監事の選任）

第30条 定款第25条第4項に定める監事の選任にあたっては、理事会が、定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者を決定する。

- 2 理事会は、業務監査及び会計監査の専門性に鑑み、適任者をもって監事の候補者としなければならない。
- 3 定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者の数は、定款第24条第1項第2号の定数以内とする。

（会長等の選定）

第31条 定款第25条3項の選定は、同条1項により理事が選任された後、すみやかに理事会を開催してこれを行わなければならない。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定は、理事の互選による。
- 3 第1項の理事会において、会長が選定されるまでの間の議事は、理事の中から適宜の方法で選ばれた仮議長がこれを執り行う。
- 4 第2項の選定の対象となる者は、選定に先立って自らの所信を述べなければならない。
- 5 第2項の選定結果は、すみやかに総会に報告しなければならない。

（理事の担当業務）

第32条 理事は、法令及び定款第26条に基づき、その職責を積極的に果たさなければならない。

- 2 会長は、必要と認めるときは、予め理事会の意見を聴取した上、理事の中から、継続的に特定の事務または事業の部門または分野の業務の実施管理を行うことを任務とする理事（以下「常任理事」という。）を、若干名、指名することができる。
- 3 常任理事が、その業務の実施管理を担当する事務または事業の部門または分野は、会長がこれを指定する。
- 4 常任理事は、会長の命を受け、担当する事務または事業の部門または分野の適正な業務の実施管理に努めなければならない。

（常任理事会の開催等）

第33条 毎月1回、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事から構成される会議（以下「常任理事会」という。）を開催する。但し、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

- 2 常任理事会は、会長が招集してその議長となる。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議し、その結果を理事会に報告する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 日常業務の執行に関すること及び緊急を要する事項
- 4 会長は必要に応じて理事その他の関係者を常任理事会に出席させることができる。

第6章 理事会

(理事会の開催)

- 第34条 理事会は、毎年5月、7月、10月、翌年1月及び3月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催する月を変更し、または、臨時にこれを開催することができる。
- 2 会員は、あらかじめ理事会の許可を得たときに限り、理事会を傍聴することができる。

(理事会の任務)

- 第35条 理事会は、次の事項について審議する。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 定款の改正案作成に関する事項
 - (3) 役員の辞任に関する事項
 - (4) 事務局長の選任または解任に関する事項
 - (5) 予算の補正に関する事項
 - (6) 職業倫理の制定、改廃に関する事項
 - (7) 諮問会議への諮問及び諮問会議の答申に関する事項
 - (8) 月刊「日本栄養士会雑誌」及びその他の出版物に関する事項
 - (9) 法令または定款で定めた事項
 - (10) その他必要な事項

(理事会の議事録)

- 第36条 定款第35条第1項の議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。
- 2 議事録の記載事項は、事務局長がこれを作成する。
 - 3 議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けた上、議事録を調製し、定款第35条第2項に基づき出席した理事及び監事の署名を得なければならない。
 - 4 議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 5 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第7章 諮問会議等

(諮問会議)

- 第37条 諮問会議は、毎年5月、1月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催月を変更す

ることができる。

- 2 諮問会議の議題は理事会がこれを定める。
- 3 諮問会議には、定款で定めるほか、次の事項を諮問することができる。
 - (1) 会費の改定に関する事項
 - (2) 定款の改正に関する事項
 - (3) 役員の報酬の額
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 4 諮問会議の招集通知には次の各号の事項を掲げなければならない。
 - (1) 会議の日時・場所
 - (2) 議題の要旨
 - (3) 諮問があるときはその内容
- 5 諮問会議の議長は、出席した都道府県栄養士会の各代表理事その他の代表者の中から互選により選出する。
- 6 諮問会議は、公行しない。
- 7 諮問会議の議事録は、同会議の開催から終了までを録音テープまたはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録したものをもってその記載に代えることができる。
- 8 会員は、諮問会議の議事録の閲覧（前項に基づき議事録の記載が録音テープ等に記録したものであるときは、適宜の方法によるその再生）を請求することができる。
- 9 諮問会議に関する事務は、第41条の地域連携事業部がこれを担当する。

（顧問及び参与）

第38条 本会に任意の機関として、顧問及び参与を各々1名以上8名以内置くことができる。

- 2 顧問は本会の活動に功績のある有識者とし、参与は、本会の運営に功績のある会員とする。
- 3 顧問及び参与は、次の職務を行う。ただし、議決に加わることはできない。

会長から諮問を受けて、参考意見を述べる。

理事会から求めがあったときに、理事会に出席して参考意見を述べる。
- 4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問及び参与の任期は、2年とし、理事会において再任することができる。

（参与及び名誉会長の会費免除）

第39条 本会の会員で、参与及び定款第38条の名誉会長に就任した者は、定款第10条の会費の支払い義務を負わないものとする。

第8章 委員会

（委員会の設置・運営）

第40条 本会に以下の種類の委員会を置く。

- (1) 独立委員会 高度に専門技術的事項または特に中立公正さを要する審査事項等を調査審議するため、会長の附属機関として、常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会
 - (2) 会務運営等にかかる委員会 本会の会務の円滑かつ効果的な実施等に関し、所要事項を調査審議し、または、理事会の諮問を受けて意見を答申するものとして常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会
 - (3) 事業部委員会 定款第39条の事業部に設置され、事業部の所管する事業の実施にかかる各種事項を決定し、または、第31条第2項に定める部長の諮問を受けて事業部の所管する事業に関する意見を答申する委員会
- 2 前項の委員会の設置及び改廃は理事会の議決をもって行う。
 - 3 第1項の委員会の設置・運営にかかる規程は理事会が議決をもって定める。

第9章 事業部

(事業部の設置)

第41条 定款第39条に基づき、本会に以下の事業部を置く。

- (1) 総務部
 - (2) 学術研究事業部
 - (3) 人材育成事業部
 - (4) 情報コミュニケーション事業部
 - (5) 栄養ケア・ステーション事業部
 - (6) 地域連携事業部
 - (7) 職域統括事業部
- 2 事業部の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。
 - 3 各事業部に、それぞれ部長及び部員を置く。
 - 4 部長は常任理事をもって充てる。部長に事故あるときは、会長が第23条第2項に基づきこれを補充する。

(地域連携事業部の所管事務)

第42条 地域連携事業部は次の各号の事務を所管する。

- (1) 地域連携事業に関する事務
- (2) 次条に定める地区に関する事務
- (3) 諮問会議に関する事務

(地区)

第43条 地域連携事業を円滑かつ効率的に実施するため、47都道府県栄養士会を別表のとおり地区に分ける。

- 2 理事会は、地区毎にこれを担当する理事（以下「地区担当理事」という。）を指定する。
- 3 地区担当理事は、地域連携事業部の部員となる。

- 4 地区担当理事は、地域連携事業部の部員として、地区内の都道府県栄養士会（以下「地区栄養士会」という。）の連携、調整に努めなければならない。
- 5 地域連携事業部は、必要に応じて地区栄養士会の会長会議を開催することができる。
- 6 地区栄養士会会長会議は、当該地区を代表する栄養士会長を選出できる。
- 7 地区を代表する栄養士会長は、施行規則第12条第4項に定める「財政運営委員」並びに役員選任総会決議にかかる手続規程第18条に定める「推薦委員」とする。
- 8 地域連携事業部は、地区を代表する栄養士会長を交えて、地域連携事業部合同部会を開催することができる。

（職域統括事業部）

第44条 職域統括事業部の職域は次の各号のとおりとする。

- (1) 医療
 - (2) 学校健康教育
 - (3) 勤労者支援
 - (4) 研究教育
 - (5) 公衆衛生
 - (6) 地域活動
 - (7) 福祉
- 2 職域の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。
 - 3 理事会は、職域毎の事業の実施管理を担当する理事（以下「職域担当理事」という。）を指定する。
 - 4 職域担当理事は、当該職域ごとに調製された事業報告及び決算の案、並びに、事業計画及び収支予算の案を会長に提出するとともに、その要旨を理事会に報告しなければならない。
 - 5 定款第43条及び同第44条に基づき、会長が本会の事業報告及び損益計算書（正味財産増減計算書）の案、並びに、本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）を作成し、または、理事会がこれらを審議し承認する上で、前項の各案の全部または一部に変更が加えられたときは、当該案を提出した職域担当理事は、当該職域にその内容を報告しなければならない。

第10章 事務局

（事務局の取り扱い事務、事務局体制）

第45条 定款第40条第1項に定める事務局は次の各号に掲げる本会の事務を処理する。

- (1) 本会の総務及び事業に関する事務
 - (2) 理事会の審議及び議決並びに本会の業務執行に関し必要と認められる事項の調査
 - (3) 対外窓口業務に関する事務
- 2 事務局に次の各号の課を置く。
 - (1) 主として前項第1号の本会の総務に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事務を取り扱うもの
 - (2) 主として前項第1号の本会の事業に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事

務を取り扱うもの

(3) 前2号のほか、組織的かつ恒常的な対処が必要と認められる場合において、前項各号の事務の全部または一部を取り扱うもの

3 必要に応じて事務局に一または複数の室を置き、次の各号に掲げる事務の全部または一部を処理させる。

(1) 専門的または職能的な事務

(2) 各種事業の横断的または統合的な実施に関する事務

(3) 事業の企画立案に関する事務

(事務局長等)

第46条 定款第40条第2項に定める事務局長は、専務理事の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

2 事務局に事務局次長を置き、事務局次長は、事務局長の監督を受けて、前項の事務局長の職務を補佐し、同職務の全部または一部を事務局長と分掌する。

3 前条第3項の室に室長を置き、室長は、専務理事の命及び事務局長の指導を受けて、室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

(給与等)

第47条 職員の基本給、諸手当等の給与の額等、本会業務の委任、外注にかかる報酬の額等に関する事項は、専務理事が理事会の承認を得て定める。

第11章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第48条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(会計規程)

第49条 本会の会計処理は、別に定める会計処理規程による。

(区分会計)

第50条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第19条に定めるところに基づき、本会が、公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を実施する場合には、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成指針)

第 5 1 条 事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成は、本会の事業並びに運営が、公益法人認定法第 1 4 条及び第 1 5 条の要件を満たすよう、計画性と系統性をもってこれを行わなければならない。

第 1 2 章 雑 則

（規則の変更）

第 5 2 条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に基づく公益社団法人日本栄養士会の設立の登記の日から施行する。

別表

地区別	都道府県名
北海道・東北区	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越区	茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野
京浜区	埼玉、千葉、東京、神奈川
東海・北陸区	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿区	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国区	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

役員の報酬等に関する規程

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という）の定款第 30 条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む。）、通勤費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 常勤とは、週 5 日本会の事務所にて勤務することをいう。
- (4) 非常勤とは、(3) の日数に至らない日数を本会の事務所にて勤務することをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の理事 日当
- (3) 監事 月額報酬

2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。

3 第 1 項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第 7 条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

(規程の改正等の提案と諮問会議の意見)

第 4 条 第 9 条に基づくこの規程の改正、並びに、常勤の理事及び監事の別表中の該当する号棒の決定もしくは変更を総会に提案するときは、予め諮問会議に諮問しその意見を踏まえなければならない。

(月額報酬の支給)

第 5 条 常勤の理事に対する月額報酬の支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象として別に定める給与規程に準ずる。

(費 用)

第 6 条 本会は、理事及び監事が、その職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要すると認められる場合は、前もってこれを支払う。

2 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他本会の職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(退職慰労金)

第7条 常勤の理事が、次の各号に該当した場合には、当該理事またはその遺族に対して退職慰労金を支給する。

- (1) 任期を満了し退任したとき
- (2) 在任中死亡したとき
- (3) 辞任届を提出し、受理されたとき

2 任期を満了しても、引き続き常勤理事に就任した場合には、前項のいずれかに該当するまで支給しない。

3 退職慰労金の支給額は、退職慰労金支給時における1ヵ月の報酬額に在任年数(1年未満の端数を生じたときは1年として計算する。)を乗じて計算する。ただし、在任中に長期欠勤があったときは、その原因等の諸事情を勘案し半年(0.5年)を単位として相当年数を在任年数から控除することができる。

4 退職慰労金の支給に備えるため、それぞれの常勤の理事の任期または在任期間ごとにその時点において支給されるべき退職慰労金を算定し、積み立てを行うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

別表 日当(単位:円)

1日当たり	2,200
-------	-------

別表 常勤理事俸給表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

別表 監事報酬表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

総 会 議 事 運 営 規 程

制定施行 平成25年3月24日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款施行規則第17条に基づき制定する。総会の議事運営については、定款に特に定めるもののほかは、本規程によらなければならない。

第2章 議 長 団

(議長団の選出)

第2条 総会の議長団は、出席代議員中より3名以内を選出し、交互に議長となる。

第3章 議場整理及び秩序

(代議員の議席及び会員等の席)

第3条 代議員の議席は、都道府県別にこれを定め、別に会員等の席を設ける。

(会議の出席)

第4条 総会に出席する代議員は、あらかじめ出席する旨を会長に届け、会議当日は、受付において名簿の照合をしなければ席に着くことができない。

(会議中の出席及び退席)

第5条 代議員が議事中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し又退席しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議場の秩序)

第6条 議長が静粛を宣したときは、何人も沈黙しなければならない。

2 議事中は、みだりに発言し又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

3 すべての秩序に関する問題は、議長の指示に従わなければならない。

第4章 書記団及び運営委員会

(書記団の構成)

第7条 総会において、議長は、会議の記録をするため、書記若干名をもって書記団を構成する。その長は、理事の中から会議の承認を得て指名する。

(総会運営委員会の設置)

第8条 総会において、議長は会議を運営するため、出席代議員の中から会議の承認を得て、総会運営委員を指名する。

2 総会運営委員は若干名とし、指名された

委員で総会運営委員会を構成する。

3 総会運営委員長は、総会運営委員の互選より総会運営委員の中から選出する。

(総会運営委員会の任務)

第9条 総会運営委員会は会議の負託に基づいて次の事項を審議し、その結果を会議に図らなければならない。

一 議事日程の編成と変更

二 議場混乱のときの收拾

三 来賓・祝辞の処理

四 出席代議員の資格審査

五 発言申告書のとりまとめと扱いの順序についての審査

六 議事進行について

七 動議の受理と、それが順序にかなっているかの審議

八 その他、会議運営についての必要事項

第5章 発 言

(発 言)

第10条 総会において、代議員が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と叫び、議長が発言を許可した場合は、起立して所属する都道府県栄養士会名及び氏名を告げ発言する。

2 代議員の発言は、すべて議長に向かってこれをなされなければならない

(発言の範囲と誹謗中傷の禁止)

第11条 総会の議事進行、議事内容等から、発言は、すべて議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。また、誹謗中傷の発言を行ってはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意を促し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

(議長の討議)

第12条 議長が討論しようとするときは、議案朗読後に代議員席につき、代わりの議長を議長席に着かせなければならない。

(質疑又は討議の終結)

第13条 質疑又は討論の終わったときは、議長は、その終結を宣言する。

2 代議員は発言が尽きないときは、質疑終結又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑終結又は討論終結の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないでこれを会議に諮って決める。

4 討論が終結したときは、議長は、表決をとらなければならない。

(緊急動議)

第14条 総会において、議長は、出席代議員により緊急動議の提案があったときは、出席代議員の5分の1以上の同意を得て議案とすることができる。

第6章 表 決

(表決の宣告)

第15条 議長が表決をとろうとするときは、表決に付する議題を宣ししなければならない。

2 議長が表決に付する議題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

(表決の順序)

第16条 表決をする順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2 同一議案に対して数個の修正案があるときは、原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にしなければならない。

3 修正案が否決されたときは、原案について表決しなければならない。

(表決の方法)

第17条 表決の方法は、起立又は挙手の2種とし、議長が適宜これを決める。この場合においては、議長は、議題を可とする者を起立させ又は挙手させ、その可否の結果を宣告する。

2 総会において、議長が起立若しくは挙手の数を認定しがたいとき又は前項の宣告について出席代議員5分の1以上から異議の申立てがあったとき又は議長が必要と認めたときは、無記名投票で表決しなければならない。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(可否の宣告)

第18条 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めたときは、議長は、可否の旨を宣告する。

(案の廃棄)

第19条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得なかった場合は、当該議題の全部若しくは一部を廃棄するものとする。

第7章 傍 聴

(傍聴席の設置)

第20条 傍聴席は、必要に応じこれを設ける。

(傍聴人の席)

第21条 傍聴人は、如何なる理由があっても定められた席以外に入ることができない。

(傍聴人の承認と員数制限)

第22条 議長は、会員等からの傍聴申し込みを受けてこの可否を決することができる。また、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人等の退場)

第23条 議長は、秘密会議を開く議決があったとき及び議事運営に支障があると認めたときは、会員、特定の傍聴人又はすべての傍聴人を退場させることができる。そのとき議長は、会議運営委員に指示し、執行させる。

第8章 雑 則

(議題外の質問)

第24条 代議員が議題以外の問題について質問しようとするときは、あらかじめその趣旨を議長に通告しなければならない。議長は、会議中にその時期を決する。

(諮問会議の議事運営)

第25条 諮問会議の議事運営に関しては、本規程を準用する。準用に疑義ある時は、理事会がこれを決する。

(規則の変更)

第26条 この規定を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。この場合においては、定款第34条を準用する。

役員選任総会決議にかかる手続規程

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

一部改正 平成 25 年 3 月 23 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会定款第 2 4 条第 1 項に定める役員の選任にかかる同定款第 1 6 条第 2 号の総会決議（以下、選任決議という。）の手続について必要な事項を定め、もって公正かつ適正な選任決議の実施を確保することを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会定款第 2 4 条第 1 項第 1 号の理事の選任決議について適用される。

2 公益社団法人日本栄養士会定款第 2 4 条第 1 項第 2 号の監事の選任決議については、その性質に反しない限りにおいて、この規程を適用する。

3 前項によるこの規程の適用は、定款施行規則第 2 1 条の定めにしたがってこれを行わなければならない。

(選任決議の実施の管理)

第 3 条 選任決議の実施に関する事務は、役員選任総会決議管理委員会（以下、選任決議管理委員会という。）が管理する。

(選任決議管理委員会)

第 4 条 選任決議管理委員会は、委員 3 名をもって組織する。

2 委員は、理事（立候補者を含む。）を除く会員の中から、選任決議の実施告示の 2 ヶ月前までに総会開催地が含まれる地区（定款施行規則第 4 3 条第 1 項で規定するもの。）より推薦があった者を会長が指名する。

3 委員の任期は、2 年とする。

4 会長は、次の各号のいずれかに該当するに至った委員を罷免する。

一 会員でなくなった場合

二 心身の故障のため、職務を執行することができないと認められる場合

三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合

5 委員長は、委員の中から互選する。

6 委員長は、選任決議管理委員会を代表し、その事務を総理する。

7 選任決議管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(選任決議管理委員会の職務)

第5条 選任決議管理委員会は、次の各号の職務を行う。

- 一 選任決議の実施に関する告示
- 二 立候補届及び辞退届の受理
- 三 選挙人名簿及び補欠選挙人名簿の作成
- 四 選任決議実施の立会人の選任
- 五 選任決議案が可決された者の確認
- 六 選任決議を経て理事に選任された者（以下、被選任者という。）の確認及び総会への報告
- 七 選任決議にかかる手続に関する異議の申し立ての受理及び決定
- 八 その他選任決議の実施に関する事項

第2章 議決権及び被選任権

(議決権)

第6条 代議員は、選任決議の議決権を有する。

(立候補の権利)

第7条 二年以上継続して現に会員であるものは、理事として選任決議を受けるために立候補する権利を有する。ただし、代議員はこの限りでない。

第3章 選任決議期日

(選任決議の実施期日)

第8条 役員の任期満了による選任決議は、役員の任期が満了する定時総会において行う。

(告示及び通知)

第9条 選任決議管理委員会は、会員に対し、選任決議の実施期日の50日前までに以下の事項を告示しなければならない。

- 一 選任決議を実施すべき役員の種類及び数
- 二 立候補を届け出る期間及び立候補の届け出を行う場所
- 三 選任決議を実施する日時及び場所
- 四 開票の日時及び場所

2 会長は、前項の告示の30日前までに、選任決議の実施期日を選任決議管理委員会に通知しなければならない。

第4章 選任決議の実施及び開票

(選任決議の方法)

第10条 選任決議は、総会決議により行う。

(選任決議の実施)

第11条 立候補者数が選任すべき理事の数を超えないときでも、選任の可否を問う選任決議を行う。

(選任決議の方法)

第12条 選任決議の議決権は、所定の議決権用紙に、直接無記名で次項の記載をしたうえ、これを投票箱に入れることをもって行使する。

2 選任決議の議決権の行使は、次の各号の方式をもってこれを行う。

- 一 候補者が定数を超える場合 候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を可とするときは○の記号を、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票箱に入れる方法
- 二 候補者が定数以内である場合 候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票箱に入れる方法

(選任決議立会人)

第13条 選任決議の実施及び開票の適正を期するため、選任決議立会人を4名置く。

2 選任決議立会人は、選任決議の実施及び開票に立ち会う。

(議決権行使の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する議決権の行使は、その効力を有さない。

- 一 定められた議決権用紙を用いないもの
- 二 定められたもの以外の記号又は文字を記入したもの

第5章 立候補及び候補者

(立候補の届け出)

第15条 第7条の権利を行使しようとする者は、第9条第1項第2号の期間の末日までに選任決議管理委員長に届け出なければならない。

2 前項の届け出は、所定の様式の立候補届を持参又は郵送して行わなければならない。なお、郵送による場合、第9条第1項第2号の期間の末日の消印のあるものは有効とする。

3 第9条第1項第2号の期間は、告示後15日以内とする。但し、補欠選任決議、選任決議を実施した結果選任すべき理事の数に満たなかった場合に行う再選任決議についてはこの限りでない。

(候補者の失格)

第16条 前条第1項の届け出をした者（以下、候補者という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは失格とする。

- 一 立候補届に不備があるとき
- 二 立候補届の記載内容に虚偽又は不正があるとき
- 三 立候補届が第9条第1項第2号の期間内に行われなかったとき

2 前項により失格した候補者については、その者に対する選任決議を行わない。

(候補者一覧表)

第17条 選任決議管理委員会は、候補者の届出順に候補者一覧表を作成し、選任決議を実施する期日の15日前までにこれを代議員に告示しなければならない。

2 前項の立候補者一覧表には、立候補者の氏名、年齢、所属する職域、立候補者としての所信の要旨、推薦等にかかる事項を掲載する。

(推薦委員会)

第18条 本会の理事として適任の候補者を得るため、推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、選任決議管理委員会の委員長及び7名の委員をもって構成する。

3 前項の委員は、選任決議管理委員会の委員長が、都道府県栄養士会の代表理事の中から選任する。

4 推薦委員会は、選任決議管理委員会の委員長が議長となる。

5 推薦委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 選任決議手続の候補者数が選任すべき理事の数に満たなかった場合、または、本会の業務執行の適正さを保つ上で候補者の補充を必要とする場合、不足し、または、必要とする数の候補者を推薦する。
- 二 選任決議手続の結果、理事の数を選任すべき理事の数に満たなかった場合、不足する数の候補者を推薦する。

第6章 被選任者

(被選任者)

第19条 選任決議において、総代議員の過半数が議決権を行使し、その候補者の選任を可とする、または、その選任を不可としない有効な議決権の行使が当該代議員の過半数であったとき、当該候補者を被選任者とする。

2 第12条第2項第1号の選任決議においては、その選任を可とする有効な議決権の行使が多数とされた候補者より順次被選任者とし、同数の場合は、同数の者のすべてを被選任者としうることを除き、再度、同数の者を対象に選任決議を実施する。

第7章 異議の申し立て

(選任決議手続の効力に対する異議申立)

第20条 この規程によって行う選任決議の効力に関し異議がある会員は、当該選任決議のあった日から10日以内に、文書で選任決議管理委員会に対して異議の申し立てをすることができる。

(選任決議の効力に関する決定)

第21条 前条の異議の申し立てを受理した選任決議管理委員会は、申し立ての対象となった選任決議につき、これの実施上、この規程の定めまたはその趣旨に違反する重大な瑕疵があり、かつ、その瑕疵により選任決議の結果に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、当該選任決議の全部または一部を無効とするものとする。

第8章 規程の変更

(規程の改正)

第22条 本規程の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益社団法人日本栄養士会の設立の登記の日から施行する。

代議員選挙事務取扱要領（ガイドライン）

制定施行 平成26年3月15日

一部変更 2022年3月26日

（目的）

第1条 代議員選挙事務取扱要領（以下、本事務取扱要領という。）は、公益社団法人日本栄養士会（以下、日本栄養士会という。）の代議員を、都道府県栄養士会を選挙区とする選挙により選出することとしている日本栄養士会定款（以下、定款という。）第6条第3項、同第6項、及び、同定款施行規則（以下、定款施行規則という。）第7条第3項の各規定、並びに、代議員選挙に関する事務を都道府県栄養士会に委任することとしている定款施行規則第7条第4項に基づき、同委任が行われる場合の代議員選挙に関する事務の標準的な取り扱いを示すものである。

（代議員の名称）

第2条 代議員の名称は、日本栄養士会の公益社団法人への移行（平成24年8月1日）に際し選出された者を、「平成24年度、平成25年度代議員」とし、以後同様に、その任期の属する連続する2か年度の年度名を「代議員」の表記の前に付したものとする。

（代議員数の決定と通知）

第3条 日本栄養士会は、定款第6条第2項に基づき、都道府県栄養士会ごとに選出すべき代議員の数を決定し、代議員の任期が終了する定時総会の行われる年の4月20日までに都道府県栄養士会にこれを通知する。

（定款施行規則第7条第1項の通知）

第4条 日本栄養士会は、会員に対し、適宜の方法により、定款施行規則第7条第1項各号に該当し、かつ、すべての会員に共通する事項を通知する。

2 前項にかかわらず、日本栄養士会は、特定の都道府県栄養士会の会員に対し、適宜の方法により、定款施行規則第7条第1項各号の事項を通知することがある。

（代議員の選挙に関する事務の委任）

第5条 日本栄養士会は、定款施行規則第7条第4項に基づき、代議員選挙に関する事務をそれぞれの選挙区たる都道府県栄養士会に委任する。

2 前項の委任は、以下の各号の要請を満たしつつ公正かつ円滑な代議員選挙の実施に資することをその趣旨とする。

(1) 会員の代議員選挙に立候補する権利と代議員を選挙する権利を保障すること

(2) 都道府県栄養士会の実情に即した合理的な態様・方法により代議員選挙を行うこと

3 第1項の委任にかかる事務の内容・範囲、実施方法に関する解釈は、日本栄養士会の決するところによる。

(都道府県栄養士会を選挙区とする代議員選挙の実施管理責任者)

第6条 第5条の委任を受けた都道府県栄養士会(以下、都道府県栄養士会というときは、第5条の委任を受けた都道府県栄養士会を指す。)は、当該都道府県栄養士会を選挙区とする代議員選挙の実施管理責任者(以下、実施管理責任者という。)を定める。

2 実施管理責任者は、都道府県栄養士会が任意の方法でこれを定める。

3 実施管理責任者は、現に代議員(補欠を含む。)である者、又は、実施される代議員選挙に立候補している者を兼ねることができない。

4 実施管理責任者は、都道府県栄養士会の理事(但し、前項で兼ねることができないとされた者を除く。)、都道府県栄養士会の理事等の選任総会決議(以下、役員選任総会決議という。)の管理に携わる者(役員選任総会決議管理委員会等の委員等)を兼ねることができる。

(理事等の選任総会決議に関する手続との並行実施)

第7条 都道府県栄養士会は、代議員選挙に関する手続と役員選任総会決議に関する手続を併行して実施することができる。

2 前項に従い、都道府県栄養士会は、以下の各号の事務等を、代議員選挙に関するものと役員選任総会決議に関するものとを区別したうえ、同一の機会に行うことができる。

(1) 代議員選挙に関する通知と役員選任総会決議に関する告示

(2) 立候補者を募ること

(3) 立候補者を会員に公示すること

(4) 代議員選挙の投票と役員選任総会決議の採択

(代議員選挙に関する通知・公示とその方法)

第8条 都道府県栄養士会は、会員に対し、あらかじめ次の各号を示した通知を行う。但し、第4条第1項又は同条第2項により日本栄養士会が通知した事項はこれを省くことができる。

(1) 実施する選挙の趣旨(選出される代議員の任期、選挙される代議員の定数その他の関連事項)

(2) 投票の日時・場所

(3) 立候補届出の期間と方法

(4) 実施管理責任者の氏名または名称と連絡先

2 都道府県栄養士会は、前項の通知、及び、第7条第2項第3号の公示を、書面、機関誌その他の刊行物等の郵送、又は、都道府県栄養士会事務所での掲示により行うことができる。

3 代議員選挙に関する前項の通知及び公示は、会員の代議員選挙に立候補する権利と代議員を選挙する権利を保障するため、立候補届出期間の期限や投票日から相応の期間をあけてこれを行う。

(立候補者の資格審査、定数の確保)

第9条 立候補の届出を受理した都道府県栄養士会は、実施管理責任者に、立候補者が次の各号を満たしているか否かを審査させる。

- (1) 日本栄養士会の会員であること
 - (2) 日本栄養士会の社員（定款第6条第2項）となり、総会の構成員（定款第15条第1項）となって、定められた権利と義務を適切に行使する意思のあること
 - (3) 「代議員は、総会において、全会員の代表として豊かな合意の形成に努めなければならない」（定款施行規則第19条）との代議員の職責を果たす意思のあること
- 2 前項の審査で、前項各号の一部又は全部を満たさないと認められた者は失格とする。ただし、実施管理責任者は、失格の認定に先だち、その者に必要な補正・補充を求めることができる。
 - 3 都道府県栄養士会は、第1項各号を満たす定数以上の立候補者を得るべく、会員に対して必要な働きかけを行う。

（代議員選挙の実施）

- 第10条 都道府県栄養士会は、日本栄養士会の定時総会開催の15日前までに代議員を選出できるように代議員選挙の実施に努める。
- 2 都道府県栄養士会の定時総会で代議員選挙を実施するときは、次の各号に留意する。
 - (1) 役員選任総会決議の採択と代議員選挙の投票を分離すること
 - (2) 代議員選挙は、投票により、得票数の多い順に定数に満つるまでの者を当選とすること
 - (3) 代議員選挙の立候補者が定数を超えないときは、投票を行わずに全員を当選とすること
 - 3 定款第6条第9項に応じて、都道府県栄養士会は、代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙するよう努める。

（選出された代議員の通知）

- 第11条 代議員（補欠の代議員を含む。）を選出した都道府県栄養士会は、直ちに選出された代議員の氏名その他の事項を日本栄養士会に通知する。
- 2 日本栄養士会は、前項の通知をもって各選挙区の代議員及び補欠の代議員を確定する。

（連携）

- 第12条 代議員の選出に関し、日本栄養士会と都道府県栄養士会は、相互に密接に連携する。

（変更）

- 第13条 本事務取扱要領の変更は、理事会の決議をもって行う。
- 2 理事会が前項の決議を行うときは、諮問会議にその意見を徴する。

事業部及び事務局設置運営規程

制定・施行 平成25年3月24日

改正 平成26年3月16日

2019年5月26日

2022年3月26日

(目的)

第1条 本規程は、定款第39条第3項に基づき、事業部の業務所管を整えるとともに、定款第40条第6項および定款施行規則第45条、第46条に基づき、事務局の組織、事務所営及び内部管理について定め、もって本会業務の円滑な執行の確保と所轄及び職責を明確にすることを目的とする。

(業務実施にかかる組織)

第2条 本会業務の実施にあたる組織は、定款施行規則第41条第1項に定める事業部、定款施行規則第40条、第45条に定める委員会及び事務局とする。

(総務部の所管業務)

第3条 総務部は、定款第39条第1項第1号に定める事業の総務及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の総合的企画及び調整
- 二 理事会、常任理事会等の運営等
- 三 管理栄養士・栄養士制度の運用等
- 四 会員の資格の異動、登録等
- 五 会員への広報
- 六 渉外
- 七 本会所有財産の管理
- 八 本会の予算、財務
- 九 国その他の委託事業
- 十 賛助会員制度の運営等
- 十一 事務局の運営、職員の人事
- 十二 その他、他の部の所管に属さない事項及び前各号に付随する事項の実施等

2 次条以下の複数の事業部の所管に属すべき複数の事業からなる事業で、本会が、暫時取り組むものに関する業務は、定款第39条第1項第2号に基づき、総務部がこれを所管する。

(学術研究事業部の所管業務)

第4条 学術研究事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第1号、第5号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 食と科学に関する調査・研究・技術開発
- 二 日本栄養士会雑誌の学術記事の管理等
- 三 本会発行図書の編さん
- 四 国際公衆衛生活動の実施等
- 五 その他前各号に付随する事項の実施等

(人材育成事業部の所管業務)

第5条 人材育成事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第2号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 生涯教育制度及び同制度にかかる研修会等の立案・運営等
- 二 生涯教育制度外の各種の管理栄養士・栄養士の技能開発等にかかる研修会の企画・運営等
- 三 前2号の外、人材育成事業に付随する事項の実施等

(情報コミュニケーション事業部の所管業務)

第6条 情報コミュニケーション事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第3号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の広報
- 二 日本栄養士会雑誌の発行
- 三 ホームページの運営
- 四 国民栄養関連情報の普及等
- 五 その他前各号に付随する事項の実施等

(栄養ケア・ステーション事業部の所管業務)

第7条 栄養ケア・ステーション事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 栄養ケア・ステーション制度の企画・運営・実施支援等
- 二 栄養ケア・ステーション認定制度の企画・運営等
- 三 管理栄養士・栄養士業務関連指導媒体の企画・制作等
- 四 在宅療養等食品の認証制度の企画・運営・実施等
- 五 その他前各号に付随する事項の実施等

(地域連携事業部の所管業務)

第8条 地域連携事業部は、定款第39条第1項第3号に基づき、定款施行規則第42条に定める業務を所管する。

(職域統括事業部の所管業務)

第9条 職域統括事業部は、定款第39条第1項第4号に基づき、定款第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 職域制度の編成・運営等
- 二 職域特性の開発関連事業の企画・調整等
- 三 その他前各号に付随する事項の実施等

(災害対策事業部の所管業務)

第10条 災害対策事業部は、定款第39条第1項第2号及び第5号に基づき、定款第4条第1項第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の災害及び復興対策本部の設置及び運営に関する業務
- 二 被災者支援活動に関する業務
- 三 平常時防災活動に関する業務
- 四 日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)の運営に関する業務
- 五 災害発生時の本会の機能保全に関する業務
- 六 前各号に付随関連する業務

(独立委員会)

第11条 定款施行規則第40条第1項第1号の委員会は、別表1に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は総務課および事業課がこれを所掌する。

(会務運営等にかかる委員会)

第12条 定款施行規則第40条第1項第2号の委員会は、別表2に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は総務課がこれを所掌する。

(事業部委員会)

第13条 定款施行規則第40条第1項第3号の委員会は、別表3に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は事業課がこれを所掌する。

(事務局の構成)

第14条 事務局に企画広報室、総務課、事業課を置く。

2 課には課長を置く。

3 室、課には、その長の補佐、並びに、主任、主事を置くことができる。

(企画広報室の所掌事務)

第15条 企画広報室は、次の各号の事務を所掌する。

- 一 本会の各種事業の企画及びその実施計画の立案、企画運営の調整等に関する事務
- 二 本会の広報活動の方針の立案及びその実施に関する事務
- 三 前2号の事務に関連する調査事務
- 2 前項第1号の事務が、総務部その他の事業部の所管業務について行われるときは、同業務を所掌する総務課又は事業課がこれを補佐する。
- 3 前項第2号の事務が、情報コミュニケーション事業部の所管業務について行われるときは、総務課又は事業課がこれを補佐する。

(総務課の所掌事務)

第16条 総務課は、次の事務を所掌する。

- 一 総務部の所管業務のうち企画広報室の所掌業務以外の業務に関する事務
- 二 本会取扱物品等の販売に関する事務
- 三 地域連携事業部の所管業務に関する事務
- 四 経理に関する事務
- 五 事務所の管理に関する事務
- 六 役員制度の運営に関する事務
- 七 その他事業課、企画広報室の所掌しない事項に関する事務

(事業課の所掌事務)

第17条 事業課は、次の事務を所掌する。

- 一 学術研究事業部の所管業務に関する事務
- 二 人材育成事業部の所管業務に関する事務
- 三 栄養ケア・ステーション事業部の所管業務に関する事務
- 四 職域統括事業部の所管業務に関する事務

(調 整)

第18条 第14条、第15条及び前条に定める事務所掌の運用に関する細則事項は、必要のあるときに専務理事がこれを定める。

(本規程の変更)

第19条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

付則 平成25年3月24日 本変更は即日施行する。

別表1 第11条 独立委員会

種 類	目 的
顕彰審査特別委員会	栄養改善奨励賞等本会の表彰者の選考に関わる事項
河村育英資金選考委員会	河村育英資金の交付適任者の選考に関わる事項
生涯教育運営評価委員会	生涯教育のあり方、資格等の認定に関する事項

別表2 第12条 会務運営等にかかる委員会

種 類	目 的
栄養士制度検討委員会	管理栄養士・栄養士の身分、業務地位の向上を図るため、関係法令の改正及びその適用に関する事項
(栄養士法改正プロジェクトチーム)	栄養士法の改正に向けた変更条文、組織体制、運環境整備等に関する事項
組織・財政運営委員会	定款施行規則第12条に定める会費の改定及び組織運営に関する事項
2024年度診療報酬・介護報酬同時改定検討委員会	2024年の同時改定に向けて、診療報酬及び介護報酬の改定に関しての要望内容の検討及び調整とそれに係る調査研究に関する事項について対応する。
地域包括ケア推進委員会（仮称）	地域医療・介護の推進、地域で活動する管理栄養士のシステム等に関する事項
危機管理検討委員会	来るべき非常災害発生時の対応等に関する事項
会員増対策検討委員会	本会財政の基盤である会員の確保、増に関する事項
研究・教育センター創設準備委員会	研究・教育センターの組織・運営、今後の活動等に関する事項

別表3 第13条 事業部委員会

種 類	目 的
業務規範検討委員会	「管理栄養士・栄養士倫理綱領」に基づいた業務規範策定に関する事項
国際交流委員会	国際栄養士会議等栄養に関する国際会議等を通じ、国際交流を図るとともに、留学者の派遣、受入れを推進する事項

生涯教育委員会	生涯教育に関する事項
生涯教育認定制度認定適格審査委員会	認定管理栄養士及び認定栄養士の適格審査に関する事項
特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	特定分野「特定保健指導担当管理栄養士」に関する事項
静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士運営委員会	特定分野「静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士」に関する事項
日本栄養士会雑誌編集委員会（企画委員会・論文委員会を含む）	月刊「日本栄養士会雑誌」の企画、編集及び論文に関する事項
ホームページ運営委員会	ホームページの企画運営に関する事項
栄養ケア・ステーション推進委員会	「栄養ケア・ステーション」に関する事項
栄養ケア・センター運営委員会	「栄養ケア・センター」の運営に関する事項
栄養ケア・ステーション認定制度認定委員会	「認定栄養ケア・ステーション」の認定に関する事項
栄養ケア・ステーション認定制度認定審査会	「認定栄養ケア・ステーション」の審査に関する事項
JDA-DAT運営委員会	JDA-DATに関する事項
がん病態栄養専門管理栄養士 運営委員会	「がん病態栄養専門管理栄養士」の育成に関する事項
摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士 認定委員会	「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」の認定に関する事項
在宅栄養専門管理栄養士 認定委員会	「在宅栄養専門管理栄養士」の認定に関する事項
専門管理栄養士推進協議会	専門管理栄養士の育成等に関する事項
食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士 認定委員会	特定分野「食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士」に関する事項
健康スポーツ栄養分野推進委員会	生涯教育「健康スポーツ栄養」分野、特定分野「公認スポーツ栄養士」に関する事項

職域統括事業部運営規程

制定施行 平成25年 3月24日
一部変更 平成26年10月19日
一部変更 平成26年12月 1日
一部変更 平成31年 3月17日
一部変更 2019年10月20日

(目 的)

第1条 この規程は、定款第39条第3項に基づき定款施行規則第41条第1項第7号及び同規則第44条に定める職域統括事業部の運営に関し必要な事項を定める。

(職域に係る就業先)

第2条 定款施行規則第44条第1項の職域に係る就業先の分類は別表のとおりとする。

(職域統括事業部の所管業務)

第3条 職域統括事業部は、事業部及び事務局設置運営規程第9条に基づき、以下の各号の業務を所管する。

- 一 定款第4条第1項第1号、同条第2号、同条第3号、及び、同条第4号に定める事業の実施に関する業務
- 二 前号の業務相互の連携と調整に関する業務
- 三 職域の区分の調整に関する業務
- 四 職域の開発及び拡充に関する業務
- 五 その他前各号に付随する業務

(職域統括事業部の部長及び部員)

第4条 職域統括事業部に定款施行規則第41条第3項に定める部長（以下「職域統括事業部長」という。）1名を置く。

- 2 定款施行規則第41条第3項に定める職域統括事業部の部員は、第7条第1項に定める委員長をもってこれに充てる。
- 3 職域統括事業部長は、部員の補佐を得て、第3条の所管業務に関する事項を決裁する。

(職域事業推進委員会)

第5条 職域統括事業部に、各職域ごとに編成する事業推進委員会を置き、当該職域の事業の実施に必要な事務を掌らせる。

- 2 前項の職域ごとの事業推進委員会は、職域の名称を付して事業推進委員会（「〇〇(職域の名称)事業推進委員会」）と呼称する。
- 3 以下の各条のうち事業推進委員会に関するものは、すべての職域の事業推進委員会に共通する事項を定める。

(事業推進委員会の委員)

第6条 事業推進委員会は、7人以上24人以内の委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員は、職域ごとの事業推進委員会が、当該職域に属する者の中から選任する。事業推進委員会は、委員の選任に合わせて若干名の補欠の委員を選任することができる。
- 3 委員及び補欠の委員を選任する方法は、職域ごとの事業推進委員会がそれぞれこれを定め、理事会の承認を得る。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の委員が委員となったときの任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、その属する職域の変更により、委員たる資格を失う。ただし、補欠の委員に欠き、かつ、新たに委員を選任することなくして委員の定員を満たすことができないときは、委員たる資格を失った者といえども、理事会の承認を得て、新たに委員が選任されるまで委員としての職務を行うことができる。
- 6 前項本文により委員たる資格を失った者であっても、その者が定款施行規則第44条第3項の理事（以下「職域担当理事」という。）であるときは、同規則同条同項の指定の変更のない限り、職域担当理事たる資格を失わない。

(事業推進委員会委員長等)

第7条 事業推進委員会に、委員長（以下「委員長」という。）1名及び副委員長（以下「副委員長」という。）若干名を置く。

- 2 委員長には、職域担当理事を充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するほか、次項の職責を負う。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、事故の解消に要すると見込まれる期間と、後任者たる職域担当理事の選任に要する期間のうちの短い方の期間に限り、副委員長が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(事業推進委員会の会議等)

第8条 事業推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 事業推進委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議の傍聴を認めることができる。傍聴の可否は、傍聴をする会議と傍聴者を特定して事業推進委員会が決定する。
- 3 前項で傍聴を許された者は、委員長の許可を得て会議で発言をすることができる。

(事業推進委員会の事務)

第9条 事業推進委員会は、以下の各号の事務を取り扱う。

- 一 第5条第1項の事務
 - 二 各職域の特性その他の事情に応じた当該職域ごとの研修会の実施に関する事務
 - 三 各職域に属する都道府県栄養士会の会員で、当該都道府県栄養士会の当該職域において指導的役割を担うべき者（以下「リーダー」という。）による当該職域ごとの集合研修（以下「全国リーダー研修会」という。）の実施に関する事務
 - 四 本会の事業報告及び損益計算書（正味財産増減計算書）の案、並びに、本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成に必要な資料の調製に関する事務
 - 五 本会の総会の理事選任決議における各職域の職域理事選任決議分野の立候補者の推薦に関する事務
- 2 前項第3号に定める全国リーダー研修会に付随して、事業推進委員会は、以下の各号の事務の取り扱いに係る会議を開催することができる。
- 一 前項第5号の事務
 - 二 第6条第2項の委員の選任に関する事務
 - 三 その他前項第1号に関し必要な事務

(全国リーダー研修会等)

第10条 全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。）は、日本栄養士会長が招集する。

- 2 全国リーダー研修会は以下の各号の事項に関する研修を行う。
 - 一 職域に関する公益目的事業の実施に関する事項
 - 二 リーダーたりうる人材の養成に関する事項
 - 三 その他必要な事項

3 全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。以下、本項において同じ。）を開催したときは、事業推進委員会は、その結果（第9条第2項の会議の結果を含む。）を理事会に報告する。全国リーダー研修会を開催しないときは、事業推進委員会は、第9条第2項各号の事務の取り扱いについて、同研修会に参加すべきリーダーから書面をもって意見を徴し、その結果を取りまとめて日本栄養士会に報告する。

4 事業推進委員会は、必要と認めるときは、全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。以下、本項において同じ。）に代えて、又は、同研修会を補うために、適宜の範囲の地域ごとにリーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。）を開催することができる。

5 全国リーダー研修会に参加したリーダーは、同研修会の内容を、その属する都道府県栄養士会及び同栄養士会の職域において共有、咀嚼、発展させるため、研修会その他の取り組みを行う。

(準 則)

第11条 本規程の解釈及び本規程に定めのない事項の取り扱いは、理事会が、これを決する。

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。ただし、事業推進委員会委員の選任に関する条項は、2020年度と同委員の選任を行うときよりこれを適用する。

別表（第2条）

職域の名称	就業の種別に係る就業先施設等の分類
医療	精神科病院、一般病院、一般病院のうち地域医療支援病院、一般病院のうち療養病床を有する病院、一般病院のうち感染症病床を有する病院、一般診療所（有床・無床）、歯科診療所（有床・無床）、その他の医療関連施設
学校健康教育	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校・専修学校、教育委員会、学校給食センター、その他の学校関連施設
勤労者支援	受託給食会社、寄宿舎、社員食堂・飲食店、企業（食品会社、製薬会社、出版社、その他）、矯正施設、自衛隊、スポーツ関連施設、保険薬局・ドラッグストア、健診機関、情報サービス、調理教室、勤労者を対象としたその他の関連企業および施設
研究教育	大学・短大・専門学校（管理栄養士・栄養士養成施設）、大学・短大・専門学校（管理栄養士・栄養士養成施設以外）、研究機関・団体
公衆衛生	都道府県庁、保健所設置市・特別区、市町村、その他の公衆衛生関連機関・施設
地域活動	開業、特定の組織に属さない者・自由契約の者（フリーランス）、非営利団体（公益活動等の団体）、都道府県栄養ケア・ステーション、無職
福祉	保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、その他の児童福祉関連施設および事業所 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、その他の障害福祉関連施設および事業所 介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、介護医療院、老人保健施設、その他の高齢福祉関連施設および事業所

※新たな就業先等は、定期的に本表に追加し、表を更新する。